６－１ 静岡県建設工事執行規則

○静岡県建設工事執行規則

昭和50年3月25日

規則第16号

静岡県建設工事執行規則をここに制定する。

静岡県建設工事執行規則

静岡県建設工事執行規則(昭和39年静岡県規則第29号)の全部を改正する。

目次

第1章　総則(第1条－第9条)
第2章　請負契約(第10条－第17条)
第3章　建設工事の施工(第18条－第37条)
第4章　建設工事の検査及び引渡し並びに支払(第38条－第50条)
第5章　請負契約の解除(第51条－第55条の４)
第6章　雑則(第56条－第60条)
附則

第1章　総則

(趣旨)

第1条　この規則は、県が行う建設工事の執行方法に関し、法令その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　契約担当者　知事及び知事の委任を受けて請負契約の締結を行うかい長をいう。

(2)　監督員　請負工事について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督を行う職員をいう。

(3)　建設工事　建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事をいう。

(建設工事の執行方法)

第3条　建設工事の執行方法は、請負又は直営とし、特に必要があると認めるときは、委託によることができる。

2　請負で執行する場合においては、分割又は分離して執行することができる。

3　直営で執行する場合においても一部を請負に付することができる。

（直営とする場合）

第4条　次の各号のいずれかに該当するときは、直営で建設工事を執行するものとする。

(1)　建設工事の目的又は性質により、請負に付することを不適当と認めるとき。

(2)　急施を要し、請負に付する暇がないとき。

(3)　その他特に必要があると認めるとき。

（請負者の資格要件）

第5条　建設工事の請負者は、知事が別に定める建設工事に係る競争入札参加者に必要な資格を有する者（以下「有資格者」という。）でなければならない。ただし、庁舎等の維持若しくは補修のための建設工事その他知事が特に必要があると認める建設工事で請負代金額が100万円に満たないもの又は建設工事の性質上有資格者のうちに当該建設工事を施工することができる者がない場合における当該建設工事の請負者については、この限りでない。

（建設工事の見積り期間）

第6条　契約担当者は、請負契約の方法が随意契約による場合にあっては契約を締結する以前に、入札の方法による競争に付する場合にあっては入札を行う以前に次に掲げる見積り期間を設けるものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

(1)　建設工事1件の予定価格が500万円未満の建設工事については、1日以上

(2)　建設工事1件の予定価格が500万円以上5,000万円未満の建設工事については、10日以上

(3)　建設工事1件の予定価格が5,000万円以上の建設工事については、15日以上

（設計付入札）

第7条　建設工事の種類又は性質により、必要があると認めるときは、設計付入札に付することができる。

2　前項の場合においては、設計内容及び入札金額により選考の上落札者を決定する。

（入札書及び見積書）

第8条　様式第1号による入札書は、封印の上、表面に「番号、何々工事入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所、商号及び氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を記載して提出させなければならない。

2　見積書は、記載内容の漏えいの防止に留意して提出させなければならない。

（関連建設工事の調整）

第9条　契約担当者は、請負者の施工する建設工事及び契約担当者の発注に係る第三者の施工する他の建設工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、請負者は、契約担当者の調整に従い、第三者の行う建設工事の円滑な施工に協力しなければならない。

第2章　請負契約

（通則）

第10条　請負契約に関して当事者間で用いる言語は、日本語とする。

2　請負契約に基づく金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

3　請負契約に関して当事者間で用いる計量単位は、設計図書（仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

4　請負契約における期間の計算については、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

5　請負契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6　請負契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的な管轄裁判所とする。

7　請負契約に定める催告、請求、通知、報告、指示、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

8　請負者は、請負契約に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（請負契約の締結）

第11条　請負契約は、様式第3号による建設工事請負契約書（請負者が共同企業体を結成している場合にあっては、様式第3号の2による建設工事請負契約書）、静岡県建設工事請負契約約款及び設計図書により、その内容を明らかにして締結しなければならない。ただし、その請負契約に係る請負代金額が150万円未満のときは、様式第4号による建設工事請書によることができる。

2　請負契約の内容を変更する場合においては、様式第5号による建設工事変更請負契約書（請負者が共同企業体を結成している場合にあっては、様式第5号の2による建設工事変更請負契約書）又は様式第6号による建設工事変更請書によるものとする。

3　第1項の規定による請負契約の締結又は前項の規定による請負契約の内容の変更は、知事が別に定めるところにより、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により行うことができる。この場合において、当該請負契約の締結又は請負契約の内容の変更は、これらの規定による当該

請負契約の締結又は請負契約の内容の変更とみなす。

4　請負契約に関する書類（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下同じ。）の作成に必要な費用は、請負者の負担とする。

（契約の保証）

第12条　請負者は、請負契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、1件の請負代金額が300万円未満の建設工事及び知事が別に定める災害応急対策又は災害復旧に関する工事に係る請負契約については、この限りでない。

(1)　契約保証金の納付

(2)　契約保証金に代わる担保となる有価証券（静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第42条第1項各号（第5号を除く。）に掲げるものに限る。以下同じ。）の提供

(3)　請負契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関（知事が確実と認めるものに限る。）の保証

(4)　保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証（請負契約に係る契約保証金の納付に代わる担保としての保証を行う特約を付したものに限る。）

(5)　公共工事履行保証証券による保証

(6)　県を被保険者とする履行保証保険契約の締結

2　前項の保証に係る契約保証金の額、有価証券の額面金額（静岡県財務規則第42条第1項第3号及び第4号に掲げるものにあっては、発行価額の10分の8に相当する額）、保証金額又は保険金額（以下この条において「保証の額」と総称する。）は、請負代金額の10分の1（低入札価格調査（予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に行われる調査をいう。以下同じ。）を受けて落札者となった請負者と締結する請負契約に係る保証の額にあっては、請負代金額の10分の３）以上の額としなければならない。

3　請負者が第１項第３号から第６号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条の２第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4　第1項の規定により、請負者が同項第2号から第4号までに掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第5号又は第6号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5　請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1（低入

札価格調査を受けて落札者となった請負者と締結した請負契約に係る保証の額にあっては、変更後の請負代金額の10分の３）に達するまで、契約担当者は保証の額の増額を請求することができ、請負者は保証の額の減額を請求することができる。

6　請負者は、第1項第3号から第5号までに掲げる保証を付したときにあっては当該保証委託契約の締結後直ちにその保証書等を契約担当者に提出し、同項第6号に掲げる保証を付したときにあっては当該保険契約の締結後直ちにその保険証券を契約担当者に寄託しなければならない。

7　請負者は、前項の規定による保証書等の提出又は保険証券の寄託に代えて、電磁的方法であって、知事が別に定める措置を講ずることができる。この場合において、請負者は、同項の規定による保証書等の提出又は保険証券の寄託をしたものとみなす。

（権利義務の譲渡等）

第13条　請負者は、請負契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、契約担当者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2　請負者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第24条第2項の検査に合格したもの及び第45条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、契約担当者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3　請負者は、請負代金の請求権の譲渡について承諾を得ようとするときは、様式第7号による建設工事請負代金請求権譲渡承諾（変更承諾）申請書を契約担当者に提出しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第14条　請負者は、建設工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（暴力団関係業者による下請負の禁止等）

第14条の２　請負者は、第52条の２第１項第10号アからオまでのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係業者」という。）を下請負人としてはならない。

２　請負者は、その請け負った建設工事に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させてはならない。

３　請負者が、第１項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させた場合は、契約担当者は、請負者に対して、当該契約の解除（請負者が当該契約の当事者でない場合において、請負者が当該契約の当事者に対して当該契約の解除を求めること

を含む。以下この条において同じ。）を求めることができる。

４　前項の規定により契約担当者が請負者に対して当該契約の解除を求めたことによって生じる請負者の損害及び同項の規定により下請契約が解除されたことによって生じる下請契約の当事者の損害については、請負者が一切の責任を負うものとする。

（下請負人の通知）

第15条　契約担当者は、第14条の規定による請負の禁止に違反する疑いがあると認めるときは、下請契約を締結した請負者に対し、次に掲げる事項の通知を請求することができる。

(1)　下請負人の住所及び商号

(2)　下請契約の内容

(3)　下請負人が請け負った工事に係る建設業の種類並びに当該建設業の許可の年月日及び許可番号

２　請負者は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく、様式第８号による下請負人通知書により契約担当者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第16条　請負者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料及び施工方法等（仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段をいう。以下同じ。）を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、契約担当者が、その工事材料及び施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、請負者がその存在を知らなかったときは、契約担当者は、請負者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（共同企業体に係る請負契約に基づく行為の特則）

第17条　請負者が共同企業体を結成している場合においては、契約担当者は、請負契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、契約担当者が当該代表者に対して行った請負契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、請負者は、契約担当者に対して行う請負契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

第3章　建設工事の施工

（自主施工の原則）

第18条　施工方法等については、請負契約において特に定める場合を除き、請負者がその

責任において定めるものとする。

（建設工事の着手）

第19条　請負者は、請負契約締結後、速やかに、建設工事に着手しなければならない。

（工程表、工事工程月報及び請負代金内訳書）

第20条　請負者は、請負契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて様式第9号による工程表を作成し、契約担当者に提出しなければならない。

2　請負者は、工期が1月を超える建設工事については、毎月10日までに様式第10号による工事工程月報に前月末における建設工事の進ちょくの状況を記載し、契約担当者に提出しなければならない。

3　請負者は、契約担当者から請求があった場合においては、請負契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書を作成し、契約担当者に提出しなければならない。

（監督員）

第21条　契約担当者は、監督員を置いたときは、その者の氏名を請負者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2　監督員は、各本条に特別の定めがある場合を除くほか、次に掲げる権限を有し、請負契約の定めるところにより、これを行使する。

(1)　請負契約の履行についての請負者又は請負者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2)　設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作成した詳細図等の承諾

(3)　設計図書に基づく工程の管理、工事の施工への立会い、工事の施工の状況の検査又は工事材料の検査（確認を含む。第24条第2項及び第3項において同じ。）

3　契約担当者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を請負者に通知しなければならない。

4　第2項の規定による監督員の権限のうち指示又は承諾は、第10条第7項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

5　契約担当者が監督員を置いたときは、この規則に定める催告、請求、通知、報告、承諾及び解除であって請負者が契約担当者に対して行うものについては、第23条第4項の規定による請求を除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって契約担当者に到達したものとみなす。

6　契約担当者が監督員を置かないときは、この規則に定める監督員の権限は、契約担当者に帰属する。

（主任技術者、現場代理人等）

第22条　請負者は、次の各号に掲げるいずれかの者の氏名等を様式第11号による主任技術者等通知書により契約担当者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1)　主任技術者（法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）

(2)　監理技術者（法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）

(3)　専任の主任技術者（法第26条第3項本文の規定により専任の者でなければならない主任技術者をいう。以下同じ。）

(4)　監理技術者補佐（法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）

(5)　専任の監理技術者（法第26条第5項の規定により選任された専任の者でなければならない監理技術者をいう。以下同じ。）

2　請負者は、次に掲げる者を置いたときは、その者の氏名等を様式第11号による主任技術者等通知書により契約担当者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1)　現場代理人

(2)　専門技術者（法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）

3　現場代理人は、請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行わなければならない。ただし、特に常駐する必要がないと契約担当者が認めたときは、この限りでない。

4　前項に規定するもののほか、現場代理人は、第23条第1項の規定による請求の受理、同条第3項の規定による決定及び通知、同条第4項の規定による請求並びに同条第5項の規定による通知の受理、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びに請負契約の解除に係る権限を除き、この規則に基づく請負者の一切の権限を行使することができる。

5　請負者は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により現場代理人が行使することができるとされた権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を契約担当者に通知しなければならない。

6　現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

7　低入札価格調査を受けて落札者となった請負者については、前項の規定は適用しない。

（履行報告）

第22条の2　請負者は、様式第12号による工事記録簿に必要な事項を記録し、監督員が指示したときはこれを提示しなければならない。

2　前項の規定によるほか、請負者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について契約担当者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第23条　契約担当者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、これらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2　契約担当者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）、下請負人、労働者その他請負者が工事を施工するために使用している者で工事の管理又は施工につき著しく不適当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3　請負者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に契約担当者に通知しなければならない。

4　請負者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、契約担当者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5　契約担当者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に請負者に通知しなければならない。

（工事材料の品質、検査等）

第24条　工事材料は、設計図書に定める品質を有するものを使用しなければならない。ただし、設計図書にその品質の定めのない場合にあっては、中等の品質を有する工事材料を使用するものとする。

2　請負者は、設計図書において監督員の検査を受けて使用すべきものとされた工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。

3　監督員は、請負者から前項の検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に検査を行わなければならない。

4　第2項の検査に直接必要な費用は、請負者の負担とする。

5　請負者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

6　請負者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

7　請負者は、主要な工事材料で完成検査を受ける際に外部から明視することができないものについて第2項の検査を受けたときは、様式第13号による材料検査簿にその状況を記入し、監督員の検印又は署名を受けるものとする。

（監督員の立会い、見本等の整備等）

第25条　請負者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものとされた工事材料については、立会いを受けて調合したもの又は見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2　請負者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものとされた工事については、立会いを受けて施工しなければならない。

3　請負者は、前2項に規定するもののほか、設計図書において見本、工事の写真その他の記録(以下「見本等」という。)を整備すべきものとされた工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより見本等を整備し、監督員の請求があったときは、整備した見本等を当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4　監督員は、請負者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に立会い又は見本検査を行わなければならない。

5　前項に規定する期間内に、監督員が正当な理由なく立会い又は見本検査を行わないため、その後の工程に支障を来すときは、請負者は、監督員に通知した上で、立会い又は見本検査を受けることなく、当該工事材料を調合して使用し、又は当該工事を施工することができる。この場合において、請負者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本等を整備し、監督員の請求があったときは、整備した見本等を当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

6　第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本等の整備に直接必要な費用は、請負者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第26条　契約担当者が請負者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2　監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、請負者の立会いの上、県の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。

3　前項の規定による検査の結果、請負者は、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに契約担当者に通知するとともに、その引渡しを拒むことができる。

4　請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、契約担当者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

5　請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関し請負契約の内容に適合しないこと（第２項の規定による検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたとき

は、その旨を直ちに契約担当者に通知しなければならない。

6　契約担当者は、請負者から第3項又は前項の規定による通知を受けた場合においては、当該支給材料又は貸与品に代えて他の支給材料又は貸与品を引き渡さなければならない。ただし、既に引き渡した支給材料又は貸与品を使用することによっても工事の目的を達成することができると認められる場合にあっては、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を請負者に請求することができる。

7　契約担当者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

8　請負者は、引渡しを受けた支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9　請負者は、設計図書に定めるところにより、建設工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を契約担当者に返還しなければならない。

10　請負者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、契約担当者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

11　請負者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に定められていないときは、その使用方法につき監督員の指示に従わなければならない。

（工期等の変更及び費用の負担）

第26条の2　前条第6項及び第7項の場合において、当事者は必要に応じ工期又は請負代金額を変更し、県は請負者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。

2　前項の規定による変更後の工期又は請負代金額は、当事者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、契約担当者が定め、請負者に通知する。

3　前項の規定による協議の開始の日（以下「変更協議開始日」という。）については、契約担当者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、契約担当者が、工期又は請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に変更協議開始日を通知しない場合には、請負者が、変更協議開始日を定め、契約担当者に通知することができる。

4　第1項の必要な費用の額は、当事者が協議して定める。

（工事用地等の確保等）

第26条の3　契約担当者は、工事用地その他設計図書において定められた建設工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を、請負者が建設工事の施工上必要とする日（請負契約に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保し、請負者に引

き渡さなければならない。

2　第26条第8項の規定は、前項の規定により引渡しを受けた工事用地等について準用する。

3　建設工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に請負者又は下請負人が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件があるときは、請負者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、かつ、取り片付けて契約担当者に明け渡さなければならない。

4　前項に規定する請負者のとるべき措置の期限、方法等については、契約担当者が請負者の意見を聴いて定める。

5　前項の期限までに、請負者が正当な理由なく第3項に規定する請負者のとるべき措置をとらないときは、契約担当者は、請負者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等を修復し、若しくは取り片付けることができる。この場合において、請負者は、契約担当者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、契約担当者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

（設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等）

第27条　請負者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

2　第26条の2の規定は、前項に規定する不適合が監督員の指示その他契約担当者の責めに帰すべき事由によって生じた場合に準用する。

3　監督員は、請負者が第24条第2項又は第25条第1項から第3項までの規定に違反したことが明らかな場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

4　前項に規定するもののほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、工事の施工部分を最小限度の範囲に限り破壊して検査することができる。

5　前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、請負者の負担とする。

（条件変更等）

第28条　請負者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1)　設計図書が相互に一致しないこと（設計図書に優先順位が定められている場合を除く。）。

(2)　設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。

(3)　設計図書の表示が明確でないこと。

(4)　工事現場の形状、地質、ゆう水等の状態、施工上の制約その他の設計図書に示され

た施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5)　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2　監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、請負者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、請負者が立会いに応じない場合には、請負者の立会いを受けずに行うことができる。

3　契約担当者は、請負者の意見を聴いて、前項の調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を請負者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ請負者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4　前項の規定によりとりまとめられた調査の結果において、第1項各号に掲げる事実が確認された場合で、必要があると認められるときは、契約担当者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。ただし、同項第4号又は第5号に掲げる事実が確認されその結果設計図書を変更する場合(工事目的物の変更を伴わない場合に限る。)には請負者と協議して行う。

5　第26条の2の規定は、前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合に準用する。

(設計図書の変更)

第29条　契約担当者は、必要があると認めるときは、その内容を請負者に通知して、設計図書を変更することができる。

2　第26条の2の規定は、前項の規定による設計図書の変更が行われた場合に準用する。

(工事の中止)

第29条の2　工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、請負者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、請負者が建設工事を施工できないと認められるときは、契約担当者は、直ちに請負者に通知して、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2　前項に規定するもののほか、契約担当者は、必要があると認められるときは、請負者に通知して、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3　第26条の2の規定は、契約担当者が、前2項の規定により建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合に準用する。

（請負者による工期の延長の請求）

第30条　請負者は、天候の不良、第9条の規定による関連建設工事の調整への協力その他の請負者の責めに帰すことができない事由により工期内に建設工事を完成することができないときは、契約担当者に対し、工期の延長を請求することができる。

２　前項の規定による請求は、様式第14号による工期延長請求書に様式第15号による変更工程表を添えて行わなければならない。

３　契約担当者は、第１項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、当該請求に係る工期の延長をしなければならない。この場合において、当該工期の延長が契約担当者の責めに帰すべき事由による場合にあっては、当事者は必要に応じ請負代金額を変更し、県は請負者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。

４　第26条の2第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による請求があった場合及び前項後段の規定による変更後の請負代金額の決定に、同条第４項の規定は前項後段の必要な費用の額の決定に準用する。この場合において、同条第2項本文中「前項の規定による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第1項の規定による請求に係る延長後の工期及び前項後段の規定による変更後の」と、同条第3項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「工期の延長の請求を受けた日」と、同条第４項中「第１項」とあるのは「前項後段」と読み替える。

（契約担当者による工期の短縮の請求等）

第31条　契約担当者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を請負者に請求することができる。

2　契約担当者は、この規則の定めるところにより工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3　前2項の場合において、当事者は必要に応じ請負代金額を変更し、県は請負者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。

4　第26条の2第2項及び第3項の規定は第1項又は第2項の規定による請求があった場合及び前項の規定による変更後の請負代金額の決定に、同条第4項の規定は前項の必要な費用の額の決定に準用する。この場合において、同条第2項本文中「前項の規定による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第1項又は第2項の規定による請求に係る変更後の工期及び前項の規定による変更後の請負代金額」と、同条第3項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「請負者が工期の短縮又は変更の請求を受けた日」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「前項」と読み替える。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第32条　契約担当者又は請負者は、工期内で請負契約締結の日(第3項の規定により請負代金額を変更した場合にあっては、当該変更のうち、直前に行われた変更に係るこの項の規定による請求の日)から12月を経過した後に、日本国内における経済事情の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2　契約担当者又は請負者は、前項の経済事情の変動が特別な事情により急激に生じた結果請負代金額が不適当となったと認めたときは、同項の規定にかかわらず、直ちに請負代金額の変更を請求することができる。特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ請負代金額が不適当となったときも同様とする。

3　第1項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(現に定められている請負代金額から現に定められている設計図書を基礎として算出した当該請求時の出来形部分に相当する額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の経済事情を基礎として算出した請負代金額から変動後の経済事情を基礎として算出した当該請求時の出来形部分に相当する額を控除した額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額を現に定められている請負代金額から減じ、又は現に定められている請負代金額に加えた額を変更後の請負代金額とする。

4　第26条の2第2項及び第3項の規定は、第1項又は第2項の規定による請求があった場合に準用する。この場合において、同条第2項本文中「前項の規定による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第2項の規定による請求に係る変更後の請負代金額並びに変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額」と、同条第3項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「第1項又は第2項の規定による請求を行った日又は受けた日」と読み替える。

(臨機の措置)

第33条　請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、請負者は、そのとった措置の内容を直ちに監督員に通知するものとする。

2　前項前段の場合において、必要があると認めるときは、請負者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

3　監督員は、災害防止その他建設工事の施工上特に必要があると認めるときは、請負者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合においては、請負者は、直ちにこれに応じなければならない。

4　請負者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、請負者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる費用については、県が負担する。

5　第26条の2第4項の規定は、前項の規定により県が負担する費用の額の決定に準用する。

（一般的損害）

第34条　各本条に特別の定めがある場合を除くほか、工事目的物の引渡しが行われたとみなされる前に工事目的物又は工事材料について生じた損害その他建設工事の施工に関して生じた損害については、請負者がその費用を負担する。ただし、その損害（第56条第1項の規定により付された保険等によりてん補される損害（以下「保険てん補部分」という。）を除く。）のうち、契約担当者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、県がその費用を負担する。

（第三者に及ぼした損害等）

第35条　建設工事の施工に伴い第三者に及ぼした損害の負担については、請負契約に定めるところによる。

2　建設工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、当事者が協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第36条　工事目的物の引渡しが行われたとみなされる前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で当事者双方の責めに帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害を生じたときは、請負者は、その事実の発生後直ちにその状況を契約担当者に通知しなければならない。

2　契約担当者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害の状況を調査し、その結果を請負者に通知するものとする。

3　契約担当者は、前項の規定により確認された損害のうち、この規則の定めるところにより行った検査若しくは立会い又は整備された見本等その他の請負者の工事に関する記録等により確認することができた工事目的物等に係る損害の額（請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づく損害の額及び保険てん補部分の額を除く。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）の範囲内において請負代金額に相当する額に至るまでの額から、当該損害合計額の範囲内において請負代金額の100分の1に相当する額に至るまでの額を差し引いた額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事に係る損害については、契約担当者が損害合計額を負担するものとする。

4　不可抗力によって生じた損害のうち工事材料、仮設物及び建設機械器具に係る損害の額は、請負者が通常妥当と認められる範囲を超えた品質、数量、規格又は性能の工事材

料、仮設物及び建設機械器具を使用した場合であっても、通常妥当と認められる範囲の品質、数量、規格又は性能に基づいて算定する。

5　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の損害の負担については、第3項本文中「損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「保険てん補部分の額」とあるのは「保険てん補部分の額の累計」と、「損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1に相当する額に至るまでの額」とあるのは「請負代金額の100分の1に相当する額に至るまでの額及び既に負担した額」と、同項ただし書中「損害合計額」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額」として、同項の規定を適用する。

（請負代金額の増額等に代えて行う設計図書の変更）

第37条　契約担当者は、第16条ただし書、第26条の2第1項（第27条第2項、第28条第5項、第29条第2項及び第29条の2第3項において準用する場合を含む。）、第30条第３項後段、第31条第3項、第32条第1項及び第2項、第33条第4項、第34条、前条第3項及び第5項並びに第41条第3項の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は費用の全部又は一部の負担に代えて設計図書を変更することができる。

2　第26条の2第2項及び第3項の規定は、前項の規定による設計図書の変更に準用する。この場合において、同条第2項本文中「変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「設計図書の変更の内容」と、同条第3項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日」と読み替える。

第4章　建設工事の検査及び引渡し並びに支払

（検査を行う職員）

第38条　地方自治法第234条の2第1項の規定による検査は、静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号）第4条に規定する本庁若しくは同規則第6条に規定する出先機関の検査技監若しくは検査監又は知事若しくはかい長の命ずる職員が行う。

（検査及び引渡し）

第39条　請負者は、建設工事が完成したときは、様式第16号による完成届出書を契約担当者に提出しなければならない。

2　契約担当者は、前項の完成届出書の提出を受けたときは、その日から14日以内に請負者の立会いの上設計図書に定めるところにより建設工事の完成を確認するための検査を完了し、かつ、当該検査の結果を請負者に通知しなければならない。この場合において、

契約担当者は、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、工事目的物を最小限度の範囲に限り破壊して検査することができる。

3　第27条第5項の規定は、前項後段の検査に準用する。

4　契約担当者が、検査に合格した旨の第2項の規定による通知をしたときは、工事目的物の引渡しが行われたものとみなす。

5　請負者は、検査に合格しなかった旨の第2項の規定による通知を受けたときは、直ちに修補しなければならない。この場合のこの条の規定の適用については、第1項中「建設工事が完成したときは、様式第16号による完成届出書」とあるのは「修補が完了したときは、様式第17号による修補完了届出書」とし、第2項中「完成届出書」とあるのは「修補完了届出書」とする。

（請負代金の支払）

第40条　請負者は、検査に合格した旨の前条第2項の通知を受けたときは、請求書に様式第18号による請求明細書を添えて請負代金の支払を請求することができる。

2　県は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3　契約担当者がその責めに帰すべき事由により前条第2項に規定する期間内に検査の結果を通知しないときは、当該期間の末日の翌日から検査の結果を通知した日までの期間の日数は、前項に規定する期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、同条第2項に規定する期間を経過した日から起算して40日を経過する日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第41条　契約担当者は、第39条第4項の規定により引渡しが行われたとみなされる前においても、請負者の承諾を得て、工事目的物の全部又は一部を使用することができる。

2　前項の場合においては、契約担当者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3　契約担当者が、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって請負者に損害を及ぼしたときは、県は必要な費用を負担しなければならない。

4　第26条の2第4項の規定は、前項の規定により県が負担する費用の額の決定に準用する。

（前金払）

第42条　請負者は、1件の請負代金額が200万円以上の建設工事に要する費用について、建設工事請負契約書記載の建設工事完成の時期を保証期限とする保証事業会社との保証委託契約（以下「保証委託契約」という。）を締結し、その保証証書を契約担当者に提出し

て、請負代金額の10分の4以内の額の前払金の支払を請求することができる。

2　前項に規定する前払金の支払を受けた請負者は、当該建設工事に要する費用について、前項の保証委託契約に加えて新たに保証委託契約を締結し、その保証証書を契約担当者に提出して、当該前払金に追加して請負代金額の10分の2以内の額の前払金の支払を請求することができる。

3　請負者は、前2項の規定による保証証書の提出に代えて、電磁的方法であって、知事が別に定める措置を講ずることができる。この場合において、請負者は、これらの規定による保証証書の提出をしたものとみなす。

4　第2項の規定による請求をしようとする請負者は、契約担当者に対し、あらかじめ、当該建設工事が次に掲げる要件に該当することの認定を請求し、その旨の認定を受けなければならない。

(1)　工期の2分の1を経過していること。

(2)　工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。

(3)　既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

5　契約担当者は、前項の規定による認定の請求を受けたときは、速やかに当該認定の結果を当該請負者に通知しなければならない。

6　契約担当者は、第1項又は第2項に規定する請求があったときは、当該請求を受けた日から14日以内に当該前払金を支払わなければならない。

（前払金等の変更）

第43条　請負者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額に基づく前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額の前払金の支払を請求することができる。この場合において、あらかじめ保証委託契約を変更し、変更後の保証証書を契約担当者に提出しなければならない。

2　前条第6項の規定は、前項の規定による請求があった場合に準用する。

3　請負者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が、減額後の請負代金額に基づく前払金額に当該減額後の請負代金額の10分の1（前条第2項に規定する前払金の支払を受けているときは10分の2）に相当する額を加えた額を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。この場合において、保証委託契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに契約担当者に提出しなければならない。

4　請負者は、第1項又は前項の規定による保証証書の提出に代えて、電磁的方法であって、知事が別に定める措置を講ずることができる。この場合において、請負者は、これらの規定による保証証書の提出をしたものとみなす。

5　第3項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、当事者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、契約担当者が定め、請負者に通知する。

6　契約担当者は、請負者が第3項に規定する期間内に同項の超過額又は前項の返還すべき超過額の全額を返還しなかったときは、その未返還額につき、第3項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの日数に応じ、知事が別に定める割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

7　契約担当者は、工期の変更が行われた場合には、直ちにその旨を当該建設工事に関し請負者と保証委託契約を締結している保証事業会社に通知するものとする。

（前払金の使用）

第44条　請負者は、前払金を当該建設工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料又は購入費（当該建設工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証委託契約に係る保証料以外の支払に充当してはならない。

（部分払）

第45条　請負者は、建設工事の完成前に、出来形部分又は製造工場等にある特殊な工場製品に相応する請負代金相当額（以下「出来高金額」という。）の10分の9以内の額について、部分払を請求することができる。ただし、前払金があった場合においては特に必要があると認める場合を除き、出来形が、現になされた前払金の請負代金額に対する割合に10分の1を加えた率以上に達したときに限る。

2　請負者は、前項の規定による請求をしようとするときは、契約担当者に対し、あらかじめ、様式第19号による出来形確認請求書を提出して、当該請求に係る出来形部分及び製造工場等にある特殊な工場製品の確認を請求しなければならない。

3　契約担当者は、前項の規定による確認の請求を受けた日から14日以内に、請負者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、かつ、当該検査の結果を請負者に通知しなければならない。

4　第27条第5項及び第39条第2項後段の規定は、前項の検査に準用する。

5　出来高金額は、当事者が協議して定める。ただし、請負者が第3項の通知を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、契約担当者が定め、請負者に通知する。

6　請負者は、検査に合格した旨の第3項の規定による通知を受けたときは、請求書に様式第18号による請求明細書を添えて部分払金の支払を請求することができる。この場合においては、契約担当者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

7　部分払金の額は、次の式により算定する。

出来高金額×((9／10)－(前払金額／請負代金額))

8　第1項の規定による部分払の請求回数は、次の各号に掲げる請負代金額の区分に応じ当該各号に掲げる回数以内とする。ただし、契約担当者が特に必要があると認めたときは、請求回数を増加することができる。

(1)　請負代金額100万円以上2,000万円未満　2回

(2)　請負代金額2,000万円以上5,000万円未満　3回

(3)　請負代金額5,000万円以上　4回

9　第6項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。

(部分引渡し)

第46条　第39条及び第40条の規定は、契約担当者が設計図書において建設工事の完成に先立って工事目的物の一部の引渡しを受けるべきことを指定した部分又は工事目的物の一部が完成した場合には当該部分を引渡すことについて当事者の合意が成立した部分(以下「一部引渡指定部分」という。)がある場合において当該一部引渡指定部分が完成した場合に準用する。この場合において、第39条中「建設工事」とあるのは「一部引渡指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「一部引渡指定部分に係る工事目的物」と、第40条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替える。

2　前項の規定により準用される第40条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算出する。

一部引渡指定部分に相応する請負代金の額×(1－(前払金額／請負代金額))

3　前条第5項の規定は、前項の規定による部分引渡しに係る請負代金の額の算定に当たって準用する。この場合において、同条第5項本文中「出来高金額」とあるのは「一部引渡指定部分に相応する請負代金の額」と、同項ただし書中「第3項の通知を受けた日から10日以内」とあるのは「第1項の規定により準用される第39条第2項前段の規定による通知を受けた日から14日以内」と読み替える。

(第三者による代理受領)

第47条　請負者は、契約担当者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2　契約担当者は、前項の規定により請負者が第三者を代理人とした場合において、請負者の提出する請求書に当該第三者が請負者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第40条(前条第1項において準用する場合を含む。)又は第45条の規定による支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する建設工事の中止）

第48条　請負者は、契約担当者が第42条第6項（第43条第2項において準用する場合を含む。）、第45条第6項又は第46条第1項において準用される第40条第2項の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、請負者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を契約担当者に通知しなければならない。

2　第26条の2の規定は、前項の規定により請負者が建設工事の施工を中止した場合について準用する。

（契約不適合責任）

第49条　契約担当者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、請負者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、契約担当者は履行の追完を請求することができない。

２　前項の場合において、請負者は、契約担当者に不相当な負担を課するものでないときは、契約担当者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、契約担当者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、契約担当者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1)　履行の追完が不能であるとき。

(2)　請負者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4)　前３号に掲げる場合のほか、契約担当者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

４　（削除）

（履行遅滞の場合における損害金等）

第50条　（削除）

第5章　請負契約の解除

第51条　削除

（契約担当者の催告による解除権）

第52条　契約担当者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)　正当な理由なく、建設工事に着手すべき期日を過ぎ、かつ、相当の期間を定めてその着手を催告したにもかかわらずその期間内に当該建設工事に着手しないとき。

(2)　工期内に建設工事を完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に建設工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。

(3)　相当の期間を定めてその設置を催告したにもかかわらずその期間内に第22条第1項各号に掲げる者を設置しなかったとき。

(4)　正当な理由なく、第49条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5)　前各号に掲げる場合のほか、請負契約に違反したとき。

2　前項の規定により請負契約を解除しようとするときは、様式第20号による請負契約解除通知書により、請負者に通知するものとする。

（契約担当者の催告によらない解除権）

第52条の2　契約担当者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに請負契約を解除することができる。

(1)　第13条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2)　請負契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(3)　引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(4)　請負者が請負契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5)　請負者の債務の一部の履行が不能である場合又は請負者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6)　契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7)　前各号に掲げる場合のほか、請負者がその債務の履行をせず、契約担当者が前条の

催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下この項において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(9)　第54条又は第54条の2の規定によらないで請負契約の解除を申し出たとき。

(10)　請負者（請負者が共同企業体を結成している場合にあっては、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（請負者が個人である場合にあっては当該個人その他経営に実質的に関与している者をいい、請負者が法人である場合にあっては当該法人の役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員等であると認められるとき。

イ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

ウ　役員等が暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用していると認められるとき。

オ　アからエまでに該当するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

カ　下請契約又は工事材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方が暴力団関係業者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

キ　暴力団関係業者を下請契約又は工事材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（カに該当する場合を除く。）に、契約担当者が請負者に対して当該契約の解除を求め、請負者がこれに従わなかったとき。

ク　契約担当者が第14条の２第３項の解除を求め、請負者が正当な理由がなくこれに従わなかったとき（キに該当する場合を除く。）。

2　前条第２項の規定は、前項の規定による解除に準用する。

（契約担当者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第52条の3　第52条第1項各号又は前条第1項各号に定める場合が契約担当者の責めに帰す

べき事由によるものであるときは、契約担当者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（契約担当者の任意解除権）

第53条　契約担当者は、建設工事が完成するまでの間は、第52条又は第52条の2の規定によるほか、必要があるときは、請負契約を解除することができる。

2　第52条第2項の規定は、前項の規定による解除に準用する。

3　県は、第1項の規定により請負契約が解除されたことにより請負者に損害を及ぼしたときは、その損害につき必要な費用を負担しなければならない。

4　第26条の2第4項の規定は、前項の規定により県が負担する費用の額の決定に準用する。

（請負者の催告による解除権）

第54条　請負者は、契約担当者が請負契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（請負者の催告によらない解除権）

第54条の2　請負者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちに請負契約を解除することができる。

(1)　第29条第1項の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2)　第29条の2第1項又は第2項の規定による建設工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が建設工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（請負者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第54条の３　第54条又は前条各号に定める場合が請負者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、請負者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第55条　第39条第2項から第4項までの規定は、請負契約が工事の完成前に解除された場合において準用する。この場合において、同条第2項前段中「前項の完成届出書の提出を受けたとき」とあるのは「解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき」と、「建設工事の完成」とあるのは「出来形部分」と、同条第4項中「工事目的物」とあるのは「出来形

部分及び部分払の対象となった特殊な工場製品」と読み替える。

2　契約担当者は、前項の規定によって準用される第39条第2項前段の規定による通知をしたときは、前項の規定によって準用される第39条第2項前段の検査に合格した出来形部分に相応する請負代金額を請負者に支払わなければならない。

3　第45条第5項の規定は、前項の出来形部分に相応する請負代金額の決定について準用する。この場合において、同条第5項本文中「出来高金額」とあるのは「第1項の規定により準用される第39条第2項前段の検査に合格した出来形部分に相応する請負代金額」と、同項ただし書中「第3項の通知を受けた日から10日以内」とあるのは「第1項の規定により準用される第39条第2項前段の規定による通知を受けた日から14日以内」と読み替える。

4　第2項の場合において、第42条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第45条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を第2項の検査に合格した出来形部分に相応する請負代金額から控除した額を支払い、受領済みの前払金に余剰があるときは、請負者はその余剰額を返還しなければならない。

5　前項の規定による返還に当たっては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、知事が別に定める割合で計算した額の利息を付さなければならない。ただし、前2条の規定による解除の場合にあっては、この限りでない。

6　請負者は、工事の完成前に請負契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第2項の検査に合格した出来形部分に使用されているものを除き、契約担当者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が請負者の故意若しくは過失により滅失し、若しくは毀損したとき、又は同項の検査に合格しなかった出来形部分に使用されているときは、代品若しくは原状に復した支給材料を返還し、又は返還に代えてその損害につき必要な費用を負担しなければならない。

7　請負者は、工事の完成前に請負契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を契約担当者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が請負者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品若しくは原状に復した貸与品を返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

8　第26条の3第3項及び第5項の規定は、契約が解除された場合に準用する。この場合において、同条第3項中「建設工事の完成、設計図書の変更等」とあるのは「請負契約の解除」と、同条第5項中「前項の期限までに」とあるのは「次項の期限までに」と読み替える。

9　第6項前段及び第7項前段の規定による請負者のとるべき措置の期限、方法等については請負契約の解除が請負者の責めに帰すべき事由によるときは契約担当者が定め、請負契約の解除が請負者の責めに帰すべき事由によらないときは請負者が契約担当者の意見を聴いて定めるものとし、第6項後段、第7項後段及び第8項において準用する第26条の3第3項の規定による請負者のとるべき措置の期限、方法等については契約担当者が請負者

の意見を聴いて定めるものとする。

10　工事の完成後に請負契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については契約担当者及び請負者が民法の規定に従って協議して決める。

（契約担当者の損害賠償請求等）

第55条の2　契約担当者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1)　工期内に工事を完成することができないとき。

(2)　この工事目的物に契約不適合があるとき。

(3)　第52条又は第52条の2の規定により、工事目的物の完成後に請負契約が解除されたとき。

(4)　前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、請負者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として契約担当者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1)　第52条又は第52条の2の規定により工事目的物の完成前に請負契約が解除されたとき。

(2)　工事目的物の完成前に、請負者がその債務の履行を拒否し、又は請負者の責めに帰すべき事由によって請負者の債務について履行不能となったとき。

3　次の各号に掲げる者が請負契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1)　請負者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2)　請負者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3)　請負者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生債務者等

4　第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が請負契約及び取引上の社会通念に照らして請負者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5　第1項第1号に該当し、契約担当者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、知事が別に定める割合で計算した額を請求することができるものとする。

6　第2項の場合（第52条の2第1項第8号及び第10号の規定により、請負契約が解除された場合を除く。）において、第12条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、契約担当者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当する

ことができる。

（請負者の損害賠償請求等）

第55条の3　請負者は、契約担当者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が請負契約及び取引上の社会通念に照らして契約担当者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第54条又は第54条の2の規定により請負契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2　第40条第2項（第46条第1項において準用する場合を含む。）に規定する期日までに請負代金が支払われなかった場合においては、請負者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、知事が別に定める割合で計算した額の遅延利息の支払を県に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第55条の4　契約担当者は、引き渡された工事目的物に関し、第39条第4項（第46条第1項において準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2　前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、契約担当者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、請負者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から１年が経過する日まで請求等をすることができる。

3　前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、請負者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4　契約担当者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第７項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を請負者に通知した場合において、契約担当者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5　契約担当者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

6　前各項の規定は、契約不適合が請負者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する請負者の責任については、民法の定めるところによる。

7　民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8　引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は契約担当者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、契約担当者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、請負者がその材料又は指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第6章　雑則

（保険等）

第56条　請負者は、工事目的物、工事材料等を設計図書に定める火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下同じ。）に付さなければならない。

2　請負者は、前項に規定する保険の契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに契約担当者に提示しなければならない。

3　請負者は、工事目的物、工事材料等を第1項に規定する保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を契約担当者に通知しなければならない。

（違約金等の徴収）

第57条　請負者が、この規則に基づく違約金その他の損害金を契約担当者の指定する期日までに支払わなかったときは、その指定する期日を経過した日から損害金の支払いをする日までの日数に応じ、知事が別に定める割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

2　前項の損害金及び遅延利息は、請負代金と相殺することができる。

（あっせん又は調停）

第58条　請負契約に関して当事者間に紛争を生じた場合には、契約担当者及び請負者は、法第25条の規定により設置された建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2　前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争若しくは監理技術者等、専門技術者、下請負人、労働者その他請負者が工事を施工するために使用している者の工事の管理若しくは施工に関する紛争又は監督員の職務の執行に関する紛争については、第23条第3項の規定により請負者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により契約担当者が決定を行った後又は請負者若しくは契約担当者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項に規定する期間が経過した後でなければ、契約担当者又は請負者は、前項のあっせん又は調停を申請することができない。

（仲裁）

第59条　前条第1項の規定にかかわらず、契約担当者又は請負者は、審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、仲裁合意書に基づき、審査会に仲裁を申請することができる。

（実施細目）

第60条　この規則の実施のための手続その他実施について必要な事項は、知事が定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に締結されている請負契約に係る工事等については、なお従前の例による。

3　この規則の施行の前においてこの規則による改正前の静岡県建設工事執行規則に定める様式（様式第8号を除く。）により作成した用紙は、当分の間、使用できるものとする。

（平成28年度における前払金の使用の特例）

4　平成28年4月1日以後に新たに請負契約を締結した建設工事に係る前払金であって、平成29年3月31日以前に支払われるものに関する第44条の規定の適用については、同条中「、労働者災害補償保険料及び保証委託契約に係る保証料」とあるのは、「及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」とする。

附　則（昭和51年3月30日規則第23号）

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附　則（昭和52年3月25日規則第6号）

1　この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

2　この規則施行の際現に締結されている請負契約に係る工事等については、なお従前の例による。

附　則（昭和53年3月25日規則第6号）

1　この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

2　この規則施行の際現に締結されている請負契約に係る工事等については、なお従前の例による。

附　則（昭和53年4月1日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(昭和56年4月4日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(昭和56年7月17日規則第40号)

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　改正後の静岡県建設工事執行規則の規定は、昭和56年6月1日以後に締結した請負契約に係る工事等について適用し、同日前に締結した請負契約に係る工事等については、なお従前の例による。

附　則(昭和57年6月1日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(昭和58年4月22日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成元年1月20日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成元年3月24日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成2年3月31日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成5年3月31日規則第29号)

1　この規則は、平成5年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の際現に締結されている請負契約に係る工事等については、なお従前の例による。

附　則(平成6年8月12日規則第53号)

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第13条に1項を加える改正規定は、公布の日から起算して7日を経過した日から施行する。

2　この規則の施行の際現に締結されている請負契約に係る工事等については、なお従前の例による。

附　則(平成7年3月31日規則第38号)

1　この規則は、平成7年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の際改正前の静岡県建設工事執行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附　則(平成8年3月29日規則第37号)

1　この規則は、平成8年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の日前に締結された請負契約に係る建設工事の執行方法については、なお従前の例による。

3　この規則の施行の日から平成8年6月28日までの間における改正後の静岡県建設工事執行規則の適用については、第22条第1項第4号及び様式第11号中「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者」とあるのは「建設業法の一部を改正する法律(平成6年法律第63号)附則第5項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けているとみなされた専任の監理技術者又は同法による改正前の建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格を有する者で同法による改正後の建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者」とする。

附　則(平成8年12月27日規則第72号)

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に締結した請負契約に係る建設工事及び施行日以後請負契約を締結し平成9年3月31日までに目的物の引渡しがなされる建設工事については、なお従前の例による。

附　則(平成11年1月8日規則第1号)

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の日前に締結した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

附　則(平成11年3月31日規則第45号)

1　この規則は、平成11年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の日前に締結した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

附　則(平成13年3月30日規則第41号)

1　この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の日前に締結した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例

による。

3　この規則の施行の際現に改正前の静岡県建設工事執行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附　則(平成16年3月31日規則第29号)

1　この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の日前に締結した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

附　則(平成18年6月6日規則第45号)

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の日前に締結した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

附　則(平成19年3月20日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成19年3月30日規則第29号抄)

(施行期日)

1　この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成21年3月31日規則第12号)

1　この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2　この規則の施行前に締結した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

附　則(平成22年3月31日規則第19号抄)

(施行期日)

1　この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附　則(平成23年3月29日規則第７号)

１　この規則は、平成23年４月１日から施行する。

２　この規則の施行前に入札又は随意契約の手続に着手した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

附　則（平成28年８月５日規則第48号）

1　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成30年６月15日規則第39号）

1　この規則は、平成 30 年７月１日から施行する。

2　この規則の施行前に締結した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

附　則（令和２年３月27日規則第24号）

1　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年９月 25 日規則第 144 号）

1　この規則は、令和２年 10 月１日から施行する。

2　この規則の施行前に締結した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

3　この規則の施行の際現に改正前の静岡県建設工事執行規則の規定及び様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附　則（令和３年３月 26 日規則第５号）

1　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

2　この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。

3　この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附　則（令和４年 12 月 27 日規則第 41 号）

（施行期日）

1　この規則は、令和５年１月１日から施行する。ただし、第 36 条の改正及び附則第３項の規定は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第 52 条の２及び様式第３号から様式第４号までの規定は、この規則の施行の日以後に締結した請負契約に係る建設工事について適用し、この規則の施行の日前に締結した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

3　改正後の第 36 条の規定は、附則第１項ただし書に規定する改正の施行の日（以下「一部施行日」という。）以後に締結した請負契約に係る建設工事について適用し、一部施行日前に締結した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

4　この規則の施行の際現に改正前の静岡県建設工事執行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附　則（令和６年１月 26 日規則第１号）

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 24 条第７項の改正及び様式第 13 号の改正規定並びに附則第３項の規定は、令和６年４月１日から施行する。

2　改正後の第 12 条第１項の規定は、この規則の施行の日以後に締結した請負契約に係る建設工事について適用し、この規則の施行の日前に締結した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

3　様式第 13 号の改正規定の施行の際現に改正前の様式第 13 号により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

様式第１号（第８条関係）（用紙　日本産業規格 A4 縦型）

入　　札　　書

１　入札番号　　第　　号

２　建設工事名

３　建設工事箇所　　市　　町
郡

上記の建設工事を、建設工事等競争契約入札心得を承諾の上、下記の金額で請け負いたいので、申し込みます

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

年　月　日

発注者　職　名　　氏　　名　様

住　所
入札者　商　号
氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）㊞

様式第３号（第 11 条関係）（用紙　日本産業規格 A4 縦型）

建　設　工　事　請　負　契　約　書

１　建設工事名

収 入
印 紙

２　建設工事箇所　　市　　町
　　郡

３　工　　期　　着手　　年　　月　　日
　　完成　　年　　月　　日

４　工事を施工しない日

　工事を施工しない時間帯

５　請負代金額　　￥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　）

６　請負代金の支払

　前払金額　　￥

　部分払回数　　回以内

７　契約保証金　　￥　　（約款第４条第１項第　号該当）

８　建設発生土の搬出先等

上記の建設工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自その１通を所持する。

年　　月　　日

発注者　職　名　氏　　名　　㊞

住　所
受　　注　　者　商　号
氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）㊞

様式第３号の２（第11条関係）（用紙　日本産業規格A4縦型）

建　設　工　事　請　負　契　約　書

１　建設工事名

収入
印紙

２　建設工事箇所　　市　　町
　　郡

３　工　　期　　着手　　年　　月　　日
　　完成　　年　　月　　日

４　工事を施工しない日

　工事を施工しない時間帯

５　請負代金額　　￥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　）

６　請負代金の支払

　前払金額　　￥

　部分払回数　　回以内

７　契約保証金　　￥　　（約款第４条第１項第　号該当）

８　建設発生土の搬出先等

上記の建設工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって連帯して請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の成立を証するため、この契約書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自その１通を所持する。

年　　月　　日

発注者　職　名　氏　　名　　㊞

受注者　共同企業体の名称
　　住　所
代表者　商　号
　　氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）㊞

その他の　住　所
構成員　商　号
　　氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）㊞

様式第４号（第 11 条関係）（用紙　日本産業規格 A4 縦型）

建　設　工　事　請　書

１　建設工事名

収 入
印 紙

２　建設工事箇所　　市　　町
郡

３　工　　期　　着手　　年　　月　　日
完成　　年　　月　　日

４　工事を施工しない日

工事を施工しない時間帯

５　請負代金額　　￥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　）

６　建設発生土の搬出先等

７　その他

上記の建設工事の施行については、静岡県建設工事請負契約約款中受注者に関する規定を遵守し、仕様書、設計図書及び図面に基づいて相違なく完成します。

年　　月　　日

発注者　職　名　氏　　名　様

住　所
受注者　商　号
氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）㊞

様式第５号（第 11 条関係）（用紙　日本産業規格 A4 縦型）

建　設　工　事　変　更　請　負　契　約　書

１　建設工事名

収 入
印 紙

２　建設工事箇所　　市　　町
郡

３ 変更事項

(1)　請 負 代 金 額　　￥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　）

(2)　工　　期

(3)　建設工事内容

(4)　そ　の　他

上記のとおり　　年　月　日締結した請負契約を変更し、この契約の成立を証するため、この契約書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自その１通を所持する。

年　　月　　日

発注者　職　名　氏　　名　　㊞

住　所
受　注　者　商　号
氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）㊞

様式第５号の２（第 11 条関係）（用紙　日本産業規格 A4 縦型）

建　設　工　事　変　更　請　負　契　約　書

１　建設工事名

収 入
印 紙

２　建設工事箇所　　市　　町
郡

３ 変更事項

(1)　請 負 代 金 額　　￥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　）

(2)　工　　期

(3)　建設工事内容

(4)　そ　の　他

上記のとおり　　年　月　日締結した請負契約を変更し、この契約の成立を証するため、この契約書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自その１通を所持する。

年　　月　　日

発注者　職　名　氏　　名　　㊞

受注者　共同企業体の名称
住　所
代表者 商　号
氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）㊞

その他の住　所
構成員 商　号
氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）㊞

様式第６号（第 11 条関係）（用紙　日本産業規格 A4 縦型）

建　設　工　事　変　更　請　書

１　建設工事名

収 入
印 紙

２　建設工事箇所　　市　　町
郡

３ 変更事項

(1)　請 負 代 金 額　　￥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　）

(2)　工　　期

(3)　建設工事内容

(4)　そ　の　他

上記のとおり　　年　月　日提出した請書を変更し、相違なく完成します。

年　　月　　日

発注者　職　名　氏　　名　様

住　所
受　注　者　商　号
氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）㊞

様式第７号（第１３条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

承　　諾
建設工事請負代金請求権譲渡　　申請書
変更承諾

建設工事名			
建設工事箇所			
区　　分	当　初　契　約	変更契約による増減	計
工　　期	着手　年　月　日 完成　年　月　日	着手　年　月　日 完成　年　月　日	
請負代金額			
前払金額			
部分払金額			
譲渡債権金額			
債権譲渡先			

のため、先に締結した建設工事請負契約の履行により生ずる請負代金請求権を、上記のとおり譲渡したいので承諾されるよう申請します。

年　月　日

発注者　職　名　氏　　名　様

住　所
受注者　商　号
氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）㊞

承　　諾
建設工事請負代金請求権譲渡　　書
変更承諾

上記の建設工事請負代金請求権の譲渡については、申請のとおり承諾します。

年　月　日

発注者　職　名　氏　　名　㊞

備考　変更契約により当該工事請負代金額に増減を生じたときは、遅滞なく変更承諾申請書を提出すること。

様式第８号（第１５条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４横型）

下　請　負　人　通　知　書

１　下請負人に関し通知を求められた建設工事

(1)　建設工事名

(2)　請負代金額　　円

(3)　契約年月日　　年　　月　　日

(4)　工　　期　着手　　年　　月　　日
　　完成　　年　　月　　日

２　下請負人に関する事項

商　　号	住　　所	下請契約の内容			請け負った工事に係る建設業の種類並びに当該建設業の許可年月日及び許可番号		
		工種	数量	金額	種類	許可の年月日	許可番号
				円			般・特 ― 第　　号

下請負人に関する事項を上記のとおり通知します。

年　　月　　日

発注者 職　名　氏　　名 様

住　所
受注者　商　号
氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）

様式第９号（第２０条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

工　　程　　表

1　建 設 工 事 名

2　建設工事箇所　　市　　町
　　郡

3　工　　期　着手　　年　　月　　日
　　完成　　年　　月　　日

工　種	設計数量	月			月			月			月		
		10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30
通計歩合	%												

上記のとおり施工したいので、工程表を提出します。

年　　月　　日

発注者　職 名　氏　　名 様

住 所
受注者　商 号
氏 名（法人にあっては、代表者の氏名）

建設工事執行規則　**様式第10号**(第20条関係)（用紙　日本産業規格Ａ４版）

工　事　工　程　月　報

住　所
受注者　商　号
氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）

平成　年　月末現在

建設工事名	路線 河川 名等	箇所			契約額 円	工　期	工　程（上段　計画 %　下段　実績 %）															摘要
		市郡	町	大字			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月		2月		3月		
																前半	後半	前半	後半	前半	後半	
						・　・ ・　・																
						・　・ ・　・																
						・　・ ・　・																
						・　・ ・　・																
						・　・ ・　・																
						・　・ ・　・																

備考　1　複数の建設工事を受注している場合には、上から順に列記し、完成した建設工事があっても消さないものとする。

2　監督員が指示した場合には、工程表により進ちょく状況を説明するものとする。

様式第11号（第22条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

主 任 技 術 者 等 通 知 書

1　建設工事名

工事

（　　年　　月　　日契約締結）

2　主任技術者の氏名

区分	職名	氏名	担当工事種類	資格区分	
				第７条 第２号	第15条 第　２号
主 任 技 術 者				イロハ	
専任の主任技術者				イロハ	イロハ
監 理 技 術 者					イロハ
監理技術者補佐				イロハ	イロハ
専任の監理技術者					イロハ
現 場 代 理 人					
専 門 技 術 者				イロハ	

先に請負契約を締結した建設工事の主任技術者等の氏名等を、上記のとおり通知します。

年　　月　　日

発注者　職　名　氏　　名　様

住　所
受注者　商　号
氏　名　（法人にあっては、代表者の氏名）

備考　資格区分欄は、建設業法第７条第２号イ、ロ若しくはハ又は第15条第２号イ、ロ若しくはハのうち、該当するものを○で囲むこと。

様式第12号（第22の2条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

工　事　記　録　簿

建設工事名	
建設工事箇所	
着手年月日	
完成年月日	

年　月　日	天候	記　　録	摘　要

備考
1　記録欄には、現場の作業状況又は監督員の指示等若しくは指示等に対する処理状況等について記入すること。
2　摘要欄については、指示等を行った監督員名等を記入すること。

様式第 13 号(第 24 条関係)（用紙　日本産業規格 A４版横型）

材　料　検　査　簿

1.　建 設 工 事 名

2.　建設工事箇所

品　　種	規格	設計数量	単位	検査年月日	検査数量	合格数量	不合格数量	累計合計 数　　量	検　　印 又は署名

様式第14号（第30条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

工　期　延　長　請　求　書

1　建設工事名

2　建設工事箇所　　市　　町
　　郡

3　請負代金額　　円

4　契約年月日　　年　　月　　日

5　工　　期　　着手　　年　　月　　日
　　完成　　年　　月　　日

6　変更完成期日　　年　　月　　日

7　工期延長の理由

上記のとおり工期の延長を請求します。

年　　月　　日

発注者 職　名 氏　　名 様

住　所
受注者　商　号
氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）

様式第15号（第30条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

変　更　工　程　表

1　建設工事名

2　建設工事箇所　　市　　町
　　郡

3　工　　期　着手　　年　　月　　日
　　完成　　年　　月　　日

工　種	設計数量	月			月			月			月		
		10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30
通計歩合	%												

上記のとおり変更したいので、変更工程表を提出します。

年　　月　　日

発注者　職 名　氏　　名 様

住 所
受注者　商 号
氏 名（法人にあっては、代表者の氏名）

備考　変更した部分は、朱書きすること。

様式第16号（第39条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

完　成　届　出　書

1　建設工事名

2　建設工事箇所　　市　　町
　　郡

3　請負代金額　　円

4　契約年月日　　年　　月　　日

5　工　　期　着手　　年　　月　　日
　　完成　　年　　月　　日

6　完成年月日　　年　　月　　日

上記のとおり完成したので、届け出ます。

年　　月　　日

発注者 職　名　氏　　名 様

住 所
受注者　商 号
氏 名（法人にあっては、代表者の氏名）

様式第17号（第39条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

修　補　完　了　届　出　書

1　建設工事名

2　建設工事箇所　　市　　町
　　郡

3　請負代金額

4　契約年月日　　年　　月　　日

5　工　　期　着手　　年　　月　　日
　　完成　　年　　月　　日

6　完成年月日　　年　　月　　日

7　検査年月日　　年　　月　　日

8　修　補　事　項

9　修補完了年月日　　年　　月　　日

上記のとおり修補を完了したので、届け出ます。

年　　月　　日

発注者 職　名　氏　　名 様

住 所
受注者　商 号
氏 名（法人にあっては、代表者の氏名）

様式第18号（第40条、第45条、第46条関係）（用紙　日本産業規格A4横型）

請　求　明　細　書

請負代金額 (部分引渡しに係る請負代金額) A	円	前払金額 B	円	今回請求額 （第　回） （しゅん工）	円

区分	年月日	出来高歩合 C	出来高金額 (一部引渡指定部分に相応する請負代金の額 D)	D×9/10の額 E	前払償却額 B×C＝F	差引き額 E－F＝G (しゅん工の場合にあっては D－F＝G)	支払額 (G－前回までの支払額の合計額)
第1回		%	円	円	円	円	円
第2回							
第3回							
第4回							
第5回							
第6回							
しゅん工							

備考　Eの算出については万円未満を切り捨て、Fの算出については万円未満を切り上げること。

様式第19号（第45条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

出　来　形　確　認　請　求　書

1　建設工事名

2　建設工事箇所　　市　　町
　　郡

3　工　　期　着手　　年　　月　　日
　　完成　　年　　月　　日

4　請負代金額　　円

5　出来形の内容

工　種	単位	設計数量 A	出来高数量 B	出来高歩合 B÷A ×100=C	構成比率 D	通計出来高歩合 C×D	摘　要
				%		%	

年　　月　　日現在における第　　回出来形の確認を請求します。

年　　月　　日

発注者 職　名　氏　　名 様

住 所
受注者　商 号
氏 名（法人にあっては、代表者の氏名）

様式第20号（第52条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

請　負　契　約　解　除　通　知　書

1　建設工事名

2　建設工事箇所　　市　　町
　　郡

3　工　　期　着手　　年　　月　　日
　　完成　　年　　月　　日

4　請負代金額　　円

　　年　　月　　日に契約を締結した上記の建設工事については、静岡県建設工事請負契約約款第　　条第　　項　　第　　号の規定により、契約を解除します。

年　　月　　日

住 所
受注者　商 号
氏 名（法人にあっては、代表者の氏名）様

発注者 職　名　氏　　名 ㊞

６－２ 静岡県建設工事請負契約約款

静岡県建設工事請負契約約款

（令和６年４月最終改正）

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、契約書記載の工事の請負契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書、設計書（「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書」、「公共建築木造工事標準仕様書」及び「公共住宅建設工事共通仕様書」を適用する建築工事及び建築設備工事は除く、以下同じ。）及び図面（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの仕様書、設計書及び図面を「設計図書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

３　仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

４　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

５　この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

７　この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

８　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

９　この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11　この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

12　受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

13　この契約に要する費用は、受注者の負担とする。

（関連工事の調整）

第２条　発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（工程表、請負代金内訳書及び工事工程月報）

第３条　受注者は、この契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

２　発注者は、工程表につき直ちにその内容を審査し、不適当と認めたときは、受注者に訂正を求めるものとする。

３　受注者は、工期が１月を超える工事については、工程表に基づいて、工事工程月報を提出しなければならない。

４　受注者は、発注者から請求があった場合においては、この契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書を作成し、発注者に提出しなければならない。

５　請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

（契約の保証）

第４条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、１件の請負代金額が300万円未満の建設工事及び発注者からの出動要請に基づく災害応急対策又は災害復旧に関する工事にかかる請負契約については、この限りでない。また、第６号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなけれ　ばならない。

(1)　契約保証金の納付

(2)　契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供

(3)　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

(4)　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証（契約保証特約を付したものに限る。）

(5)　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(6)　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第５項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の１（低入札価格調査（予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に行われる調査をいう。以下同じ。）を受けて落札者となった受注者と締結する請負契約に係る保証の額にあっては10分の３）以上としなければならない。

３　受注者が第１項第３号から第６号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第46条の２第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

４　第１項の規定により、受注者が同項第２号から第４号までに掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第５号又は第６号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

５　請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の１（低入札価格調査を受けて落札者となった受注者と締結した請負契約に係る保証の額にあっては、変更後の請負代金額の10分の３）に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

６　受注者は、第１項の規定による保険証券の寄託に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券の寄託をしたものとみなす。

（権利義務の譲渡等）

第５条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第２項の規定による検査に合格したもの及び第37条第３項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第６条　受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（暴力団関係業者による下請負の禁止等）

第６条の２　受注者は、第43条の２第10号アからオまでのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係業者」という。）を下請負人としてはならない。

２　受注者は、その請け負った建設工事に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させてはならない。

３　受注者が、第１項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させた場合は、発注者は、受注者に対して、当該契約の解除（受注者が当該契約の当事者でない場合において、受注者が当該契約の当事者に対して当該契約の解除を求めることを含む。以下この条において同じ。）を求めることができる。

４　前項の規定により発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたことによって生じる受注者の損害及び同項の規定により下請契約が解除されたことによって生じる下請契約の当事者の損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

（下請負人）

第７条　受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を静岡県内に建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。ただし、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第３条第１項に基づき告示された「特定役務のうち建設工事の調達契約」に係る特例政令の適用基準額以上の工事については、本項は適用しない。

２　発注者は、第６条の規定による請負の禁止に違反する疑いがあると認めるときは、下請契約を締結した受注者に対し、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（下請負人の社会保険等加入義務等）

第７条の２　受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第２条第３項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

２　前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

(1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人

当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合において、受注者が発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を発注者に提出したとき

(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

ア　受注者が、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としていると発注者が認め、その旨を通知した日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に確認書類を発注者に提出した場合

イ　前号に定める特別の事情があると発注者が認める場合

3　受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 社会保険等未加入建設業者が前項第１号に掲げる下請負人である場合において、同号に定める特別の事情があると認められなかったとき又は同号に定める特別な事情があると認められたにもかかわらず、同号に定める期間内に確認書類が提出されなかったとき　受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の１に相当する額

(2) 社会保険等未加入建設業者が前項第２号に掲げる下請負人である場合において、受注者が同号アに定める期間内に確認書類を提出せず、かつ、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき　当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の５に相当する額

（特許権等の使用）

第８条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第９条　発注者は、監督員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2　監督員は、この約款の他の条項に定めるもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。)

3　発注者は、２人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあっては、それぞれの監督員の有する権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

４　第２項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

５　この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条　受注者は、次の各号に掲げるものを定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1)　現場代理人

(2)　主任技術者（建設業法第26条第１項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は監理技術者（建設業法第26条第２項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）

(3)　監理技術者補佐（建設業法第26条第３項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）

(4)　専門技術者（建設業法第26条の２に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものをいう。以下同じ。）

２　主任技術者又は監理技術者は、工事が建設業法第26条第３項本文の規定に該当する場合は、専任の者でなければならない。この場合において、当該工事が同法第26条第２項の規定にも該当する場合には、当該専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けた者でなければならない。

３　現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行わなければならない。ただし、特に常駐する必要がないと発注者が認めたときは、この限りでない。

４　現場代理人は、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第１項の請求の受理、同条第３項の決定及び通知、同条第４項の請求、同条第５項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

５　受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

６　現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

７　低入札価格調査を受けて落札者となった受注者については、前項の規定は適用しない。

（履行報告）

第11条　受注者は、工事記録簿に必要な事項を記録し、監督員が請求したときは提示しなければならない。

２　受注者は、前項の規定によるほか、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第12条　発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２　発注者又は監督員は、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

３　受注者は、前２項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を

請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4　受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第13条　工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

2　受注者は、設計図書において監督員の検査又は発注者の指定する検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3　監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から７日以内に応じ、又は所要の措置をとらなければならない。

4　受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

5　受注者は、前項の規定にかかわらず、第２項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から７日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第14条　受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2　受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3　受注者は、前２項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

4　監督員は、受注者から第１項又は第２項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

5　前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に７日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

6　第１項、第３項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第15条　発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めると

ころによる。

2　監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第２項の規定による検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5　発注者は、受注者から第２項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

6　発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7　発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8　受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9　受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

10　受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11　受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第16条　発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2　受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3　工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若

しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5　第３項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊　検査等）

第17条　受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2　監督員は、受注者が第13条第２項又は第14条第１項から第３項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3　前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4　前２項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

（条件変更等）

第18条　受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、涌水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5)　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2　監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4　前項の調査の結果において第１項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第１項第１号から第３号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの　発注者が行う。

(2) 第１項第４号又は第５号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの　発注者が行う。

(3) 第１項第４号又は第５号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの　発

注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第19条　発注者は、前条第４項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第20条　工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3　発注者は、前２項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（著しく短い工期の禁止）

第20条の２　発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第21条　受注者は、天候の不良、第２条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、当該請求に係る工期の延長をしなければならない。この場合において、当該工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合にあっては、当事者は必要に応じ請負代金額を変更し、発注者は受注者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第22条　発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2　発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3　発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者

に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第23条　工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第24条　請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

３　この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第25条　発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

２　発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

３　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

４　第１項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

５　特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

６　予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

７　前２項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

８　第３項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第１項、第５項又は第６項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第26条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

２　前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

３　監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合においては、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。

４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

第27条　工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第１項若しくは第２項又は第29条第１項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第47条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第28条　工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第47条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

２　前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

３　前２項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第29条　工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で、発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第47条第１項の規定により付された保険等によりてん補さ

れた部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物等であって第13条第２項、第14条第１項若しくは第２項又は第37条第３項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。)の範囲内において請負代金額に相当する額に至るまでの額から、当該損害合計額の範囲内において請負代金額の 100分の１に相当する額に至るまでの額を差し引いた額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5　損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害　損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害　損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害　損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より小額であるものについては、その修繕費の額とする。

6　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項本文中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の１に相当する額に至るまでの額」とあるのは「請負代金額の100分の１に相当する額に至るまでの額及び既に負担した額」と、同項ただし書中「損害合計額」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額」として、同項の規定を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第30条　発注者は、第８条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、　設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第31条　受注者は、工事が完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの

上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、かつ、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4　発注者が第２項の規定により検査に合格した旨の通知をしたときは、工事目的物の引渡しが行われたものとする。

5　受注者は、工事が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補しなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前４項の規定を適用する。

（請負代金の支払）

第32条　受注者は、前条第２項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

2　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3　発注者がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査の結果の通知をしないときは、その期限を経過した日から検査の結果の通知をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、前条第２項の期限を経過した日から起算して40日を経過する日において満了したものとする。

（部分使用）

第33条　発注者は、第31条第４項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2　前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3　発注者は、第１項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）

第34条　受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額10分の４以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、請負代金額が200万円未満の場合及び前払金を支払う旨特約しない場合は、この限りでない。

2　受注者は、前項に規定する前払金の支払を受けた後、当該前払金に追加して行う中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の２以内の額の前払金の支払を発注者に請求することができる。

3　受注者は、前２項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4　受注者は、第２項の規定による請求をしようとするときは、発注者に対し、あらかじめ、当該建設工事が次に掲げる要件に該当することの認定を請求し、その旨の認定を受けなければならない。

(1)　工期の２分の１を経過していること。

(2)　工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。

(3)　既に行なわれた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の２分の１以上の額に相当するものであること。

5　発注者は、前項の規定による認定の請求を受けたときは、速やかに当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

6　発注者は、第１項又は第２項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

7　受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額に基づく前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

8　受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が、減額後の請負代金額に基づく前払金額に当該減額後の請負代金額の10分の１（第２項に規定する中間前払金の支払を受けているときは10分の２）に相当する額を加えた額を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。

9　前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から７日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

10　発注者は、受注者が第８項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第35条　受注者は、前条第７項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2　受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3　受注者は、前２項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4　受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第36条　受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年４月１日以降新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和７年３月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び第34条第２項に規定する前払金を除き、現場管理費及び一般管理費等のうち、この工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

（部分払）

第37条　受注者は、工事の完成前に、出来形部分及び製造工場等にある特殊な工場製品に相応する請負代金相当額の10分の９以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、前払金があった場合においては特に必要があると認める場合を除き、出来形が現になされた前払金の請負代金額に対する割合に10分の１を加えた率以上に達した時にかぎる。また、この請求は契約書記載の回数を超えることができない。

２　受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は製造工場等にある特殊な工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

３　発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

４　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

５　受注者は、第３項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

６　部分払金の額は、次の式により算出する。この場合において、第１項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leqq \text{第１項の請負代金相当額} \times \left(\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right)$$

７　第５項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第１項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。

（部分引渡し）

第38条　工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。工事目的物について指定部分がない場合において、工事目的物の一部が完成し、その引渡しについての合意が成立したときについても同様とする。

２　前項の規定により準用される第32条第１項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第１項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \times \left(1 - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right)$$

（第三者による代理受領）

第39条　受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

２　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求

書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（前条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第40条　受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第41条　発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1)　履行の追完が不能であるとき。

(2)　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4)　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第42条　削除

第42条の２　削除

（発注者の催告による解除権）

第43条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)　正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(2)　工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認め

られるとき。

(3)　第10条第１項第２号に掲げる者を設置しなかったとき。

(4)　正当な理由なく、第41条第１項の履行の追完がなされないとき。

(5)　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第43条の２　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　第５条第１項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2)　この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(3)　引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(4)　受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5)　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6)　契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7)　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下この項において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(9)　第45条又は第45条の２の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10)　受注者（受注者が共同企業体を結成している場合にあっては、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が個人である場合にあっては当該個人その他経営に実質的に関与している者をいい、受注者が法人である場合にあっては当該法人の役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員等であると認められるとき。

イ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

ウ　役員等が暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用していると認められるとき。

オ　アからエまでに該当するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

カ　下請契約又は工事材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方が暴力団関係業者であ

ることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

キ　暴力団関係業者を下請契約又は工事材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク　発注者が第６条の２第３項の解除を求め、受注者が正当な理由がなくこれに従わなかったとき（キに該当する場合を除く。）。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第43条の３　第43条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（談合等の不正行為に係る解除）

第43条の４　発注者は、受注者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

(1)　第46条の３第１項に該当するとき。

(2)　受注者が不正な手段で入札に参加したことが判明したとき。

（発注者の任意解除権）

第44条　発注者は、工事が完成するまでの間は、第43条、第43条の２又は前条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の催告による解除権）

第45条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第45条の２　受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。

(2)　第20条の規定による建設工事の施工の中止期間が工期の10分の５（工期の10分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が建設工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第45条の３　第45条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第46条　発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった特殊な工場製品の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分及び特殊な工場製品に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3　第１項の場合において、第34条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分及び特殊な工場製品に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第43条、第43条の２又は次条第３項の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第44条、第45条又は第45条の２の規定によるときにあってはその余剰額を、それぞれ発注者に返還しなければならない。

4　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第１項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8　第４項前段及び第５項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43条、第43条の２又は次条第３項の規定によるときは発注者が定め、第44条、第45条又は第45条の２条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第４項後段、第５項後段及び第６項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9　工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第46条の２　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1)　工期内に工事を完成することができないとき。

(2)　この工事目的物に契約不適合があるとき。

(3)　第43条又は第43条の２の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

(4)　前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の１（低入札価格調査を受けて落札者となった受注者にあっては、請負代金額の10分の３）に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1)　第43条又は第43条の２の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

(2)　工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1)　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2)　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3)　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５　第１項第１号に該当し、発注者が損害賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額を請求することができる。

６　第２項の場合（第43条の２第１項第８号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第46条の３　この契約に関し、受注者（共同企業体にあっては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、この契約の請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の２に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1)　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

(2)　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項において同じ。）において、この契

約に関し、受注者等が独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3)　前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に関する事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4)　この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。次項において同じ。）の独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の６に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ､年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第46条の４　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1)　第45条又は第45条の２の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2)　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　第32条第２項（第38条において準用する場合を含む。）に規定する期日までに請負代金が支払われなかった場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第46条の５　発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第31条第４項（第38条第１項において準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から１年が経過する日まで請求等をすることができる。

３　前２項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

４　発注者が第１項又は第２項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第７項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

５　発注者は、第１項又は第２項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民

法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

6　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7　民法第637条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8　発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9　引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

第47条　受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2　受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3　受注者は、工事目的物及び工事材料等を第１項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない

（制裁金等の徴収）

第48条　受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年2.5 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

2　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を追徴する。

（暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置）

第48条の２　受注者は、暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うものとする。

2　前項の規定による警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者にその旨を文書で報告しなければならない。

3　受注者は、暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うものとする。

（あっせん又は調停）

第49条　この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による静岡県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2　前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受

注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第３項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第５項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第３項若しくは第５項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第50条　発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（雑則）

第51条　この約款に基づく受注者の発注者に対する届出、通知等の書式は、発注者の定めるところによる。

２　この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示等は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（補則）

第52条　この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

（総合評価落札方式による契約に関する附則）

受注者は、契約書記載の工事の施工に際しては、発注者に対して提出した施工計画に記載されている仕様等を遵守すること。

２　発注者は、受注者の責により、入札時の技術資料により提案した技術提案等が履行できない場合は、達成度合いに応じて以下に示す算式により請負契約金額の減額を行うものとする。ただし、技術提案等において発注者が採用を認めないことを通知した提案は除く。

・減額の算出方法

$$減額＝\left(1－\frac{100＋\beta}{100＋\alpha}\right)×C$$

Ｃ：当初の契約金額（円）

α：当初の加算点

β：達成度合いに応じて再計算した加算点

※算出金額は、千円未満切り捨てとする。

３　契約締結時点において想定されなかった事象の発生によって入札時の技術資料に基づく施工ができない場合は、発注者と受注者とが協議の上その取り扱いについて決定する。

【別添】

［表面］

仲　裁　合　意　書

建 設 工 事 名

建設工事場所

年　　月　　日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名　　建設工事紛争審査会

（管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法第25条の９第１項又は第２項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会とする。）

年　　月　　日

発注者　職　名　氏　　名　　㊞

住　所

受注者　商　号

氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）㊞

［裏面］

仲　裁　合　意　書　に　つ　い　て

1)　仲裁合意

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

2)　建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、請負者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

６－３　一括下請負の禁止について

平成２８年１０月１４日
国土建第２７６号

静岡県知事　殿

国土交通省土地・建設産業局長

一括下請負の禁止について

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設企業に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、建設業法第２２条において禁止されているところ、依然として不適切な事例が見られることから、一括下請負の排除の徹底と適正な施工の確保が求められている。

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（平成２８年６月２２日）においても、実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除し、不要な重層化を回避するため、一括下請負の禁止に係る判断基準の明確化を図る必要がある旨が提言された。

これを受け、別添通知により、国土交通大臣届出に係る建設業者団体を通じて建設企業に対し周知徹底を図ったところである。

ついては、貴職におかれても、貴管下建設企業に対しこの旨の周知徹底が図られるよう指導方お願いする。また貴職発注工事に係る請負契約の適正な運用に際しての参考とされたい。

なお、貴管下市町村等に対しても、本件の周知方お願いする。

また、「一括下請負の禁止について」（平成４年１２月１７日付け建設省経建発第３７９号）は廃止する。

建設業課
28.10.19
第　号

別　添

平成２８年１０月１４日
国 土 建 第 ２ ７ ５ 号

建設業者団体の長　あて

国土交通省土地・建設産業局長

一括下請負の禁止について

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設企業に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、建設業法第２２条において禁止されているところ、依然として不適切な事例が見られることから、一括下請負の排除の徹底と適正な施工の確保が求められている。

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（平成２８年6月２２日）においても、実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除し、不要な重層化を回避するため、一括下請負の禁止に係る判断基準の明確化を図る必要がある旨が提言された。

これを受け、下記のとおり「一括下請負の禁止について」を定めたので送付する。

ついては、貴団体におかれては、その趣旨及び内容を了知の上、貴団体傘下の建設企業に対しこの旨の周知徹底が図られるよう指導方お願いする。

なお、「一括下請負の禁止について」（平成４年１２月１７日付け建設省経建発第３７９号）は廃止する。

別　添

一括下請負の禁止について

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設業者に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、禁止されています。

（参考）建設業法

第２２条　建設業者は、その請け負つた建設工事を、いかなる方法をもつてするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

２　建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負つた建設工事を一括して請け負つてはならない。

３　前二項の建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの以外の建設工事である場合において、当該建設工事の元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、これらの規定は、適用しない。

４　（略）

（注）第３項に規定する「政令で定めるもの」とは、建設業法施行令第６条の３に規定する「共同住宅を新築する建設工事」をいいます。

一　一括下請負の禁止

（１）建設工事の発注者が受注者となる建設業者を選定するに当たっては、過去の施工実績、施工能力、経営管理能力、資力、社会的信用等様々な角度から当該建設業者の評価をするものであり、受注した建設工事を一括して他人に請け負わせることは、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して当該建設業者に寄せた信頼を裏切ることになります。

（２）また、一括下請負を容認すると、中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化、実際の工事施工の責任の不明確化等が発生するとともに、施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招くことにもなりかねず、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあります。

（３）このため、建設業法第２２条は、いかなる方法をもってするかを問わず、建設業者が受注した建設工事を一括して他人に請け負わせること（同条第１項）、及び建設業を営む者が他の建設業者が請け負った建設工事を一括して請け負うこと（同条第２項）を禁止しています。

また、民間工事については、建設業法施行令第６条の３に規定する共同住宅を新築する建設工事を除き、事前に発注者の書面による承諾を得た場合は適用除外となりますが（同条第３項）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）の適用対象となる公共工事（以下単に「公共工事」という。）については建設業法第２２条第３項は適用されず、全面的に禁止されています。

同条第１項の「いかなる方法をもつてするかを問わず」とは、契約を分割し、あるいは他人の名義を用いるなどのことが行われていても、その実態が一括下請負に該当するものは一切禁止するということです。

また、一括下請負により仮に発注者が期待したものと同程度又はそれ以上の良質な建設生産物ができたとしても、発注者の信頼を裏切ることに変わりはないため、建設業法第２２条違反となります。なお、同条第２項の禁止の対象となるのは、「建設業を営む者」であり、建設業の許可を受けていない者も対象となります。

（注）この指針において、「発注者」とは建設工事の最初の注文者をいい、「元請負人」とは下請契約における注文者で建設業者であるものをいい、「下請負人」とは下請契約における請負人をいいます。

二　一括下請負とは

（１）建設業者は、その請け負った建設工事の完成について誠実に履行することが必要です。したがって、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与することなく、以下の場合に該当するときは、一括下請負に該当します。

①　請け負った建設工事の全部又はその主たる部分について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合

②　請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の建設工事について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合

（２）「実質的に関与」とは、元請負人が自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいい、具体的には以下のとおりです。

①　発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、「施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等」として、それぞれ次に掲げる事項を全て行うことが必要です。

（ｉ）施工計画の作成：請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成、下請負人の作成した施工要領書等の確認、設計変更等に応じた施工計画書等の修正

（ii）工程管理：請け負った建設工事全体の進捗確認、下請負人間の工程調整

（iii）品質管理：請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認

（iv）安全管理：安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置

（ｖ）技術的指導：請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等

法令遵守や職務遂行の確認、現場作業に係る実地の総括的技術指導

（vi）その他：発注者等との協議・調整、下請負人からの協議事項への判断・対応、請け負った建設工事全体のコスト管理、近隣住民への説明

② ①以外の建設業者は、「施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等」として、それぞれ次に掲げる事項を主として行うことが必要です。

（i）施工計画の作成：請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成、下請負人が作成した施工要領書等の確認、元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正

（ii）工程管理：請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認

（iii）品質管理：請け負った範囲の建設工事に関する立会確認（原則）、元請負人への施工報告

（iv）安全管理：協議組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置

（v）技術的指導：請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守、現場作業に係る実地の技術指導

（vi）その他：自らが受注した建設工事の請負契約の注文者との協議、下請負人からの協議事項への判断・対応、元請負人等の判断を踏まえた現場調整、請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理、施工確保のための下請負人調整

ただし、請け負った建設工事と同一の種類の建設工事について単一の業者と下請契約を締結するものについては、以下に掲げる事項を全て行うことが必要です。

○ 請け負った範囲の建設工事に関する、現場作業に係る実地の技術指導

○ 自らが受注した建設工事の請負契約の注文者との協議

○ 下請負人からの協議事項への判断・対応

なお、建設業者は、建設業法第２６条第１項及び第２項に基づき、工事現場における建設工事の施行上の管理をつかさどるもの（監理技術者又は主任技術者。以下単に「技術者」という。）を置かなければなりませんが、単に現場に技術者を置いているだけでは上記の事項を行ったことにはならず、また、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置かれない場合には、「実質的に関与」しているとはいえないことになりますので注意してください。

また、公共工事の発注者においては、施工能力を有する建設業者を選択し、その適正な施工を確保すべき責務に照らし、一括下請負が行われない

よう的確に対応することが求められることから、建設業法担当部局においても公共工事の発注者と連携して厳正に対応することとしています。

（３）一括下請負に該当するか否かの判断は、元請負人が請け負った建設工事一件ごとに行い、建設工事一件の範囲は、原則として請負契約単位で判断されます。

（注１）「その主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合」とは、下請負に付された建設工事の質及び量を勘案して個別の建設工事ごとに判断しなければなりませんが、例えば、本体工事のすべてを一業者に下請負させ、附帯工事のみを自ら又は他の下請負人が施工する場合や、本体工事の大部分を一業者に下請負させ、本体工事のうち主要でない一部分を自ら又は他の下請負人が施工する場合などが典型的なものです。

（具体的事例）

① 建築物の電気配線の改修工事において、電気工事のすべてを１社に下請負させ、電気配線の改修工事に伴って生じた内装仕上工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合

② 戸建住宅の新築工事において、建具工事以外のすべての建設工事を１社に下請負させ、建具工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合

（注２）「請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の建設工事を一括して他の業者に請け負わせる場合」とは、次の（具体的事例）の①及び②のような場合をいいます。

（具体的事例）

① 戸建住宅１０戸の新築工事を請け負い、そのうちの１戸の建設工事を一社に下請負させる場合

② 道路改修工事２キロメートルを請け負い、そのうちの５００メートル分について施工技術上分割しなければならない特段の理由がないにもかかわらず、その建設工事を１社に下請負させる場合

三　一括下請負に対する発注者の承諾

民間工事（共同住宅を新築する建設工事を除く。）の場合、元請負人があらかじめ発注者から一括下請負に付することについて書面による承諾を得ている場合は、一括下請負の禁止の例外とされていますが、次のことに注意してください。

① 建設工事の最初の注文者である発注者の承諾が必要です。発注者の承諾は、一括下請負に付する以前に書面により受けなければなりません。

② 発注者の承諾を受けなければならない者は、請け負った建設工事を一括して他人に請け負わせようとする元請負人です。

したがって、下請負人が請け負った建設工事を一括して再下請負に付そ

うとする場合にも、発注者の書面による承諾を受けなければなりません。当該下請負人に建設工事を注文した元請負人の承諾ではないことに注意してください。

また、事前に発注者から承諾を得て一括下請負に付した場合でも、元請負人は、請け負った建設工事について建設業法に規定する責任を果たすことが求められ、当該建設工事の工事現場に同法第２６条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置することが必要です。

四　一括下請負禁止違反の建設業者に対する監督処分

受注した建設工事を一括して他人に請け負わせることは、発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為であることから、一括下請負の禁止に違反した建設業者に対しては建設業法に基づく監督処分等により、厳正に対処することとしています。

また、公共工事については、一括下請負と疑うに足りる事実があった場合、発注者は、当該建設工事の受注者である建設業者が建設業許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知することとされ、建設業法担当部局と発注者とが連携して厳正に対処することとしています。

監督処分については、行為の態様、情状等を勘案し、再発防止を図る観点から原則として営業停止の処分が行われることになります。

なお、一括下請負を行った建設業者は、当該工事を実質的に行っていると認められないため、経営事項審査における完成工事高に当該建設工事に係る金額を含むことは認められません。

事　務　連　絡
平成２８年１０月１４日

静岡県知事　殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課

一括下請負の禁止について（事例集等の送付）

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設企業に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、建設業法第２２条において禁止されているところ、依然として不適切な事例が見られることから、一括下請負の排除の徹底と適正な施工の確保が求められている。

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（平成２８年6月２２日）においても、実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除し、不要な重層化を回避するため、一括下請負の禁止に係る判断基準の明確化を図る必要がある旨が提言され、「一括下請負の禁止について」（平成２８年１０月１４日付け国土建第２７５号）を定めたところである。また、本通知の参考として、別添事務連絡のとおり事例集及び判断基準の規定に係る改正箇所の対応表を作成し、本通知とあわせて国土交通大臣届出に係る建設業者団体を通じて建設企業に対し周知徹底を図ったところである。

ついては、貴職におかれても、貴管下建設企業に対し本事例集等の周知徹底が図られるよう指導方お願いする。

なお、貴管下市町村等に対しても、本件の周知方お願いする。

建設業課
28.10.19
第　号

別　添

事　務　連　絡
平成２８年１０月１４日

建設業者団体の長　あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課

一括下請負の禁止について（事例集等の送付）

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設企業に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、建設業法第２２条において禁止されているところ、依然として不適切な事例が見られることから、一括下請負の排除の徹底と適正な施工の確保が求められている。

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（平成２８年6月２２日）においても、実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除し、不要な重層化を回避するため、一括下請負の禁止に係る判断基準の明確化を図る必要がある旨が提言され、「一括下請負の禁止について」（平成２８年１０月１４日付け国土建第２７５号）を定めたところである。

これに関し、本通知の参考として、以下のとおり事例集及び判断基準の規定に係る改正箇所の対応表を作成したので送付する。

貴団体におかれては、その趣旨及び内容を了知の上、貴団体傘下の建設企業に対しこの旨の周知徹底が図られるよう指導方お願いする。

別　添

○一括下請負に関するＱ＆Ａ

Ｑ１　施主から５００万円で地盤改良工事を請け負いましたが、都合により自ら施工することができなくなったため、利益はもちろん経費も一切差し引かずに、Ａ社に５００万円でこの建設工事の全部を下請負させました。この場合でも建設業法第２２条に違反することになるのですか。

Ａ　建設業法が一括下請負を禁止しているのは、発注者は契約の相手方である建設業者の施工能力等を信頼して契約を締結するものであり、当該契約に係る建設工事を実質的に下請負人に施工させることはこの信頼関係を損なうことになることから、発注者保護という観点からこれを禁止しているのであって、中間搾取の有無は一括下請負であるか否かの判断においては考慮されません。

したがって、本件のように請け負った建設工事をそっくりそのまま下請負させれば、元請負人が一切利潤を得ていなくても一括下請負に該当します。

Ｑ２　小学校の増築工事を請け負い、当該建設工事の主たる部分である基礎工事、躯体工事、仕上工事及び設備工事を１社に下請負させました。一応現場には当社の技術者を置いていますが、この場合でも建設業法第２２条に違反することになるのですか。

Ａ　請け負った建設工事の主たる部分を一括して下請負させる場合であっても、当該下請負させた部分の施工につき実質的に関与していれば、一括下請負には該当しません。しかし、単に現場に技術者を置いているというだけでは「実質的に関与」しているとはいえません。「実質的に関与」しているとの判断がされるためには、自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を実際に行っていることが必要です。

Ｑ３　Ａ市の公民館の新築工事を落札・契約し、当該建設工事のうち基礎工事と躯体工事について下請契約をＢ社と締結しました。３月後、この公民館の外構工事の入札が実施され、これを落札・契約しましたが、当該外構工事については公民館の本体工事と施工場所も同一で、工期も一部重なっ

ていることから、本体工事と一体として施工することとし、当該外構工事についてＢ社と追加変更契約を締結したところ、発注者であるＡ市から外構工事については一括下請負に該当すると指摘されました。外構工事単体で捉えれば一括下請負に該当するかもしれませんが、公民館の本体工事と取りまとめて１件の工事として扱えば一括下請負にならないのではないでしょうか。

Ａ　一括下請負に該当するか否かの判断は、元請負人が請け負った建設工事１件ごとに行うものであり、建設工事１件の範囲は原則として請負契約単位で判断することとなっています。

本件の場合、外構工事が本体工事とは別に入札・発注されていることから、たとえ外構工事が本体工事と施工場所も同一で工期も一部重なっていたとしても、本体工事と外構工事とを取りまとめて１件の建設工事として扱うことはできません。したがって、この外構工事全部をＢ社に下請負させるとすれば、一括下請負に該当することとなります。

Ｑ４　道路改修工事に関して、その建設工事の全部をＡ社１社に下請負させましたが、建設工事に必要な資材を元請負人としてＡ社に提供しています。この場合も一括下請負になるのでしょうか。

Ａ　適正な品質の資材を調達することは、施工管理の一環である品質管理の一つではありますが、これだけを行っても、元請負人としてその施工に実質的に関与しているとはいえず、一括下請負に該当することになります。

Ｑ５　一括下請負の禁止は元請負人だけではなく下請負人にも及ぶということですが、下請負人には一括下請負に該当するか、元請負人が「実質的に関与」しているかどうかがよく分からないこともあるのではないですか。

Ａ　発注者保護という一括下請禁止規定の趣旨からは、直接契約関係にある元請負人の責任がまず問われるべきであり、また、特に公共発注者においては、施工能力を有する建設業者を選択し、その適正な施工を確保すべき責務に照らし、一括下請負が行われないよう的確に対応することが求められると考えられますが、下請負人においても、建設工事の施工に係る自己の責任の範囲及び元請の監理技術者又は主任技術者による指導監督系統を

正確に把握することにより、漫然と一括下請負違反に陥ることのないように注意する必要があります。

そもそも誰が元請負人における当該建設工事の施工の責任者であるのか分からない状態で下請負人の施工が適切に行われることは考えられず、瑕疵が発生した場合の責任の所在も不明確となります。したがって、下請負人にとって元請負人の適格な技術者が配置されていると信じるに足りる特段の事由があり事後に適格性がないことが判明した等やむをえない事情がない限り、元請負人において適格な技術者が配置されず、実質的に関与しているといえない場合には、原則として、下請負人も建設業法に基づく監督処分等の対象となります。

Ｑ６　Ａ市から電線共同溝工事を請け負い、電線共同溝の本体工事をＢ社に下請負させ、その他の信号移設工事や植栽・移植工事等はそれぞれ他の建設業者に下請負させています。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

Ａ　複数の建設業者と下請契約を結んでいた場合であっても、その建設工事の主たる部分について一括して請け負わせている場合は、元請負人が実質的に関与している場合を除き、一括下請負となります。本件のような場合には、実質的な関与の内容について精査が必要と考えられます。

Ｑ７　Ａ県からトンネル工事を請け負い、建設工事の全体の施工管理を行っていますが、工事が大規模であり、必要な技術者もあいにく十分に確保することができなかったので、１次下請負人にも施工管理の一部を担ってもらっています。主たる工事の実際の施工は２次以下の下請負人が行っています。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

Ａ　元請負人も１次下請負人も自らは施工を行わず、共に施工管理のみを行っている場合、実質関与についての元請負人と１次下請負人それぞれどのような役割を果たしているかが問題となり、その内容如何によって、その両者又はいずれかが、一括下請負になります。特に、元請負人と１次下請負人が同規模・同業種であるような場合には、相互の役割分担等について合理的な説明が困難なケースが多いと考えられます。

Ｑ８　Ａ県から橋梁工事を受注しましたが、隣接工区で実際に施工を行っている建設業者に、施工の効率化の観点からも有効と考え、建設工事の大部

分を下請負させました。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

A　自らが請け負った建設工事の主たる部分を一括して他人に請け負わせた場合には、実質的な関与をしている場合を除き、一括下請負に該当します。本件のケースのような場合には、下請負人が隣接工区を含め、一体的に施工し、工事全体にわたって主体的な役割を果たしているケースが多いと考えられ、元請負人の実質的な関与について疑義が生じるケースであると考えます。

Q９　地盤改良整備を含む道路改良工事を請け負いましたが、当該地盤改良には、特別な工法が要求されるため、地盤改良技術を持つ子会社に実際の建設工事を行わせました。このような分社化は経営効率化の要請によるものであり、また、子会社とは連結関係にあることからも一括下請負に該当しないと考えますが如何でしょうか。

A　連結関係の子会社であるとしても、実際の建設工事を一括して他社に行わせた場合、別々の会社である以上、一括下請負に当たります。このように親会社が自ら実質的な業務を行わない場合には、親会社を介さず直接子会社に請け負わせることが適当です。

Q１０　機器・設備等の設置工事を１次下請として請け負いましたが、当社では当該機器・設備の製造のみを行っており、実際の建設工事については、施工品質があると当社が認めた認定工務店（２次下請）が行いました。当社は当該機器・設備の設置マニュアルの作成や工務店の認定の業務を行っておりますが、この場合でも一括下請負に該当するのでしょうか。

A　設置マニュアルの作成や工務店の認定のみでは、現場における技術指導を行ったとは言えず、一括下請負に当たります。このような場合は機器・設備の売買契約等を締結し、建設工事の請負契約自体は元請負人が直接認定工務店と締結することが適当です。
仮に設置工事の請負契約を締結した場合は、監理技術者等を配置するとともに、二（２）に掲げた施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことが必要です。

Q１１　「実質的に関与」していることの確認は、具体的にどのような方法

で行うのでしょうか。

A　一括下請負の疑義がある場合には、まず、当該元請負人の主任技術者又は監理技術者に対して、具体的にどのような作業を行っているのかヒアリングを行います。ヒアリングの際、その請け負った建設工事の施工管理等に関し、十分に責任ある受け答えができるか否かがポイントとなります。また、必要に応じ、下請負人の主任技術者からも同様のヒアリングを行うことが有効です。

その場合、元請負人が作成する日々の作業打合せ簿、それぞれの請負人が作成する工事日報、安全指示書等を確認して、実際に行った作業内容を確認することが有効です。これらの帳簿の中に、具体的な作業内容が記載されていない場合、又は記載されていても形式的な参加に過ぎない場合等は一括下請負に該当する可能性が高いと言えます。

Q１２　民間工事についても、共同住宅を新築する建設工事については一括下請負が禁止されましたが、具体的にはどのような建設工事が禁止の対象となるのでしょうか。

A　建設業法施行令第６条の３に規定にする「共同住宅を新築する建設工事」については一括下請負が禁止されています。

「共同住宅を新築する建設工事」とは、一般的には、マンション、アパート等を新築する建設工事が該当することになりますが、長屋を新築する建設工事は含まれません（共同住宅であるか、長屋であるかは、建築基準法第６条の規定に基づき申請し、交付される建築済証（建築確認申請証及び添付図書を含む。）により判別することが可能です）。

なお、共同住宅を新築する建設工事については、元請負人と１次下請負人の下請契約のみならず、当該建設工事における全ての下請契約について、一括下請負が禁止されています。従って、事前に発注者の書面による承諾を得たとしても、主たる部分を一括して請け負わせることはできません。

別　添

（参考）一括下請負に関する通知における判断基準の規定　改正箇所の対応表

「一括下請負の禁止について」（平成２８年１０月１４日付け国土建第２７５号）（新規発出）（抄）	「一括下請負の禁止について」（平成４年１２月１７日付け建設省経建発第３７９号）（廃止）（抄）
二　一括下請負とは （１）建設業者は、その請け負った建設工事の完成について誠実に履行することが必要です。したがって、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与することなく、以下の場合に該当するときは、一括下請負に該当します。 ①　請け負った建設工事の全部又はその主たる部分について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合 ②　請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の建設工事について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合 （２）「実質的に関与」とは、元請負人が自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいい、具体的には以下のとおりです。 ①　発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、「施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等」として、それぞれ次に掲げる事項を全て行うことが必要です。 （ｉ）施工計画の作成：請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成、下請負人の作成した施工要領書等の確認、設計変更等に応じた施工計画書等の修正 （ii）工程管理：請け負った建設工事全体の進捗確認、下請負	二　一括下請負とは （１）建設業者は、その請け負った建設工事の完成について誠実に履行することが必要です。したがって、次のような場合は、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められるときを除き、一括下請負に該当します。 ①　請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合 ②　請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合 （２）「実質的に関与」とは、元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等）を行うことをいいます。

人間の工程調整 （iii）品質管理：請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認 （iv）安全管理：安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置 （v）技術的指導：請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認、現場作業に係る実地の総括的技術指導 （vi）その他：発注者等との協議・調整、下請負人からの協議事項への判断・対応、請け負った建設工事全体のコスト管理、近隣住民への説明 ② ①以外の建設業者は、「施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等」として、それぞれ次に掲げる事項を主として行うことが必要です。 （i）施工計画の作成：請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成、下請負人が作成した施工要領書等の確認、元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正 （ii）工程管理：請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認 （iii）品質管理：請け負った範囲の建設工事に関する立会確認（原則）、元請負人への施工報告 （iv）安全管理：協議組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置	

（ｖ）技術的指導：請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守、現場作業に係る実地の技術指導 （vi）その他：自らが受注した建設工事の請負契約の注文者との協議、下請負人からの協議事項への判断・対応、元請負人等の判断を踏まえた現場調整、請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理、施工確保のための下請負人調整 ただし、請け負った建設工事と同一の種類の建設工事について単一の業者と下請契約を締結するものについては、以下に掲げる事項を全て行うことが必要です。 ○　請け負った範囲の建設工事に関する、現場作業に係る実地の技術指導 ○　自らが受注した建設工事の請負契約の注文者との協議 ○　下請負人からの協議事項への判断・対応 なお、建設業者は、建設業法第２６条第１項及び第２項に基づき、工事現場における建設工事の施行上の管理をつかさどるもの（監理技術者又は主任技術者。以下単に「技術者」という。）を置かなければなりませんが、単に現場に技術者を置いているだけでは上記の事項を行ったことにはならず、また、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置かれない場合には、「実質的に関与」しているとはいえないことになりますので注意してください。 また、公共工事の発注者においては、施工能力を有する建設業者を選択し、その適正な施工を確保すべき責務に照らし、一括下請負	単に現場に技術者を置いているだけではこれに該当せず、また、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置かれない場合には、「実質的に関与」しているとはいえないことになりますので注意してください。 なお、公共工事の発注者においては、施工能力を有する建設業者を選択し、その適正な施工を確保すべき責務に照らし、一括下

が行われないよう的確に対応することが求められることから、建設業法担当部局においても公共工事の発注者と連携して厳正に対応することとしています。	請負が行われないよう的確に対応することが求められることから、建設業法担当部局においても公共工事の発注者と連携して厳正に対応することとしています。

６－４　過積載による違法運行の防止対策について

設 計 第 ４ ４ 号
平成６年５月10日

本庁各課及び各出先機関の長

設　計　検　査　課　長

過積載による違法運行の防止対策について

大型貨物自動車等の過積載による運行の取り締まりが、平成６年５月１０日に施行した道路交通法により強化されました。

公共事業を発注する立場から、この違法運行を防止するための申し合わせが、別紙のとおりなされたため、現場において徹底するようお願いします。

なお、土木事務所においては、貴職管内市町村への通知をお願いします。

設計検査課設計積算スタッフ
TEL:054-221-2148
FAX:054-251-5582

別紙

建設省経建発第 117 号の２
建設省道交発第 27 号の２
平成６年４月 20 日

静岡県 知事 殿

建 設 省 建 設 経 済 局 長
道　　路　　局　　長

過積載による違法運行の防止対策について

大型貨物自動車等の過積載による違法運行の防止については、「過積載による違法運行の防止に関する当面の対策について」（昭和５６年８月２９日付関係省庁申合せ）、「ダンプカーのさし枠装着車等の一掃に関する対策について」（昭和６１年３月１９日付関係省庁申合せ）等によりその徹底について御配慮を願っているところであるが、過積載による違法運行は依然として跡を絶たず、最近においても過積載による重大事故が少なからず発生している。

また、本年５月１０日には、過積載運転に対する罰則強化とそれを助長する荷主、自動車の使用者等に対する責任追及の充実等を柱とする改正道路交通法が施行されることとなっている。

このような状況に鑑み、このたび、別添１のとおり「過積載による違法運行の防止対策について」の申合せを行い、関係省庁の緊密な連絡の下に過積載防止対策を強力に推進することとした。

ついては、貴職におかれても、本対策の効果的な推進を図るため、適切な措置を講ぜられるよう御協力方お願いする。

また、貴管下市区町村に対しても、その旨、周知徹底方願いたい。（都道府県知事あてのみ）

なお、建設業者に対しては、別添２の通り関係建設業者団体を通じ指導することとしたので、念のため申し添える。

別添１

過積載による違法運行の防止対策について

平成６年４月８日

総務庁長官官房交通安全対策室長
警察庁交通局長
厚生省生活衛生局長
農林水産省食品流通局長
通商産業省産業政策局長
運輸省運輸政策局長
運輸省自動車交通局長
郵政省電気通信局長
労働省労働基準局長
建設省建設経済局長
建設省道路局長

大型貨物自動車等の過積載による違法運行の防止については、「過積載による違法運行の防止に関する当面の対策について」（昭和５６年８月２９日付関係省庁申合わせ）及び「ダンプカーのさし枠装着車等の一掃に関する対策について」（昭和６１年３月１９日付関係省庁申合わせ）等に基づき、各般の対策を講じてきたところである。

しかしながら、過積載による違法運行は依然として跡を絶たず、とりわけダンプカーによる土砂等の運搬に関しては、さし枠を装着する等物品積載装置を不正に改造して公然と過積載による違法運行を行うなど悪質・危険な事例が数多く見られる状況となっている。こうした中で、最近においても、過積載車両による重大事故が少なからず発生している。

このため、平成５年には、過積載の取締規定の整備及び罰則の強化等を内容とする道路交通法の改正が行われ、平成６年５月１０日に施行されることとなっている。

もとより、過積載による違法運行の防止は、自動車の運転者及び使用者、更には荷主等の関係者における法令遵守についての強い自覚と、これに基づく実践によりその達成を図ることが第一義であるが、最近における事態の重大性、緊急性と、構造的な背景を有するというこの種の違反の特異性とにかんがみ、政府においても、これら過積載による違法運行を防止し、交通安全の確保を図るため、関係省庁の緊密な連絡の下に、改正道路交通法の施行に合わせ、次の対策を強力に推進することとする。

第１　関係事業者に対する指導、監督の徹底

１ ダンプカーによる土砂等の運搬において、特に悪質・危険な過積載運行が顕著となっている状況に鑑み、次の措置を講ずる。

（１）　ダンプカーを使用して土砂等を運搬する事業者（以下「ダンプカー事業者」という。）に対し、次の事項について強力に指導する。

ア 過積載による違法運行を行わないこと。

イ さし枠の装着等過積載を目的とするダンプカーの物品積載装置の不正改造をしないこと。

ウ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下「ダンプ規制法」という。）の使用の届出義務及び表示番号等の表示義務を遵守すること。

（２）　砕石業者、砂利採取業者、建設業者等、ダンプカー事業者に対して土砂等の引き渡しを行う事業者に対し、次の事項を強力に指導するとともに、その徹底状況についての把握に努め、適切な対応を図る。

ア 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

イ さし枠装着車、ダンプ規制法の表示番号等の不表示車（以下「不表示車」という。）等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

ウ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

エ 取引に当たってダンプカー事業者の利益を不当に害することのないようにすること。

オ 従業員等に対し、過積載防止のための教育を徹底すること。

（３）　生コンクリート製造業者、建設業者等、ダンプカー事業者から土砂等の引き渡しを受ける事業者に対し、次の事項を強力に指導するとともに、その徹底状況についての把握に努め、適切な対応を図る。

ア 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

イ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

ウ 骨材の購入等に当たって骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

エ 従業員等に対し、過積載防止のための教育を徹底すること。

（４）　過積載による違法運行に関し、建設業者の背後責任が明らかとなった場合は、建設業法に基づき指導、監督処分を行う。

（５）　産業廃棄物収集運搬業者に対し、産業廃棄物運搬用のダンプカーをダンプ規制法に違反して土砂等の運搬に流用し、過積載を行うことのないように指導するとともに、産業廃棄物の収集運搬業の許可に係る講習において、過積載の防止についての教育を充実する。さらに、土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプカーについて道路運送法上の使用届を受理する際は、ダンプ規制法に違反して土砂等を積んではならない旨指導する。

（６）　不正改造車を排除する運動の実施等により、ボディー架装業者、自動車販売事業者等に対し、さし枠の装着等物品積載装置の不正改造を行わず、また不正改造した車両等の販売を行わないよう強力に指導する。

２　その他木材、鋼材等の輸送及び冷凍車又は保冷車による輸送等、積載重量制限違反の多い輸送に関しても、荷主又は自家用車の使用者としての関係業界に対し、過積載による違法運行の防止について強力に指導する。

３　貨物自動車運送事業者に対し、過積載による違法運行の防止及び届出運賃の遵守について強力に指導するとともに、違反事業者に対しては貨物自動車運送事業法に基づき厳正な処分を行う。

第２　過積載による違法運行に対する取締りの強化等

１　過積載による違法運行に対する取締りについては、自動車重量計の計画的整備を進めるとともに、超過重量の多いもの、さし枠装着車又は不表示車を土砂等運搬に使用するもの、 第１による指導に従わないもの等悪質・危険なものに重点を置き、効果的な取締りを強力に推進する。

この場合において、道路交通法の改正により新設された、過積載車両に係る指示及び使用制限命令並びに過積載車両の運転の要求等の再発防止命令を厳正に行うとともに、自動車の使用者、荷主、荷送人、荷受人、物品積載装置の不正改造に関与した者等の背後責任について、右命令違反又は過積載による違法運行の下命・容認若しくは教唆・幇助として徹底して追求する。

また、土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプカーを用いた土砂等の過積載に対処するため、積載重量制限違反で取り締まるほか、ダンプ規制法違反での取締りも強化する。さらに、効果的な過積載の取締りのため、電波法に違反する無線局に対する取締りも強化する。

２　道路運送車両の保安基準に違反するさし枠装着車等に対する取締り体制の充実強化を図ることとし、街頭検査においてこれら違反車両に対する整備命令を徹底する。

３　車両制限令の重量制限違反車両に対し、指導取締用施設及び体制の整備を進め、警察等関係機関と密接な連携を取りつつ、道路管理者による取締りを強化するとともに、悪

質な違反者に対しては刑事告発を含め厳正に対処する。

4　取締りによって得られた情報を関係行政庁に提出することとし、各行政庁はこれに基づき行政処分又は行政指導を積極的に行う。

第３　公共工事発注における過積載防止措置等

1　公共工事の請負業者等に対し、設計図書への記載、現場説明等を通じ、また施工計画書に記載させること等を通じて以下のことを指導する。

（1）　積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

（2）　さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

（3）　過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

（4）　取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

（5）　建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

（6）　以上のことにつき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。

2　過積載による違法運行について背後責任があるとして、建設業者が逮捕又は起訴されたことを知った場合には、当該建設業者について指名停止措置を講ずる。

3　公共工事の発注者による工事現場の総点検を随時実施し、過積載車両、さし枠装着車、不表示車等を発見したときは、請負業者に改善措置を命ずるとともに、改善結果の報告を求める。さらに、これらについて、工事成績の評定に反映させる。

4　定量積載を促進するため、建設発生土の処理については受入地を指定する等の条件明示及び適正積算を積極的に行う。また、大量に骨材を使用する工事において、可能な場合には、 骨材の産地指定による条件明示を行う。

5　上記諸対策により、公共工事の現場において定量積載の確保を図ることとし、その結果、骨材等の取引価格の変動があった場合には、以後発注する工事の予定価格の積算に速やかに反映させる。

6　ダンプカー協会の設立、加入等の状況に応じて、ダンプカー協会に加入しているダンプカー 事業者について優先的な配慮がなされるよう、元請事業者に対して趣旨を徹底する。

第４　関係機関、関係団体の協力体制の整備

１　地方公共団体、都道府県警察、陸運支局、道路管理者等の関係機関は、本対策の効果的な推進を図るため、相互の連絡協調体制を整備するとともに、協力して関係者に対する指導、取締り等を実施する。

特に、都道府県における過積載防止対策連絡会議に、都道府県交通安全対策主管部局、都道府県警察、陸運支局に加え、道路管理者も参加することとし、さらに必要に応じ他の関係行政機関、関係団体の参加も得る等、過積載防止のための組織体制を地域の実情に応じて整備する。

２　ダンプカー協会、貨物自動車運送事業者団体、砕石業者団体、砂利採取業者団体、建設業者団体、生コンクリート製造業者団体等関係団体に対し、各団体の都道府県支部が、広報活動、自主パトロール等を強化することにより、過積載による違法運行の防止についての地域における自主的規制を推進するよう指導する。

第５　その他

本対策については、関係省庁で構成する過積載防止対策連絡会議等において、関係省庁が定期的にその実施状況を報告するとともに、それを踏まえ、逐次見直しを行う。

別紙

全国管工事業協同組合連合会会長

(社)日本空調衛生工事業協会会長

(社)全国建設業協会会長

(社)日本電設工業協会会長

(社)建築業協会会長

(社)日本電力建設業協会会長

(社)日本土木工業協会会長

(社)日本道路建設業協会会長

(社)日本埋立浚渫協会会長

(社)鉄骨建設業協会会長

日本建設組合連合会会長

(社)全国中小建設業協会会長

(社)全国建設専門工事業団体連合会会長

(社)日本橋梁建設協会会長

全国鉄筋業協同組合連合会会長

(社)日本鉄道建設業協会会長

(社)日本建設業団体連合会会長

全国建設産業協会会長

(社)日本造園建設業協会会長

(社)日本機械土工協会会長

全国建設業協同組合連合会会長

(社)日本造園組合連合会会長

(社)日本建設業経営協会会長

(社)土地改良建設協会会長

専門建設業者団体連合会会長

全日本コンクリート圧送事業団体連合会会長

(社)日本建築コンクリートブロック工事業協会会長

(社)日本下水道施設業協会会長

全国推進工事業協会会長

(社)公共土木用コンクリート製品団体工事関連連合会会長

建設産業専門団体協議会代表幹事

別添２

建設省経建発第１１７号の３
平成６年４月２０日

別紙

関係業界団体の長あて

建設省建設経済局長

過積載による違法運行の防止対策について

大型貨物自動車等の過積載による違法運行の防止については、「過積載による違法運行の防止に対する当面の対策について」（昭和５６年８月２９日付関係省庁申合せ）、「ダンプカーのさし枠装着車等の一掃に関する対策について」（昭和６１年３月１９日付関係省庁申合せ）等によりその徹底について御配慮を願っているところであるが、過積載による違法運行は依然として跡を絶たず、最近においても過積載による重大事故が少なからず発生している。

また、本年５月１０日には、過積載運転に対する罰則強化とそれを助長する荷主、自動車の使用者等に対する責任追及の充実等を柱とする改正道路交通法が施行されることとなっている。

このような状況に鑑み、このたび、別添のとおり「過積載による違法運行の防止対策について」の申合せを行い、関係省庁の緊密な連絡の下に過積載防止対策を強力に推進することとした。

ついては、本対策に基づく下記事項の徹底について貴会の傘下会員に対し指導方お願いする。

記

１　積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

２　さし枠装着車、ダンプ規制法の表示番号等の不表示車（以下「不表示車」という。）等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

３　過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

４　取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

５　取引に当たってダンプカー事業者の利益を不当に害することのないようにすること。

６　骨材の購入等に当たって骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

７　従業員等に対し、過積載防止のための教育を徹底すること。

８　広報活動、自主パトロール等を強化することにより、過積載防止についての地域における自主的規制を推進するよう指導すること。

６－５　営繕工事における杭工事の現場確認について（依頼）

財 営 第 １３２号
平成28年8月4日

営繕工事課長　様
設備課長　様
各土木事務所長（営繕工事担当課）　様

経営管理部財務局営繕企画課長

営繕工事における杭工事の現場確認について（依頼）

杭工事の現場確認については、平成 28 年３月４日付けで、「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置（国土交通省告示）」が発出されたことから、平成 27 年 12 月 9 日付け財営第 277 号「営繕工事における杭工事の現場確認について（依頼）」は、廃止する。

杭工事の施工にあたっては、国土交通省告示等及び下記による適正な管理を行うこと。

記

１　対象工事　　営繕工事
２　対象工種　　既製コンクリート杭地業、鋼杭地業
３　設計及び施工上の留意点

(1)十分な地盤調査の実施

地盤調査の内容は、「建築基礎設計のための地盤調査計画指針」（日本建築学会、平成 21 年）に基づき、敷地の地盤状況及び建築物の配置計画等に応じ、適切な位置及び数量等とする。

(2)地盤調査結果に基づく適切な設計の実施

設計者へ当該地盤情報を適切に提供するとともに、基礎杭の施工上の留意事項及び施工時の支持層確認に特に注意すること等を設計図書に記載する。

(3)地盤情報等の工事施工者等との情報共有

(2)の設計図書に記載された事項について、工事施工者等に十分に説明し、注意喚起を行うなど、工事施工者等と情報共有する。

(4)杭施工時の工事監督員の立会い確認

・試験杭については、当該施工時に立会い、杭長、杭の位置、支持層の土質、支持層への根入れ深さ等の必要な項目を確認するとともに、工事施工者による施工管理のもとで設計図書どおりに施工されていることを確認する。
・本杭については、設計図書等で確認した地盤状況等（傾斜等により支持層の深さが複雑な地盤の場合など）により、必要に応じて当該施工時に立会い確認する。
・立会い確認を実施しない杭については、工事施工者が作成した自主検査記録、施工記録、工事写真等の書類を確認する。
・すべての杭について、元請の工事施工者が施工に立ち会ったことを確認する。

担当　経営管理部財務局
営繕企画課　技監　野村
ＴＥＬ 054-221-3091

６－６　建築工事におけるコンクリートの品質管理について（通知）

設 計 第　２７２　号
平成６年３月16日

関　係　各　位

設計検査課長

建築工事におけるコンクリートの品質管理について（通知）

このことについて、 レディーミクスコンクリートを使用する場合には、平成６年２月１日付設計第233号「土木工事におけるコンクリートの品質管理について（通知）」を準用することにしたので通知します。

担　当　設計検査課　検査監
電　話　054 221 2133

設 計 第 ２３３ 号
平成６年２月１日

関係 各位 様

設計検査課長

土木工事におけるコンクリートの品質管理について （通知）

このことについて、レディーミクスコンクリートを使用する場合には、「レディーミクスコンクリート取扱基準」により品質管理を実施しているところですが、圧縮強度試験の供試体の管理について、下記により運用するので通知します。

記

１．適用期日　平成６年４月１日から適用する。

２．コンクリートの供試体の管理

「レディーミクスコンクリート取紋基準」より現場で採取した供試体は次に示すＡ法又はＢ法により確認するものとする。

(1)　Ａ法

１）　コンクリートを供試体型枠に投入したときの写真撮影時には、型枠外面に供試体を特定できる番号、記号等を記載し撮影するものとする。

２）　供試体頭部硬化後、型枠外面に記載した番号、記号等と同一のものを頭部にも記載し、２箇所の番号、記号等が１枚の写真で良く分かるよう撮影するものとする。

ただし、撮影は型枠税型前に行うこと。

(2)　Ｂ法

１）　供試体型枠の側面内側にグリース塗布後所定の事項を記入した市販のQC版等の供試体確認シールを張り付け、コンクリートを打設するものとする。

２）　強度試験を実施する前にQC版等の供試体確認シールにより、試料採取時と同一のものであることを確認するものとする。

３．Ａ法、Ｂ法いずれも購入者が行うものである。

ＱＣ版等の供試体確認シール

立会者
所属氏名

採取　　年　　月　　日

スランプ　　空気　　塩分

構造物及び規格

工事名　　年度

静　岡　県

担　当　設計検査課　検査監
電　話　054 221 2133

６－７　建設工事安全パトロール参考様式

様式－1

建設工事安全パトロール点検表

令和　　年　　月　　日（　　）

No.	工　事　名				
	施工箇所		担当者	受　注　者	
	工　　期	令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日		現場代理人	
	〔本日の作業内容〕			請負金額	
				本日の進捗率	%
	〔使用重機・機械等〕			本日の作業員人数	名

安全パトロール点検項目　　○:良好　△:一部不良　×:不良　—:該当なし

1. 安全衛生管理			
安全旗の掲揚		安全管理組織図の掲示	
緊急連絡表の掲示		安全衛生管理責任者の選任	
安全管理簿の備付(有資格者名簿等)		救急箱の設置	
消火器の設置			
2. 現場管理			
建設業の許可証の掲示(元請け業者のみで可)		労災保険成立票の掲示	
建退共加入標識の掲示		施工体系図の掲示	
各種作業主任者の掲示		有資格者一覧表の掲示	
工事看板の設置		施工体制台帳の備付	
施工計画書の備付		KY活動(朝礼)の実施	
新規入場者教育の実施		安全巡視員の配置	
店社パトロールの実施		安全日誌の記録(現場巡視・安全教育等)	
3.作業現場の状況			
作業エリアは適切に区分されているか		注意看板・掲示板の設置は適切か	
開口部など転落の恐れがある箇所に手摺り等設けているか		作業に応じた適切な人員配置がされているか	
作業内容が作業従事者に十分伝達されているか		場内は整理整頓されているか	
4. 事故対策リスト・ハザードマップの適切な掲示・更新・措置 等			
マップが見やすい場所に見やすい大きさで掲示されているか		リストの事故対策が講じられているか	
工事進捗に伴う想定リスクの変化に応じて更新されているか		リスト以外の危険箇所がないか	
5. 足場・型枠の状況			
作業床の幅は40cm以上、床材の隙間は3cm以下か		床材は固定されているか	
最大積載荷重の表示はあるか		足場工は「手すり先行工法」により組立を行っている	
手摺り、筋交いは、適切に設置されているか		壁つなぎは適切に設置されているか	
枠組足場の場合、「下さん15～40cm」又は「幅木15cm以上」を取り付けているか(なお「上さん」「手すり先行専用型」がより望ましい)		枠組足場以外の場合、「85cm以上の手すり」+「中さん35～50cm」を取り付けているか(なお物体落下対策として「幅木」等が追加されているか)	
高さ1．5m以上の昇降箇所に、昇降設備があるか		梯子は固定され、上端は60cm以上出ているか	
6. 崩壊・落石対策			
掘削状況(勾配・すかし掘りの有無)		浮石等の点検はされているか	
崩壊・落石等の恐れがある時の防護を講じているか		土留支保工・切梁腹起の設置状況は適切か	
掘削土・資材等を法肩に積んでいないか		ダンプ・重機等の通路は法肩から離れているか	
7. 車両系建設機械			
作業開始前点検を実施しているか		特定自主点検実施済標章が貼付されているか	
用途外使用はないか		作業半径内の立入禁止措置はなされているか	
制限荷重を超えた無理な吊上げ作業をしていないか		転倒防止措置は適切になされているか	
適切な吊用具を使用しているか		吊用具類の点検を適切に実施しているか	
運転資格者証を携帯しているか		作業誘導員を配置しているか	
運転休止時の措置(鍵、車止め等)の状況			
8. 電気設備			
取扱責任者の表示		漏・感電防止装置又は、アースが取り付けられているか	
配電盤ボックスは施錠出来るか		架空線、地下埋設物等の保護は適切か	
配線に劣化、亀裂等の損傷はないか		高圧設備の場合、立入禁止措置がなされているか	
9. 交通安全管理			
歩行者通路が確保されているか		交通整理人等適正に配置されているか	
バリケード、赤色灯、規制標識等が適正に配置されているか			
10. その他			
作業従事者の服装、保護帽の着用は適切か		安全帯は着用されているか。親綱を設けているか	
現場詰所は整理整頓されているか			

指摘事項　(×の場合の内容、その他)

様式ー2

建設工事安全パトロール点検結果表

要　　員　〔　　監督員　　〕
点検区域　〔　　〕
実 施 日　令和　　年　　月　　日（　）

番号	施工箇所	路線・河川名	工事名	受注者	立会人	作業内容	点検指導事項
1							
2							
3							
4							
5							

様式ー3

建 設 工 事 安 全 パ ト ロ ー ル 指 導 書

令和　　年　　月　　日

受注者　　様

静岡県○○○○事務所長

令和　　年　　月　　日実施の建設工事安全パトロールにおいて、下記の工事に指摘事項があるので、至急是正措置を講じ、別報告書により提出してください。

記

1. 工　事　名
2. 路線・河川名
3. 施工箇所
4. 請負代金
5. 工　　期
6. 指摘事項

様式ー4－1

建 設 工 事 安 全 パ ト ロ ー ル 是 正 報 告 書

令和　　年　　月　　日

静岡県○○○○事務所長　　様

受注者　住　所
　　氏　名

令和　　年　　月　　日実施の建設工事安全パトロールにおいて指摘された事項については、下記のとおり是正措置を講じたので報告します。

記

1. 工　事　名
2. 路線・河川名
3. 施工箇所
4. 請負代金
5. 工　　期

指　摘　事　項	是　正　措　置	措　置　年　月　日	備　考

様式ー4－2

是 正 措 置 報 告 書

工　事　名					
路線・河川名		施工箇所		請負人	
指摘事項					
是正前	写　真				
是正後	写　真				

６－８　建築分野における工事事故防止行動計画の運用について（通知）

住 公　第　272　号
建 工　第　45　号
建 営　第　249　号
令和元年 12 月 26 日

営繕工事課長　様
設　備　課　長　様
各土木事務所長　様
（建築主務課関係）

建築分野における工事事故防止行動計画の運用について(通知)

くらし・環境部建築住宅局公営住宅課長
交通基盤部建設支援局工事検査課長
交通基盤部建設支援局営繕企画課長

交通基盤部では、土木分野において工事事故の防止を目的として、平成 30 年度より「工事事故防止行動計画」を策定し取り組んでいるところですが、建築分野においても、下記のとおり運用することとしたので通知します。

記

１　適用時期及び適用対象

令和２年１月１日以降、静岡県において入札公告又は指名通知する営繕工事及び公営住宅工事（建築設備を含む。以下、「建築工事」という。）に適用する。

２　実施方法

「工事事故防止行動計画」について、建築工事においても準拠する。

ただし、次の項目については、以下のとおりとする。

(1)「工事事故防止行動計画」３ 行動計画（１）（発注時）中の「工事安全管理に関する特記仕様書」について、建築工事においては、別に定める「工事安全管理に関する特記仕様書【建築・設備工事】」を適用する。

(2)「工事事故防止行動計画」３ 行動計画（２）（情報共有）中の「事故が発生した場合、速やかに工事検査課及び所管事業課へ報告する」については、「事故が発生した場合、速やかに工事検査課（土木事務所発注の営繕工事の場合は、営繕企画課）及び所管事業課へ報告する」とする。

《添付資料》

①工事安全管理に関する特記仕様書【建築・設備工事】

②工事事故ハザードマップ（作成例）

③工事事故防止行動計画　参考

④工事安全管理に関する特記仕様書　参考土木工事版

⑤工事事故防止行動計画の事務分担

工事安全管理に関する特記仕様書【建築・設備工事】

第１条（目的）

この特記仕様書は、静岡県が所管する建築・設備工事の事故防止を目的に、「公共建築工事標準仕様書等の補則」※1として、次のことを定める。

第２条（当該工事現場で予想される事故対策）

受注者は、「予想される事故対策リスト（様式１）（以下「リスト」という。）」を作成し、施工計画書に添付するとともに、予想される事故の発生危険位置を示した「工事事故ハザードマップ（以下「マップ」という。）」を作成し、作業開始時までに現場に掲示すること。

また、リスト及びマップの作成にあたっては、工事敷地の内外に渡って予想される事故について記載すること。

なお、リスト及びマップについては、受発注者で協議のうえ、受注者の独自書式等を使用することもできる。

第３条（リストの内容）

リストに記載する事故の種別は、「挟まれ・巻き込まれ」「墜落・転落」「地下埋設物等」「架空線」「第三者立入」「交通事故」「クレーン等の転倒」に係る事故とし、リスト作成に当たっては、現場状況等を事前に確認し、現場条件、工事内容に即した安全対策の具体的な実施内容を明記すること。

第４条（リスト及びマップの更新）

受注者は、作業開始後も予想される事故の把握に努め、その結果に応じてリスト及びマップを随時更新するとともに、リストを監督員に提出しマップを現場に掲示すること。

第５条（その他）

その他、疑義が生じた場合は、監督員に確認すること。

※１：「公共建築工事標準仕様書等の補則」とは、表１のとおり。
(表１内の各工事における仕様書内の当該項目の補則をいう。)

表１　「公共建築工事標準仕様書等の補則」

工事種別	標準仕様書または共通仕様書	仕様書内の 当該項目の補則
営繕工事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修における 以下の仕様書 ･公共建築工事標準仕様書（建築工事編） ･公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） ･公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） ･公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） ･公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） ･公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） ･建築物解体工事共通仕様書 ･公共建築木造工事標準仕様書	第１編 （電気・機械設備工事編のみ） 第１章 ３節 「施工中の安全確保」 及び 「交通安全管理」 の補則をいう。
公営住宅 関係工事	公共住宅事業者等連絡協議会編集における 以下の仕様書 ･公共住宅建設工事共通仕様書(建築編) ･公共住宅建設工事共通仕様書(電気編) ･公共住宅建設工事共通仕様書(機械編) ※公営住宅関係工事において、居住改善工事等で「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」を採用する場合は、上記営繕工事欄の各仕様書の当該項目の補則とする。	第１編 １章 ３節 「施工中の安全確保」 及び 「交通安全管理」 の補則をいう。

様式1

予想される事故対策リスト【建築･設備工事】

位置番号	【事故の種別】 予想される事故	左記の安全対策	対策における留意点	確認日
	【墜落・転落】			／
	【挟まれ・巻き込まれ】			／
	【地下埋設物等】			／
	【架空線】			／
	【第三者立入】			／
	【交通事故】			／
	【クレーン等の転倒】			／

※対策の策定にあたっては、下記資料等を参考に、当該現場状況に応じた対策を記載すること。

【参考資料】

・安全サポートマニュアル（中部地方整備局 平成16年6月）
http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/anzen_support
・地下埋設物の事故防止マニュアル（中部地方整備局 平成20年6月）
http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/pdf/080619_manual.pdf
・地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止マニュアル（営繕版）【①設計時・敷地調査時】
地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止マニュアル（営繕版）【②施工時（工事版）】
（中部地方整備局営繕部 平成28年8月1日）
http://www.cbr.mlit.go.jp/eizen/hinkaku/chika.htm
・架空線等上空施設の事故防止マニュアル（案）（中部地方整備局 平成21年12月）
http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/pdf/091225_kasen.pdf

様式1

予想される事故対策リスト【建築･設備工事】(作成例)

位置番号	【事故の種別】 予想される事故	左記の安全対策	対策における留意点	確認日
①	【墜落・転落】 足場組立作業中の転落事故	・先行手すりの設置 ・安全帯の固定	・作業がない時は、足場への入口を塞ぐ	／
②	【挟まれ・巻き込まれ】 移動中の機械との接触による身体の転倒や挟まれ事故	・移動させる機械の周囲への立入禁止措置 ・監視人の配置 ・機械移動範囲の地盤等安定保持	・機械と接触するときには、機械が作動しない状態であることの確認を徹底する	／
③	【地下埋設物等】 バックホーやカッター等による埋設管（線）の破断事故	・管・線の管理者及び利用者に現地立会を求め、埋設位置を予め確認 ・確認が十分にできない場合には、監督員と協議の上、人力掘削による試掘を行う	・個人所有の引込管等は存在が不明の場合もあることに留意する	／
④	【架空線】 重機のブーム等による架空線の切断事故	・防護カバーの設置 ・高さ制限装置の設置 ・注意看板の設置 ・立入禁止区域の指定 ・選任監視人の配置	・施設管理者に施工方法等の確認、立会を求める ・関係作業員への施設情報等の周知徹底	／
⑤	【第三者立入】 第三者の誤進入による接触、転倒事故	・進入防止柵等による立入禁止範囲と通行可能範囲の明示	・施工段階に応じて範囲の設定を変更し、隙間の発生を防ぐ	／
⑥	【交通事故】 ダンプトラックと歩行者・自転車との接触事故	・交通事故のハザードマップを作成・配布し、運行時の危険箇所を周知	・運行経路、時間帯にも配慮する	／
⑦	【クレーン等の転倒】 アウトリガー据付箇所の不同沈下等によるクレーン等の転倒事故	・軟弱地盤の把握 ・敷鉄板の設置 ・改良、入替等による支持力の確保	・荷重作用の直前、直後、中間時における敷鉄板の沈下等の確認を行う	／

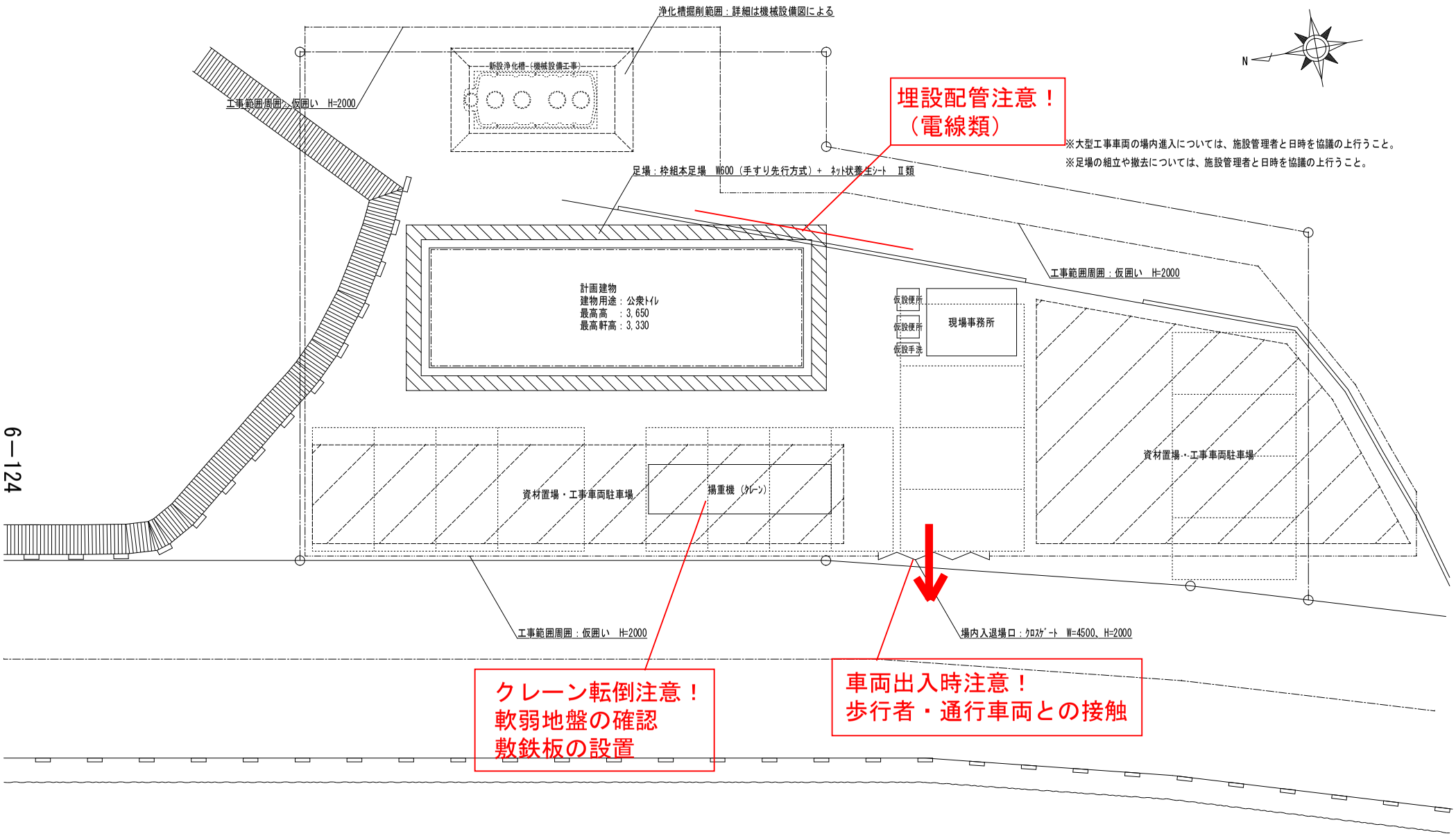

工事事故ハザードマップ（作成例）

工事名称	新築工事（建築）	図面名	仮設計画図（参考）	縮尺 1/150	年月日	≪意匠≫	≪構造≫	≪設備≫	図番 A-48

参考

工事事故防止行動計画

平成 30 年 8 月 10 日

静岡県交通基盤部

1　目的

交通基盤部が所管する工事の事故発生状況（平成 29 年度）は、死亡事故は前年度に引き続き 0 件だったが、労働災害（傷害）事故は前年度の 7 件に対し 9 件、公衆災害（傷害）事故は前年度の 0 件に対し 3 件、公衆災害（物損）事故は前年度の 36 件に対し 43 件といずれも増加した。

労働災害・公衆災害事故ともに「不注意」が事故原因の大半であり、「災害リスクに対する想定が不十分であること」と「事故の教訓が生かされていないこと」が課題となっている。

このため、工事事故の防止を目的とする新たな取組として、「工事事故防止行動計画」を策定し実行することとする。

2　基本方針

（1）上記課題への対策として、「事故対策 PDCA サイクルの構築」を基本方針とする。

（2）県で発生件数の多い災害種別に加え、全国的に災害死者数の 4 割を占め人命に係る重大事故となる「墜落・転落」と、事故発生の社会経済的影響が大きい「クレーン等の転倒」を重点災害に位置づける。

＜重点災害＞

（労働災害）挟まれ・巻き込まれ、墜落・転落

（公衆災害）地下埋設物、架空線、現場侵入防止、
交通事故、クレーン等の転倒

3　行動計画

（1）各工事現場において、「予測⇒対策⇒検証⇒改善」の「事故対策 PDCA」を、適時に実施する。

（発注時）

・発注者は、上記の重点災害が想定される工事の契約図書に、別に定める「工事安全管理に関する特記仕様書」を添付する。

（着手時）

・受注者は、上記の特記仕様書により、当該現場の災害リスクを予測し、その対策を明記した施工計画書を作成する。

・受・発注者（総括監督員または主任監督員を含む）は、施工着手前の適切な

段階で、受注者が作成した「工事事故ハザードマップ」を現地において合同で検証し、事故対策の実効性を確認する。

（施工時）

・受注者は、施工計画書に基づき、安全対策を実施するとともに、工事の進捗に応じて、災害リスクの予測を適切に見直し、安全対策に反映させる。

・発注者は、抜き打ちの安全パトロールにより、対策の実施状況や新たな災害リスクの有無を確認する。（発注者単独または建災防等と合同で実施）

・発注者は、パトロール結果に応じて、必要な措置を指示する。

・受注者は、指示に基づき、必要な措置を実施する。

・検査監は、中間検査において施工計画書と安全対策の実施状況を確認する。

（完成時）

・発注者・検査監は、完成検査時において安全管理項目を評価・確認する。

（２）各工事現場で得られた知見を、県全体で情報共有し、事故防止体制を強化する。

（情報共有）

・発注者は、事故が発生した場合、速やかに工事検査課及び所管事業課へ事故報告するとともに、再発防止策を講ずる。

・工事検査課は、発注者から報告された事故発生事例を分析し、リスク予測や安全対策が不十分となった原因及び事故防止対策としての好事例を、ニュースレター等で、各発注者及び受注者に周知する。

・受注者は、ニュースレター等による「ヒヤリハット事例」や「事故発生事例」を参考に、事故防止対策を実施する。

（意識啓発）

・工事検査課及び各事務所は、安全講習会等の機会を捉え、業界団体に「行動計画」を周知するなど、工事事故防止を意識啓発する。

・建設業労働災害防止協会（建災防）との連携により、受・発注者合同で、労働安全コンサルタント等を現場に招いた合同研修会を開催する。

４　スケジュール

・８月　　「工事安全管理に関する特記仕様書」の案を定める。

・９月　　上記の特記仕様書を決定し、10 月 1 日以降に発注する工事から適用することについて、周知を図る。

・１０月以降　合同研修会を開催

工事事故防止行動計画
【基本方針】
事故対策ＰＤＣＡサイクルの構築

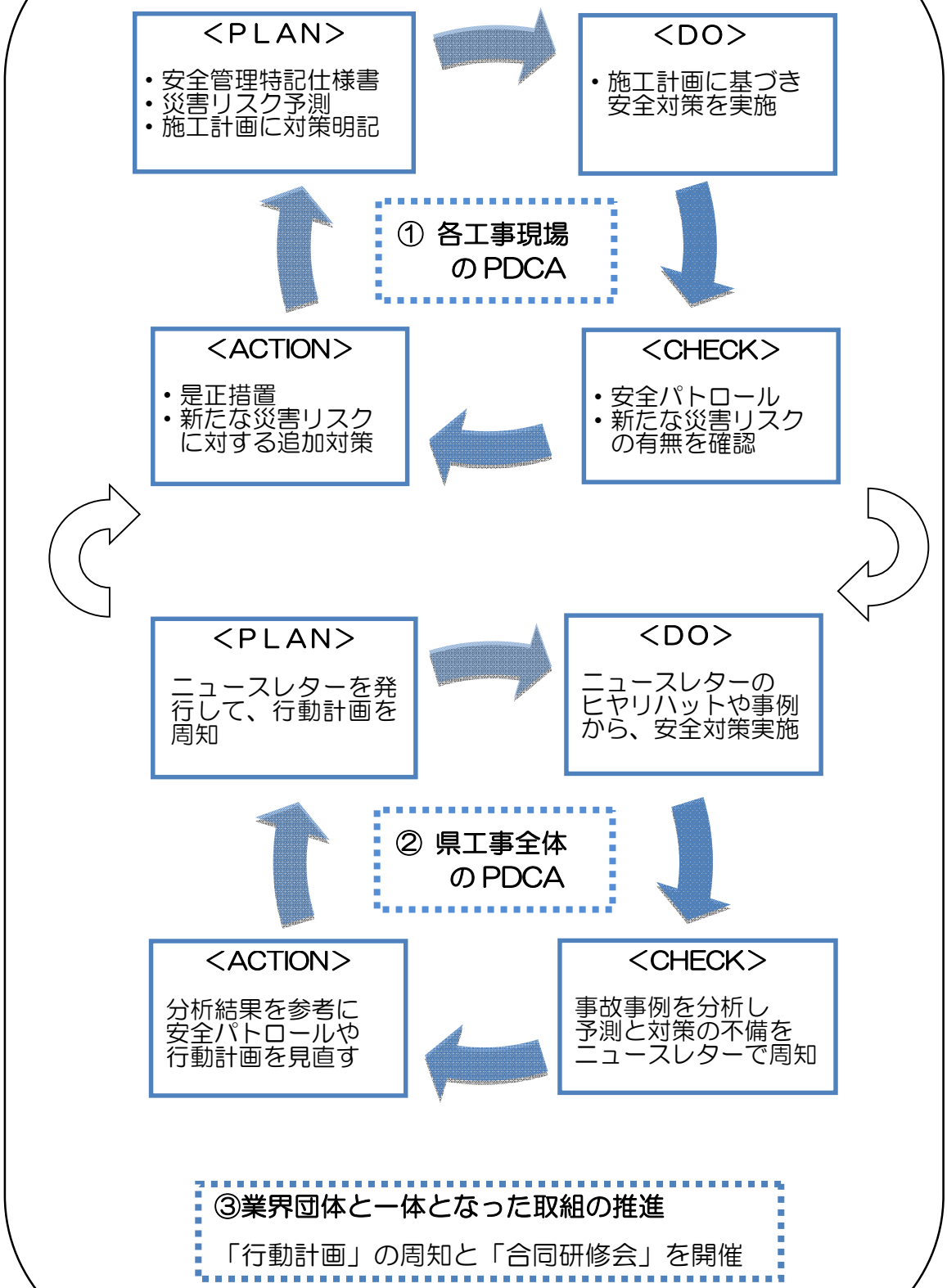

③業界団体と一体となった取組の推進

「行動計画」の周知と「合同研修会」を開催

【参考】工事事故防止に向けた新たな取組み（H30）

種別	今までの取り組み	新たな取り組み	ねらい
発注時	一部で、安全管理に関する特記仕様書を添付	全県で、安全管理に関する特記仕様書を添付	全県下で、安全管理意識啓発 ⇒施工計画へ反映
着手時	共通仕様書に基づく施工計画書	特記仕様書に基づき施工計画書にリスク予測と対策を明記	受発注者間で各現場固有の安全管理意識を共有
施工時	安全パトロール	ハザードマップを活用した安全パトロール	想定される対策の実施と新たな災害リスクの有無を確認
検査時	中間検査 安全対策の指導	中間検査 施工計画記載の確認 安全対策実施の確認	実効性の確保
評定時	完成検査	完成検査 安全管理評価	効果検証 改善策の提案
安全教育	安全訓練 ＫＹ活動 新規入場者教育 建設従事者教育	施工計画書（リスク予測と対策）を活用した安全教育 受発注者合同研修	安全教育の実効性の確保 受発注者間で安全管理意識を共有
啓発活動	事故事例をＨＰ掲載	ニュースレターで、全県に情報提供	各工事現場のＰＤＣＡを県下全体に展開し、同種事故防止

参 考

工事安全管理に関する特記仕様書

第１条（目的）

この特記仕様書は、静岡県交通基盤部が所管する土木工事の事故防止を目的に、土木工事共通仕様書 第１編共通編 第１章総則 第１節総則 1-1-26「工事中の安全確保」の第８項（５）に規定する「当該工事現場で予想される事故対策」に関して、次のことを定める。

第２条（当該工事現場で予想される事故対策）

受注者は、「予想される事故対策リスト（様式１）」（以下、「リスト」）を作成し、施工計画書に添付するとともに、予想される事故の発生危険位置を示した「工事事故ハザードマップ」（以下「マップ」）を作成し、作業開始時までに現場に掲示すること。

第３条（リストの内容）

リストに記載する事故の種別は、「挟まれ・巻き込まれ」「墜落・転落」「地下埋設物」「架空線」「第三者立入」「交通事故」「クレーン等の転倒」に係る事故とし、リスト作成に当たっては、現場状況等を事前に確認し、現場条件、工事内容に即した安全対策の具体的な実施内容を明記すること。

第４条（リスト及びマップの更新）

受注者は、作業開始後も予想される事故の把握に努め、その結果に応じて「リスト」及び「マップ」を随時更新するとともに、「リスト」を監督員に提出し「マップ」を現場に掲示すること。

第５条（その他）

その他、疑義が生じた場合は、監督員に確認すること。

様式１

予想される事故対策リスト

位置番号	【事故の種別】 予想される事故	左記の安全対策	対策における留意点	確認日
	【挟まれ・巻き込まれ】			／
	【墜落・転落】			／
	【地下埋設物】			／
	【架空線】			／
	【第三者立入】			／
	【交通事故】			／
	【クレーン等の転倒】			／

※対策の策定にあたっては、下記資料等を参考に、当該現場状況に応じた対策を記載すること。

【参考資料】

・安全サポートマニュアル（中部地方整備局 平成 16 年 6 月）

http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/anzen_support

・地下埋設物の事故防止マニュアル（中部地方整備局 平成 20 年 6 月）

http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/pdf/080619_manual.pdf

・架空線等上空施設の事故防止マニュアル(案)（中部地方整備局 平成 21 年 12 月）

http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/pdf/091225_kasen.pdf

様式１

予想される事故対策リスト（作成例）

位置番号	【事故の種別】 予想される事故	左記の安全対策	対策における留意点	確認日
①	【挟まれ・巻き込まれ】 移動中の機械との接触による身体の転倒や挟まれ事故	・稼働させる機械の周囲への立入禁止措置 ・監視人の配置 ・機械移動範囲の地盤等安定保持	・機械と接触するときには、機械が作動しない状態であることの確認を徹底する	／
②	【墜落・転落】 足場組立作業中の転落事故	・先行手摺の設置 ・安全帯の固定	・作業がない時は、足場への入口を塞ぐなどの予防対策も有効	／
③	【地下埋設物】 ドリルやリッパ等による埋設管（線）の破断事故	・管、線の管理者、及び利用者に現地立会を求め、埋設位置を予め確認 ・確認が十分にできない場合には、監督員と協議の上、人力掘削による試掘を行う。	・個人所有の引込管等は存在が不明の場合もあることに留意する	／
④	【架空線】 重機のブーム等による架空線の切断事故	・防護カバーの設置 ・高さ制限装置の設置 ・注意看板の設置 ・立入禁止区域の指定 ・選任監視人の配置	・施設管理者に施工方法等の確認、立会を求める ・関係作業員への施設情報等の周知徹底	／
⑤	【第三者立入】 第三者の誤進入による接触、転倒事故	・進入防止柵等による立入禁止範囲と通行可能範囲の明示	・施工段階に応じて範囲の設定を変更し、隙間の発生を防ぐ	／
⑥	【交通事故】 ダンプトラックと歩行者･自転車との接触事故	・交通事故のハザードマップを作成・配布し、運行時の危険個所を周知	・運行経路、時間帯にも配慮する。	／
⑦	【クレーン等の転倒】 アウトリガー据え付け箇所の不等沈下等によるクレーン等の転倒事故	・軟弱地盤の把握 ・敷鉄板の設置 ・改良、入替等による支持力の確保	・荷重作用の直前、直後、中間時における敷鉄板の沈下等の確認を行う。	／

工事事故防止行動計画の事務分担

	工事検査課	各土木事務所 建築住宅課等 （公営住宅課）	営繕３課
●県工事全体のPDCA			
P	**ニュースレターを発行して、行動計画を周知** 安全講習会等の機会を捉え、業界団体に「行動計画」を周知するなど、工事事故防止を意識啓発する。	・土木事務所は、建築工事における事故事例等をもとに、周知事例を作成、工事検査課及び公営住宅課へ提供 ・工事検査課でニュースレターに掲載	・建築工事における事故事例等をもとに、周知事例を作成、工事検査課に提供 ・工事検査課でニュースレターに掲載
D	**ニュースレターのヒヤリハットや事例から、安全対策を実施** **【受注者対応】** 受注者は、ニュースレター等による「ヒヤリハット事例」や「事故発生事例」を参考に、事故防止対策を実施する。	受注者対応	受注者対応
C	**事故事例を分析** 発注者から報告された事故発生事例を分析。	・土木事務所は事故事例を作成し、工事検査課及び公営住宅課へ報告 ・土木事務所は事故発生事例を分析	・事故事例を工事検査課に報告 ・事故発生事例を分析
	予測と対策の不備をニュースレーターで周知 リスク予想や安全対策が不十分となった原因及び事故防止対策の好事例をニュースレター等で各発注者及び受注者に周知する。	・土木事務所は建築工事における事故事例等をもとに、周知事例を作成、工事検査課及び公営住宅課へ提供 ・工事検査課でニュースレターに掲載	・建築工事における事故事例等をもとに、周知事例を作成、工事検査課に提供 ・工事検査課でニュースレターに掲載
A	**分析結果を参考に安全パトロールや行動計画の見直し**	・工事検査課検査監が実施 ・総括監督員が実施	・工事検査課検査監が実施 ・総括監督員が実施
●業界団体と一体となった取組の推進			
	行動計画の周知と合同研修会の開催 建災防との連携により、受・発注者合同で、労働安全コンサルタント等を現場に招いた合同研修会の開催。	工事検査課または営繕３課で開催される安全管理等の合同研修会を開催協力	・営繕工事独自で安全管理等研修会を実施 ・県職員に対する研修実施を検討

６－９　地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止マニュアル（営繕版）【国土交通省中部地方整備局】

出典：国土交通省中部地方整備局ホームページ

【業務編】

https://www.cbr.mlit.go.jp/eizen/hinkaku/pdf/2023manual1.pdf

【工事・敷地調査業務編】

https://www.cbr.mlit.go.jp/eizen/hinkaku/pdf/2023manual2.pdf

地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止マニュアル（営繕版）

概　要

地下埋設物・躯体埋込み配管等の近接作業を行うにあたり、発注者と受注者の両者が、設計段階・発注段階・施工段階において、チェックリストを用い、様々な立場の視点で確認し、事故防止に努める。

対　象

地下埋設物

地中に埋設された
・給排水管
・ガス管
・ケーブル等

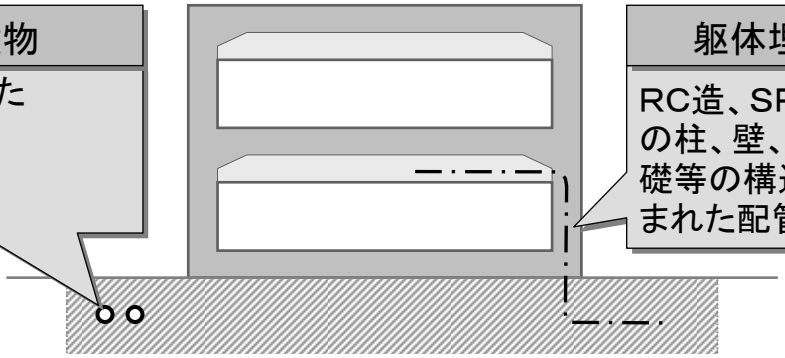

躯体埋込み配管

RC造、SRC造、S造等の柱、壁、スラブ、梁、基礎等の構造体に埋め込まれた配管

確認方法

発　注　者

設計段階
（調査職員（設計担当））

○工事完成図・施工図等の有無の確認
○現地調査の実施
○設計図書の確認　等

（発注段階）
（発注担当課職員）

○設計図書等への記載の有無の確認
○入札手続時の適切な質疑回答の確認 等

施工段階
（監督職員）
（調査職員（施工担当））

○設計図書等を踏まえた現地調査調整
○施工計画書の確認
○近接作業の報告内容の確認　　等

チェックリスト

チェックリストを活用
様々な立場の視点の確認

設計段階		
・・・・・・・・・・・・・・・・	レ	レ
・・・・・・・・・・・・・・・・	レ	レ
・・・・・・・・・・・・・・・・	レ	
（発注段階）		
・・・・・・・・・・・・・・・・	レ	
・・・・・・・・・・・・・・・・		
施工段階		
・・・・・・・・・・・・・・・・	レ	レ
・・・・・・・・・・・・・・・・		レ
・・・・・・・・・・・・・・・・	レ	

受　注　者

設計段階
（設計業務受注者）

○工事完成図等を踏まえた現地調査の実施
○設計図書へ反映　等

施工段階
（工事請負者）
（工事監理業務受注者）

○設計図書等を踏まえ現地調査の実施
○施工計画書の作成・確認
○適切な近接作業の実施と内容の報告
等

地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止マニュアル（営繕版）
【業務編】

令和５年１２月１日

中部地方整備局　営繕部

まえがき

地下埋設物・躯体埋込み配管等の近接作業における事故防止対策については、過去幾度となく注意喚起を行い「営繕工事事故防止重点対策の実施について」において通知されているが、最近に至っても事故が発生している状況にある。

本マニュアルは、地下埋設物・躯体埋込み配管等の近接作業を行うにあたって、技術者が心得ていなければならない事項について、理解を容易にするために必要な解説と関連事項を記している。

本マニュアルの内容は、「建築工事安全施工技術指針」（平成２７年１月２０日国営整第２１６号）」・「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編（令和元年９月２日国土交通省告示第４９６号）」・「公共建築工事標準仕様書（令和４年版）」等より、注意すべき事項を中心に記述している。

関係者においては、本マニュアルの内容を十分に把握して、地下埋設物・躯体埋込み配管等の近接作業における事故防止に努められたい。

目　　次

１．目的・・・

１．目的

本マニュアルは、 地下埋設物・躯体埋込み配管等の近接作業を行うにあたり、発注者と受注者の両者が確認すべき事項を示し、事故を防止することを目的とするものである。

２．策定方針

設計業務において、発注者と受注者のそれぞれの立場から、配管等による事故防止対策を定めるものである。

事故防止に当たっては、発注者と受注者の両者が、チェックリストを用い、各々の立場で確認し、地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止に努めるものとする。

設計段階は、調査職員と設計業務受注者の両者が、設計図書に反映させるために、設計に先立ち地下埋設物・躯体埋込み配管等の調査を実施し、設計業務成果品を作成する。

３．適用範囲

本マニュアルは、中部地方整備局における設計業務に適用する。

４．用語の定義

（１）「地下埋設物」とは、施工範囲及び工事用重機など工事にともなう重量物の横断部分又は設置部分の地中に埋設された給排水管、ガス管、ケーブルなどの配管類をいう。ただし、地中の既設構造物及び工作物は除く。

（２）「躯体埋込み配管」とは、鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造等の建築物において、柱、壁、スラブ、梁、基礎等の構造体に埋め込まれた給排水管、ガス管、ケーブルなどの配管類をいう。

（３）「地下埋設物・躯体埋込み配管等」とは、「地下埋設物」「躯体埋込み配管」その他これらに類する天井や仕上げ内等にある配管・配線類で、損傷した場合、施設の通常業務に支障をきたすもの等をいう。

５．地下埋設物・躯体埋込み配管等の準備、調査、報告作業の手順

●事前準備

・整備局担当者は、業務に先立ち、施工区域内などの工事完成図、施工図等の有無を確認する。

・整備局担当者は、業務に先立ち、施工区域にある地下埋設物・躯体埋込み配管等について、その管理者の協力を得て、位置、規格、構造、埋設年次等を図面等より調査する。

・受注者は、設計に先立ち、地下埋設物・躯体埋込み配管等について工事完成図、施工図等を確認する。

●地下埋設物・躯体埋込み配管等調査の実施

・受注者は、工事完成図・施工図等を用いて現地調査時に、地下埋設物・躯体埋込み配管等を確認する。
・受注者は、コア抜き調査等を実施する場合は、調査職員と協議を行い、地下埋設物調査又は躯体埋込み配管等調査を実施する。なお、調査方法は調査職員と協議し決定する。
●調査結果の報告
・受注者は、調査結果を報告し、設計業務成果品へ反映させる。また、調査結果に基づき地下埋設物・躯体埋込み配管等の管理者及び関係機関と協議確認の上、設計業務成果品にその地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止に必要な措置を記載する。
・調査職員は調査結果が設計業務成果品へ適切に反映されているか確認する。

【作業手順フロー】

発注者	受注者

●事前準備

○整備局担当者は、業務に先立ち、施工区域内などの工事完成図施工図等の有無を確認する。
また、施工区域にある地下埋設物・躯体埋込み配管等について、その管理者の協力を得て、位置、規格、構造、埋設年次等を図面等より調査する。

→

○受注者は、設計に先立ち、地下埋設物・躯体埋込み配管等について工事完成図・施工図等を確認する。

↓

●地下埋設物・躯体埋込配管等調査の実施

○受注者は、工事完成図・施工図等を用いて現地調査時に、地下埋設物・躯体埋込み配管等を確認する。
○受注者は、コア抜き調査等を実施する場合は、調査職員と協議を行い、地下埋設物調査又は躯体埋込み配管等調査を実施する。なお、調査方法は調査職員と協議し決定する。

↓

●調査結果の報告

○受注者は、調査結果に基づき地下埋設物・躯体埋込み配管等の管理者及び関係機関と協議確認の上、設計業務成果品にその地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止に必要な措置を記載する。
また、調査結果を報告し、設計業務成果品へ反映させる。

←

○調査職員は、調査結果が設計業務成果品へ適切に反映されているか確認する。

6．チェックリスト

業務名	
工　期	年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
受注者名	

点　検　項　目	発注者 （点検者名） 点検年月日	受注者 （点検者名） 点検年月日
●事前準備		
整備局担当者は、業務に先立ち、施工区域内などの工事完成図施工図等の有無を確認する。また、施工区域にある地下埋設物・躯体埋込み配管等について、その管理者の協力を得て、位置、規格、構造、埋設年次等を図面等より調査する。	．　．	
受注者は、設計に先立ち、地下埋設物・躯体埋込み配管等について工事完成図・施工図等を確認する。		．　．
●地下埋設物・躯体埋込み配管等調査の実施		
受注者は、工事完成図・施工図等を用いて現地調査時に、地下埋設物・躯体埋込み配管等を確認する。		．　．
受注者は、コア抜き調査等を実施する場合は、調査職員と協議を行い、地下埋設物調査又は躯体埋込み配管等調査を実施する。 なお、調査方法は調査職員と協議し決定する。		．　．
●調査結果の報告		
受注者は、調査結果を報告し、設計業務成果品へ反映させる。また、調査結果に基づき地下埋設物・躯体埋込み配管等の管理者及び関係機関と協議確認の上、設計業務成果品にその地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止に必要な措置を記載する。		．　．
調査職員は、調査結果が設計業務成果品へ適切に反映されているか確認する。	．　．	

（注）発注者・受注者欄には点検者名及び確認・点検日を記入する。

[参考資料]

Ⅰ．特記仕様書記載例

第○条　地下埋設物・躯体埋込み配管等の調査について

１．施工範囲内の地下埋設物・躯体埋込み配管等については、貸与された資料等（既存完成図、施工図）を確認のうえ、「地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止マニュアル（営繕版）（令和５年１２月１日）」（HP 参照　https://www.cbr.mlit.go.jp/eizen/hinkaku/chika.htm）をもとに、調査するものとする。

地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止マニュアル（営繕版）
【工事・敷地調査業務編】

令和５年１２月１日

中部地方整備局　営繕部

まえがき

地下埋設物・躯体埋込み配管等の近接作業における事故防止対策については、過去幾度となく注意喚起を行い「営繕工事事故防止重点対策の実施について」において通知されているが、最近に至っても事故が発生している状況にある。

本マニュアルは、地下埋設物・躯体埋込み配管等の近接作業を行うにあたって、現場技術者が心得ていなければならない事項について、理解を容易にするために必要な解説と関連事項を記している。

本マニュアルの内容は、「建築工事安全施工技術指針」（平成２７年１月２０日国営整第２１６号）」・「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編（令和元年９月２日国土交通省告示第４９６号）」・「公共建築工事標準仕様書（令和４年版）」等より、注意すべき事項を中心に記述している。

関係者においては、本マニュアルの内容を十分に把握して、地下埋設物・躯体埋込み配管等の近接作業における事故防止に努められたい。

※敷地調査業務については、「公共建築工事標準仕様書（令和４年版）」を「敷地調査共通仕様書（令和４年改定）」に、以下「施工計画書」を「業務計画書」に読み替えるものとする。

目　　次

１．目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２．策定方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３．適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
４．用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
５．地下埋設物・躯体埋込み配管等の準備、調査、報告作業の手順・・・１
　【作業手順フロー】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４
６．チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

［参考資料］
　Ⅰ　追加特記仕様書記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　Ⅱ　事故事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
　Ⅲ　建設工事公衆災害防止対策要綱の解説（令和元年９月）・・・・・１２

１．目的

本マニュアルは、 地下埋設物・躯体埋込み配管等の近接作業を行うにあたり、発注者と受注者の両者が確認すべき事項を示し、事故を防止することを目的とするものである。

２．策定方針

工事又は敷地調査業務において、発注者と受注者のそれぞれの立場から、この配管等による事故防止対策を定めるものである。

事故防止に当たっては、発注者と受注者の両者が、チェックリストを用い、各々の立場で確認し、地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止に努めるものとする。

施工段階は、受注者が、提供された地下埋設物・躯体埋込み配管等の情報に基づいて事前調査を行い、内容を施工計画書に反映させ、監督職員に提出する。

受注者は、施工計画書に基づいて作業を実施し、作業結果を監督職員に報告する。

３．適用範囲

本マニュアルは、中部地方整備局における工事又は敷地調査業務に適用する。

４．用語の定義

（１）「地下埋設物」とは、施工範囲及び工事用重機など工事にともなう重量物の横断部分又は設置部分の地中に埋設された給排水管、ガス管、ケーブルなどの配管類をいう。ただし、地中の既設構造物及び工作物は除く。

（２）「躯体埋込み配管」とは、鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造等の建築物において、柱、壁、スラブ、梁、基礎等の構造体に埋め込まれた給排水管、ガス管、ケーブルなどの配管類をいう。

（３）「地下埋設物・躯体埋込み配管等」とは、「地下埋設物」「躯体埋込み配管」その他これらに類する天井や仕上げ内等にある配管・配線類で、損傷した場合、施設の通常業務に支障をきたすもの等をいう。

５．地下埋設物・躯体埋込み配管等の準備、調査、報告作業の手順

●事前準備

・受注者は、設計図書、貸与された資料等（既存完成図、施工図、設計時・敷地調査時に作成された調査報告書等）及び地下埋設物・躯体埋込み配管等の管理者等が保管する台帳に明示された地下埋設物・躯体埋込み配管等の位置（平面、深さ）について確認する。事前調査の具体的な調査方法などについて、監督職員と協議する。

●事前調査

・受注者は、事前準備での協議内容や、設計図書、貸与された資料等（既存完成図、施工図等）及び地下埋設物・躯体埋込み配管等の管理者等が保管する台帳の内容をよく確認し、地下埋設物・躯体埋込み配管等の事前調査を行う。

・監督職員は、必要に応じて、事前調査に立ち会う。

●施工計画書（事故防止対策）の作成

・受注者は、事前調査結果を踏まえ、実際に掘削又は穿孔作業を実施する位置での地下埋設物・躯体埋込み配管等の調査方法、並びに適切な工法及び工具など

を取り入れた施工計画書の事故防止対策を作成し、監督職員へ提出する。
・監督職員は、受注者が作成した施工計画書の事故防止対策について確認する。

【地下埋設物】

●地下埋設物調査の実施・報告

・受注者は、施工計画書に基づいて、監督職員（敷地周辺は必要に応じ埋設物の管理者）に立会を求め、実際に掘削作業を実施する位置での地下埋設物調査を行う。試掘については監督職員の承諾を得て、細心の注意のもとで試掘等を行い、その地下埋設物の種類、位置（平面、深さ）、規格、構造等を原則として目視により確認しなければならない。地下埋設物の管理者の保有する情報により当該項目の情報があらかじめ特定できる場合や、学会その他で技術的に認められた方法等によって地下埋設物を確認する場合には監督職員と協議する。
・受注者は、コア抜き又はボーリング調査を実施する場合は、監督職員と協議を行い､地下埋設物調査を実施する。なお、調査方法は監督職員と協議し決定する。
・受注者は、地下埋設物の確認位置には杭や旗、ペンキ、チョーク、テープ等で目印を設ける。
・監督職員は、施工計画書に基づいて、地下埋設物調査に立ち会う。
・受注者は、地下埋設物調査の結果を速やかに監督職員に報告する。
・監督職員は、地下埋設物調査の報告内容を確認する。試掘等によって地下埋設物を確認した場合においては、その位置（平面、深さ）や周辺地質の状況等の情報を、地下埋設物の管理者等に報告しなければならない。この場合、深さについては、原則として設計ＧＬからの高さによって表示するものとする。

●近接作業の実施・報告

・受注者は近接作業を行う場合には、あらかじめその地下埋設物の管理者及び関係機関と協議し、関係法令に従い、地下埋設物の防護方法、立会の有無、緊急時の連絡先及びその方法、保安上の措置の実施区分等を決定するものとする。
・受注者は、近接作業前に再度、地下埋設物の位置などを確認し、慎重に作業を行う。また、地下埋設物には位置（平面、深さ）、物件の名称、保安上の必要事項、管理者の連絡先等を記載した標示板を取り付ける等により明確に認識できるようにする。
・受注者は、必要に応じて監督職員に近接作業の初日に立会を求める。
・受注者は、作業結果を監督職員に報告する。
・監督職員は、必要に応じて、近接作業の初日に立ち会う。（ただし、初日以降についても、必要に応じて立会う。）
・監督職員は、近接作業結果の報告内容を確認する。

●工事施工中における不明な地下埋設物

受注者は、工事施工中において、管理者の不明な地下埋設物を発見した場合、必要に応じて地下埋設物に関する調査を再度行い、安全を確認した後に措置しなければならない。

【躯体埋込み配管等】

●躯体埋込み配管等調査の実施・報告

・受注者は、施工計画書に基づいて、監督職員に立会を求め、実際に穿孔作業を実施する位置の躯体埋込み配管等調査を行う。（躯体埋込み配管等の位置が明らかな場合、監督職員と協議する。）

・躯体埋込み配管等の位置が不確定な場合は、監督職員の承諾を得て、非破壊検査を実施する。
・受注者は、コア抜き又はボーリング調査を実施する場合は、監督職員と協議を行い､躯体埋込み配管等調査を実施する。なお、調査方法は監督職員と協議し決定する。
・受注者は、躯体埋込み配管等の確認位置にはチョークやテープ等で目印を設ける。
・監督職員は、施工計画書に基づいて、躯体埋込み配管等調査に立ち会う。
・受注者は、躯体埋込み配管等調査の結果を速やかに監督職員に報告する。
・監督職員は、躯体埋込み配管等調査の結果の報告内容を確認する。
●近接作業の実施・報告
・受注者は近接作業を行う場合には、あらかじめ関係機関と協議し、関係法令に従い、躯体埋込み配管等の防護方法、立会の有無、緊急時の連絡先及びその方法、保安上の措置の実施区分等を決定するものとする。
・受注者は、近接作業前に再度、躯体埋込み配管等の位置などを確認し、慎重に作業を行う。
・受注者は、必要に応じて監督職員に近接作業の初日に立会を求める。
・受注者は、作業結果を監督職員に報告する。
・監督職員は、必要に応じて、近接作業の初日に立ち会う。（ただし、初日以降についても、必要に応じて立会う。）
・監督職員は、近接作業結果の報告内容を確認する。
●工事施工中における不明な躯体埋込み配管等
・受注者は、工事施工中において、管理者の不明な躯体埋込み配管等を発見した場合、必要に応じて躯体埋込み配管等に関する調査を再度行い、安全を確認した後に措置しなければならない。

※なお、監督職員の指示により監督業務の一部を工事監理業務受注者に実施させる時は、確認・報告は、工事監理業務契約図書に基づき行う。

【作業手順フロー】

発注者	受注者

●事前準備

○受注者は、設計図書、貸与された資料等（既存完成図、施工図、設計時・敷地調査時に作成された調査報告書等）及び地下埋設物・躯体埋込み配管等の管理者等が保管する台帳に明示された地下埋設物・躯体埋込み配管等の位置（平面、深さ）について確認する。事前調査の具体的な調査方法などについて、監督職員と協議する。

↓

●事前調査

○受注者は、事前準備での協議内容や、設計図書、貸与された資料等（既存完成図、施工図等）及び地下埋設物・躯体埋込み配管等の管理者等が保管する台帳の内容をよく確認し、地下埋設物・躯体埋込み配管等の事前調査を行う。

←

○監督職員は、必要に応じて、事前調査に立ち会う。

↓

●施工計画書（事故防止対策）の作成

○受注者は、事前調査結果を踏まえ、実際に掘削又は穿孔作業を実施する位置の地下埋設物・躯体埋込み配管等調査方法、並びに適切な工法及び工具などを取り入れた施工計画書の事故防止対策を作成し、監督職員へ提出する。

←

○監督職員は、受注者が作成した施工計画書の事故防止対策について確認する。

↓

●地下埋設物・躯体埋込み配管等調査の実施

【地下埋設物】

○受注者は、施工計画書に基づいて、監督職員（敷地周辺は必要に応じ埋設物管理者）に立会を求め、実際に掘削作業を実施する位置での地下埋設物調査を行う。試掘については監督職員の承諾を得て、細心の注意のもとで試掘等を行い、その地下埋設物の種類、位置（平面、深さ）、規格、構造等を原則として目視により確認しなければならない。ただし、地下埋設物の管理者の保有する情報により当該項目の情報があらかじめ特定できる場合や、学会その他で技術的に認められた方法等によって地下埋設物を確認する場合には監督職員と協議する。

【躯体埋込み配管等】

○受注者は、施工計画書に基づいて、監督職員に立会を求め、実際に穿孔作業を実施する位置の躯体埋込み配管等調査を行う。（躯体埋込み

←

○監督職員は、施工計画書に基づいて、地下埋設物・躯体埋込み配管等調査に立ち会う。

配管等の位置が明らかな場合、監督職員と協議する。）躯体埋込み配管等の位置が不確定の場合は、監督職員の承諾を得て、非破壊検査を実施する。

↓

【地下埋設物】
○受注者は、地下埋設物の確認位置には杭や旗、ペンキ、チョーク、テープ等で目印を設ける。

【躯体埋込み配管等】
○受注者は、躯体埋込み配管等の確認位置にはチョークやテープ等で目印を設ける。

↓

【地下埋設物】
○受注者は、地下埋設物調査の結果を速やかに監督職員に報告する。

【躯体埋込み配管等】
○受注者は、躯体埋込み配管等調査の結果を速やかに監督職員に報告する。

←

●地下埋設物・躯体埋込み配管等調査の報告

○監督職員は、地下埋設物・躯体埋込み配管等調査の報告内容を確認する。試掘等によって地下埋設物・躯体埋込み配管等を確認した場合においては、その位置（平面、深さ）や周辺地質の状況等の情報を、その管理者等に報告しなければならない。この場合、深さについては、原則として設計ＧＬからの高さによって表示するものとする。

↓

【地下埋設物】
○受注者は近接作業を行う場合には、あらかじめその地下埋設物の管理者及び関係機関と協議し、関係法令に従い、地下埋設物の防護方法、立合の有無、緊急時の連絡先及びその方法、保安上の措置の実施区分等を決定するものとする。
○受注者は、近接作業前に再度、地下埋設物の位置などを確認し、慎重に作業を行う。また、地下埋設物には位置（平面、深さ）、物件の名称、保安上の必要事項、管理者の連絡先等を記載した標示板を取り付ける等により明確に認識できるようにする。
○受注者は、必要に応じて監督職員に近接作業の初日に立会を求める。
○受注者は、作業結果を監督職員に報告する。

【躯体埋込み配管等】
○受注者は近接作業を行う場合には、あらかじめ関係機関と協議し、関係法令に従い、躯体埋込み配管等の防護方法、立会の有無、緊急時の連絡先及びその方法、保安上の措置の実施区分等を決定するものとする。

←

● 近接作業の実施・報告

○監督職員は、必要に応じて、近接作業の初日に立ち会う。（ただし、初日以降についても、必要に応じて、立会う。）
○監督職員は、近接作業結果の報告内容を確認する。

○受注者は、近接作業前に再度、躯体埋込み配管等の位置などを確認し、慎重に作業を行う。
○受注者は、必要に応じて監督職員に近接作業の初日に立会を求める。
○受注者は、作業結果を監督職員に報告する。

● 工事施工中における不明な地下埋設物・躯体埋込み配管等

○受注者は、工事施工中において、管理者の不明な地下埋設物・躯体埋込み配管等を発見した場合、必要に応じて地下埋設物・躯体埋込み配管等に関する調査を再度行い、安全を確認した後に措置を行う。

※なお、監督職員の指示により監督職員業務の一部を工事監理業務受注者に実施させる事が出来る。

6．チェックリスト

工事名	
工　期	年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
受注者名	

点　検　項　目	発注者 （点検者名） 点検年月日	受注者 （点検者名） 点検年月日
●事前準備		
受注者は、設計図書、貸与された資料等（既存完成図、施工図、設計時・敷地調査時に作成された調査報告書等）及び地下埋設物・躯体埋込み配管等の管理者等が保管する台帳に明示された地下埋設物・躯体埋込み配管等の位置（平面、深さ）について確認する。事前調査の具体的な調査方法などについて、監督職員と協議する。		．　．
●事前調査の実施		
受注者は、事前準備での協議内容や、設計図書、貸与された資料等（既存完成図、施工図等）及び地下埋設物・躯体埋込み配管等の管理者等が保管する台帳の内容をよく確認し、地下埋設物・躯体埋込み配管等の事前調査を行う。		．　．
監督職員は、必要に応じて事前調査に立ち会う。	．　．	
●施工計画書（事故防止対策）の作成		
受注者は、事前調査結果を踏まえ、実際に掘削又は穿孔作業を実施する位置での地下埋設物・躯体埋込み配管等調査方法、並びに適切な工法及び工具などを取り入れた施工計画書の事故防止対策を作成し、監督職員へ提出する。		．　．
監督職員は、受注者が作成した施工計画書の事故防止対策について確認する。	．　．	
【地下埋設物】		
●地下埋設物調査の実施及び報告		
受注者は、施工計画書に基づいて、監督職員（敷地周辺は必要に応じ埋設物管理者）に立会を求め、実際に掘削作業を実施する位置での地下埋設物調査を行う。試掘については監督職員の承諾を得て、細心の注意のもとで試掘等を行い、その地下埋設物の種類、位置（平面、深さ）、規格、構造等を原則として目視により確認しなければならない。ただし、地下埋設物の管理者の保有する情報により当該項目の情報があらかじめ特定できる場合や、学会その他で技術的に認められた方法等によって地下埋設物を確認する場合には監督職員と協議する。		．　．
受注者は、地下埋設物の確認位置には杭や旗、ペンキ、チョーク、テープ等で目印を設ける。		．　．
監督職員は、施工計画書に基づいて、地下埋設物調査に立ち会う。		．　．
受注者は、地下埋設物調査の結果を速やかに監督職員に報告する。		．　．
監督職員は、地下埋設物調査の報告内容を確認する。試掘等によって地下埋設		

物を確認した場合においては、その位置（平面、深さ）や周辺地質の状況等の情報を、地下埋設物の管理者等に報告しなければならない。この場合、深さについては、原則として設計ＧＬからの高さによって表示するものとする。	・　・	
●近接作業の実施及び報告		
受注者は近接作業を行う場合には、あらかじめその地下埋設物の管理者及び関係機関と協議し、関係法令に従い、地下埋設物の防護方法、立会の有無、緊急時の連絡先及びその方法、保安上の措置の実施区分等を決定するものとする。また、受注者は、近接作業前に再度、地下埋設物の位置などを確認し、慎重に作業を行う。地下埋設物には位置（平面、深さ）、物件の名称、保安上の必要事項、管理者の連絡先等を記載した標示板を取り付ける等により明確に認識できるようにする。		・　・
受注者は、必要に応じて監督職員に近接作業の初日に立会を求める。		・　・
受注者は、作業結果を監督職員に報告する。		・　・
監督職員は、必要に応じて近接作業の初日に立ち会う。（ただし、初日以降についても必要に応じて立会う。）	・　・	
監督職員は、近接作業結果の報告内容を確認する。	・　・	
●工事施工中における不明な地下埋設物		
受注者は、工事施工中において、管理者の不明な地下埋設物を発見した場合、必要に応じて地下埋設物に関する調査を再度行い、安全を確認した後に措置を行う。		・　・
【躯体埋込み配管等】		
●躯体埋込み配管等調査の実施及び報告		
受注者は、施工計画書に基づいて、監督職員に立会を求め、実際に穿孔作業を実施する位置の躯体埋込み配管等調査を行う。（躯体埋込み配管等の位置が明らかな場合は、監督職員と協議する。）躯体埋込み配管等の位置が不確定な場合は、監督職員の承諾を得て非破壊検査を実施する。		・　・
受注者は、躯体埋込み配管等の確認位置には、チョークやテープ等で目印を設ける。		・　・
監督職員は、施工計画書に基づいて、地下埋設物調査に立ち会う。		・　・
受注者は、躯体埋込み配管等調査の結果を速やかに監督職員に報告する。		・　・
監督職員は、躯体埋込み配管等調査の報告内容を確認する。	・　・	
●近接作業の実施及び報告		
受注者は近接作業を行う場合には、あらかじめその関係機関と協議し、関係法		

令に従い、躯体埋込み配管等の防護方法、立会の有無、緊急時の連絡先及びその方法、保安上の措置の実施区分等を決定するものとする。また、受注者は、近接作業前に再度、地下埋設物の位置などを確認し、慎重に作業を行う。		・　・
受注者は、必要に応じて監督職員に近接作業の初日に立会を求める。		・　・
受注者は、作業結果を監督職員に報告する。		・　・
監督職員は、必要に応じて近接作業の初日に立会う。（ただし、初日以降についても必要に応じて立会う。）	・　・	
監督職員は、近接作業結果の報告内容を確認する。	・　・	
●工事施工中における不明な躯体埋込み配管等		
受注者は、工事施工中において、管理者の不明な躯体埋込み配管等を発見した場合、必要に応じて躯体埋込み配管等に関する調査を再度行い、安全を確認した後に措置を行う。		・　・

（注）・発注者・受注者欄には点検者名及び確認・点検日を記入する。
・監督職員の指示により監督職員業務の一部を工事監理業務受注者に実施させる事が出来る。

［参考資料］

Ⅰ．追加特記仕様書記載例

第○条　地下埋設物・躯体埋込み配管等の確認

１．施工区域内の地下埋設物・躯体埋込み配管等については、設計図書及び貸与された資料等（既存完成図、施工図等）を確認のうえ、「地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止マニュアル（営繕版）（令和５年１２月１日）」(HP 参照　https://www.cbr.mlit.go.jp/eizen/hinkaku/chika.htm) をもとに、現地で確認するものとする。

Ⅱ．事故事例

①〔天井ころがし配線の切断〕

事　故　概　要：廊下の天井ボード開口時に、天井内ころがし配線されていた配線設備を切断してしまい、庁舎の警備システムが作動しなくなった。

事　故　原　因：天井の開口作業を行う前の調査が行われていなかった。

改 善 対 策 等：配線設備は、完成図や施工図に反映されないため、天井の開口作業においても、事前に入居官署から、配線図や工事履歴等の資料を入手し、必要に応じて、施工部位付近の照明器具を取り外し、天井内を目視確認する。

②〔地中埋設給水配管の切断〕

事　故　概　要：舗装工事の際、地中に埋設された既設の給水配管をバックホウのツメで引っかけて破損し漏水させた。

事　故　原　因：事前に路床すき取り作業を上層５００ｍｍ程度行った際、埋設配管表示テープを撤去してしまい、正確な位置が不明となってしまった。

改 善 対 策 等：路床すき取り作業時に埋設表示テープを撤去した時点で、代替えとなる杭や旗、ペンキ等で目印を設けることで、正確な位置が確認できるよう復旧する。

③〔土間コンクリート撤去時に、配管吊り金物に気付かず配管を切断〕

事　故　概　要：庁舎玄関のエントランス土間コンクリートのはつり作業の際に、小割作業が十分でないまま、コンクリート塊をバックホウにて持ち上げたため、給水管及びガス管の下がり止め金物が打ち込んであるのに気付かず、同給水管及びガス管を損傷した。

事　故　原　因：土間コンクリート版内に配管の下がりを防ぐ止め金物が打ち込んであることを見落とした。
監理技術者から現場作業員に埋設配管がある部分については小割りするよう指示したにもかかわらず、現場作業員が小割りせずに大割りしたままコンクリート塊をバックホウで持ち上げた。

改 善 対 策 等：沈下防止のため、建物廻りなどの浅い埋め込みの配管等は土間コン等から配管を吊り金物で吊っているケースがあることを想定し、試掘について、複数箇所を実施することが望ましい。盛り土などの場合は特に注意する。

④〔思い込みにより配線を断線〕

事　故　概　要：建物解体作業時に重機がマンホールに乗り上げて、マンホールの一部を破損させてしまたので、マンホールの養生を行い蓋を載せて作業を再開したが、再び重機がマンホールに乗り上げ、蓋と養生材をマンホール内に落下させて、別の建物へのケーブルを破損させた。

事　故　原　因：マンホールが解体建物のすぐ前に設置されており、既存図面に記載がされていなかったので、解体建物に接続されている配管路であり不要なものと思い込んでしまった。

改 善 対 策 等：現場で不明な状況が見受けられたら、思い込みによる判断で作業を継続しないで、調査及び確認を確実に実施し、施設管理者・監督職員と協議してから作業を再開させる。

Ⅲ.建設工事公衆災害防止対策要綱の解説（令和元年９月）

（建築工事編）

第２章 一般事項

第 26 埋設物の事前確認

第 27 埋設物の保安維持等

第 26 埋設物の事前確認

１ 発注者は、作業場、工事用の通路及び作業場に近接した地域にある埋設物について、埋設物の管理者の協力を得て、位置、規格、構造及び埋設年次を調査し、その結果に基づき埋設物の管理者及び関係機関と協議確認の上、設計図書にその埋設物の保安に必要な措置を記載して施工者に明示するよう努めなければならない。

２ 発注者又は施工者は、建築工事等を施工しようとするときは、施工に先立ち、埋設物の管理者等が保管する台帳と設計図面を照らし合わせて、位置（平面・深さ）を確認した上で、細心の注意のもとで試掘等を行い、その埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を原則として目視により確認しなければならない。ただし、埋設物管理者の保有する情報により当該項目の情報があらかじめ特定できる場合や、学会その他で技術的に認められた方法及び基準に基づく探査によって確認した場合はこの限りではない。

３ 発注者又は施工者は、試掘等によって埋設物を確認した場合においては、その位置（平 面・深さ）や周辺地質の状況等の情報を、埋設物の管理者等に報告しなければならない。この場合、深さについては、原則として標高によって表示しておくものとする。

４ 施工者は、工事施工中において、管理者の不明な埋設物を発見した場合、必要に応じて専門家の立ち会いを求め埋設物に関する調査を再度行い、安全を確認した後に措置しなければならない。

１ 近年の公衆災害では、「架空線等の損傷」とともに「埋設物等の損傷」による物損災害が多発しており、「架空線等の損傷」とあわせて、工事事故防止の重点的安全対策として取り上げられることも多い。その要因として「安全管理が不十分」「事前調査の不足」「図面・台帳との相違」などがあげられている。設計・調査・施工の各段階での対応が求められるが、施工段階では、

① 事前調査と試掘の実施

② 目印表示と作業員への周知

などが、工事事故防止の重点的安全対策としてとられることが多い。

発注者は、特に掘削作業を伴う工事を実施する場合、工事に直接間接に関連する地域の埋設物について、埋設物の管理者の協力を得て実態調査を行い、その結果に基づき、当該 埋設物の保安に必要な措置を埋設物の管理者、所轄警察署長等関係機関と協議し、具体的な方法を契約図書に記載して施工者に明示するよう努めなければならない。

埋設物の事前調査が十分行われず、試掘によりその工事施工方法が大きく変更される場合も多くみられ、結果として、工事の進捗が遅れ、この遅れを取り戻すため、工事を急ぐあまり埋設物事故を発生させることにもなりかねない。このように埋設物の事前調査は非常に重要であり、かつ時間がかかるものであることから、工事発注前に十分な調査を行う必要がある。

特に、工事用の通路及び近接した地域を含めたのは、工事に伴う振動、地盤沈下の影響 を考慮したことと、山留めの崩壊により近接地域の埋設物を破壊する等の被害を及ぼすおそれがあることを考慮したためである。

工事によって埋設物に影響を及ぼすおそれがある場合には、その管理者及び関係機関と 事前に協議し、保安に関して一定の事項を定めておくことはもちろんである。特に昭和 45 年の大阪ガス爆発事故以後、「ガス事業法」における保安に関する技術基準の整備、「道路法」における道路上の工事に関する施行令の改正等によって、ガス導管に関する掘削工事にかかわる保安について、技術的基準と保安上の措置の責任区分が定められている。

発注者は、ガス導管のみならず埋設物の位置、規格、構造及び埋設年次を調査するとともに、これら関係法令に準拠して、保安上の措置を明確にし、施工者に示すことは当然の義務と言わなければならない。

なお、事故を起こした場合に広い範囲にわたって多数の人びとに危害、迷惑が及ぶ可能性のある埋設物、あるいは埋設年次が古く老朽化が甚だしいと予想される埋設物があり、それらに工事の影響が及ぶことが想定される場合は、設計に先立って試掘等によりその状況を確認するとともに、その管理者と協議して、必要な場合には仮移設するなどの慎重な処置をとることが望ましい。

また、事前調査で十分に埋設物の位置、構造、埋設年次などが把握できないものについては、工事のある段階で調査し、実態が判明次第適切な保安措置を講ずる必要がある。この場合の調査及び保安措置にかかる費用負担については、発注者、施工者間の契約図書に 明記するとともに、これに基づいて適切に設計変更等を行わなければならない。

埋設物の管理者は、自己の財産を守り、利用者の迷惑を防ぐため、積極的に協力することが望まれる。

２ 発注者は、建築工事等を発注する場合には、事前調査を行い、その結果を契約図書に明示するものとするが、発注者又は施工者は施工の前に埋設物管理者等が保管する台帳と設計図書等を照合しなければならない。

更に施工者は、埋設物の存在が想定された場合は、照合により確認した内容に基づいて試掘等を行い、その埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を原則として目視により確認した上で施工しなければならない。これは、埋設物の管理者又は道路管理者等が保管する台帳等が不明確であったり、埋設物の存在そのものが必ずしも明確でなかったり、また、事前調査のための試掘等が不十分な場合などがあるからである。工事を行う場合は 工事のはじめに埋設物の管理者の立会を求めて試掘等を行い、その埋設物の位置等を確認 しなければならない。これは前述のとおり、「埋設物等の損傷」の大きな要因の一つとして「図面・台帳との相違」があるためである。

試掘工事は、埋設物によっては、試掘中の保全措置や一般交通への保安対策等が必要になることが多いことから、原則として１つの独立した工事として取り扱うべきである。この場合、発注者は、試掘位置、箇所のほか、具体的な施工方法等を契約図書に記載して施工者に明示しなければならない。ただし、他の事情等から埋設物位置があらかじめ確認できる場合等で、その建築工事等によって埋設物に触れるおそれのない工事にあっては、その埋設物の管理者と協議の上、試掘確認を行わなくてもさしつかえない。

なお、埋設物の確認方法としては、探針棒による方法、レーダー探査による方法など間接的な確認方法、試掘し埋設物を目視により確認する直接的な方法とに分類されるが、埋設物の継手状況、腐食状況、管種、条数を確実に把握するためには目視による確認が必要 である。ただし、レーダー等による探査については、近年、施工技術の開発が進んでいることから、学会その他で技術的に認められた方法及び基準に基づく探査によって確認した場合はこの限りではない。また、試掘の掘削深さが 1.5 メートルを超える場合には第 46（掘削方法の選定等）に従って山留めを施すものとする。

３ 試掘等によって確認された埋設物の位置等については、道路管理者等に報告するとともに、埋設物の管理者の台帳等に記載することによって埋設物の設置状況を把握し、以後の掘削工事等に役立てていくことが大切である。また、埋設物の深さについては、将来の地表面の沈下や盤下げ等による地表面状況の変化に対応できるよう、地表面からの深度とともに原則として標高で管理するものとする。

４ 施工者は、工事施工中に試掘等によって分からなかった埋設物を発見した場合は、必要に応じて専門家の立ち会いを求めその状況を調査するとともに、安全を確認した後に工 事を再開しなければならない。

５ なお、労働災害防止の観点から、ガス工作物等を設けている者は、当該工作物の所在する場所又はその附近で工事その他の仕事を行なう事業者から、当該工作物による労働災害の発生を防止するためにとるべき措置についての教示を求められたときは、これを教示しなければならないとされている（労働安全衛生法第 102 条）。

第 27 埋設物の保安維持等

１ 発注者又は施工者は、埋設物に近接して建築工事等を施工する場合には、あらかじめその埋設物の管理者及び関係機関と協議し、関係法令等に従い、埋設物の防護方法、立会の有無、緊急時の連絡先及びその方法、保安上の措置の実施区分等を決定するものとする。

また、埋設物の位置（平面・深さ）、物件の名称、保安上の必要事項、管理者の連絡先等を記載した標示板を取り付ける等により明確に認識できるように工夫するとともに、工事関係者に確実に伝達しなけれ　しなければならない。

発注者は埋設物に近接して建築工事等を行う場合はもとより、作業場内で埋設物の周辺を掘削して埋設物

を露出させることとなる場合には、この項で述べる保安上の措置をとらなければならない。また、その措置を行うよう指示を受けた施工者は、埋設物の保安に関して、あらかじめ埋設物管理者、所轄警察署長等と協議して、「道路法施行令」第 15 条(道 路の復旧の方法に関する基準)等に準拠し、また、特にガス導管に関しては、「道路法施行令」のほかに「ガス事業法」第 21 条第１項の規定に基づく「ガス工作物の技術上の基準 を定める省令（平成 12 年通商産業省令第 111 号）」第 54 条、第 55 条、「ガス工作物の技 術上の基準の細目（平成 12 年通商産業省告示第 355 号）」第 9～第 178 条に準拠して、工事施工上の各段階における保安上必要な措置、埋設物の防護方法、立会の有無、緊急時の通報方法、連絡先、保安上の措置の実施区分等を決定しなければならない。

なお、これらの措置については、「ガス爆発事故防止に関する措置について（昭和 45 年 建設省計建発第 88 号）」の中で示されている緊急通報体制要領及び「道路掘削工事に起因するガス爆発事故防止について（昭和 45 年建設省計建発第 47 号）」の中で示されているガス爆発防止に関する措置についても考慮しなければならない。

施工者は、埋設物に位置（平面・深さ）、物件の名称、保安上の必要事項及び埋設物の管理者の連絡先を記載した標示板を取り付ける等により明確に認識できるように工夫するとともに、工事関係者に対し確実に伝達することにより、埋設物に異常が生じた場合にも 速やかに連絡がとれ、公衆災害を生じさせないような措置を講じておかなければならない。

特に、ガス導管については、万一破損したときの危険性が大きいため、法令等に規定された方法で、法令等に定められた責任区分に従って、協議決定されたとおり防護するとともに、維持のための点検を行い、工事中の損傷及びこれによる公衆災害の防止に万全を期さなければならない。

６－10　静岡県地下埋設物の事故防止マニュアル（参考）

適用対象：交通基盤部（建築、設備除く）が発注する「建設工事」及び地下埋設物に配慮する必要のある「業務委託」（設計業務、地質調査等）

静岡県　地下埋設物の事故防止マニュアル

令和４年１１月

静岡県交通基盤部

まえがき

静岡県交通基盤部では建設工事の事故防止を図るため、

① 建設工事の安全対策に関する意識啓発及び技術向上

② 建設工事現場における安全対策の点検及び指導

③ 建設工事事故の再発防止の検討と周知

を３本柱の基本としつつ、平成 30 年８月には「工事事故防止行動計画」を策定し、安全対策の効果を検証しながらＰＤＣＡサイクルを構築し、受発注者の安全意識の更なる醸成に取り組んでいるところです。

建設工事の事故件数は、ピーク時（平成 29 年度）に比べて減少傾向にあるものの、依然として発生し続けております。

事故の内訳をみると公衆災害の物損事故が多数（約８割）を占め、このうちの約半分が「水道管等の地下埋設物」などの物損事故が占めています。

このことから、地下埋設物の損傷事故を防止して工事事故全体数の減少につなげるため、この度「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び「土木工事安全施工技術指針」に基づき「静岡県地下埋設物の事故防止マニュアル」を策定することといたしました。

ハインリッヒの法則では１件の「重大事故」の背景には、29 件の「軽傷事故」、300 件の「ヒヤリハット」があるといわれています。

本マニュアルを活用して、日頃の「ヒヤリハット」を察知するとともに、ＫＹ活動等に反映して工事事故防止に努めていただきますようお願いします。

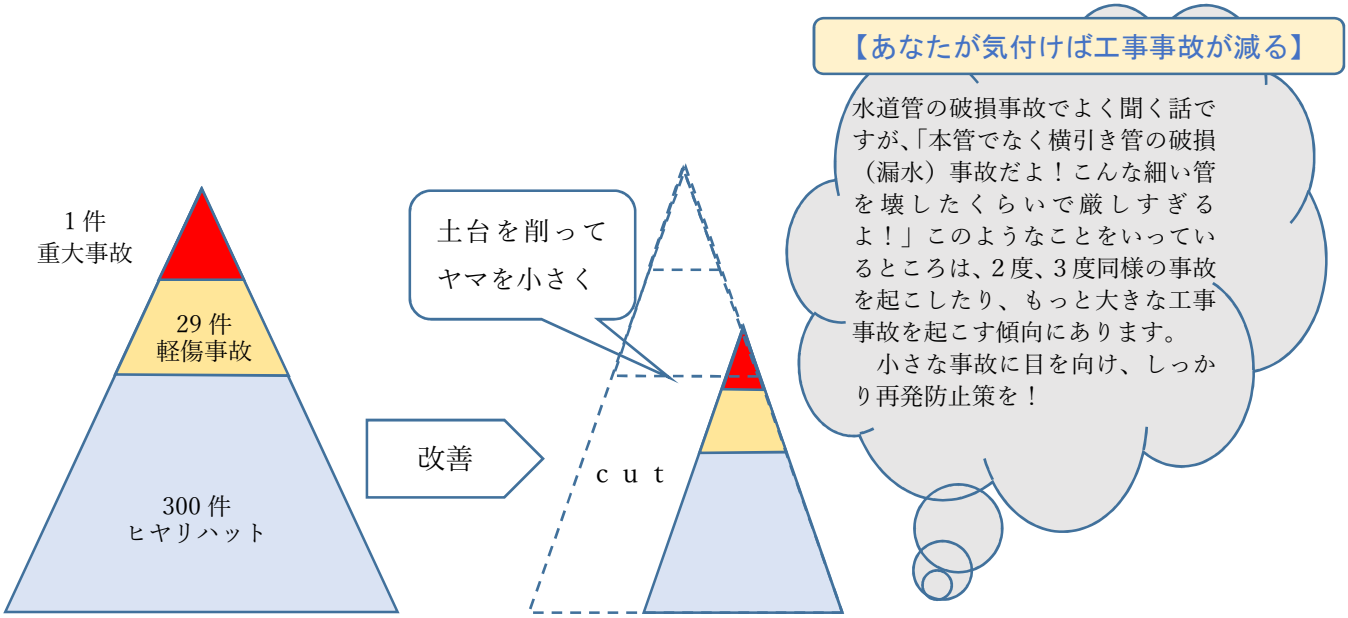

【ハインリッヒの法則　１：29：300】

～小さな事象を見逃すと大きくなって返ってくる！～

○重大事故をなくすことは極めて重要です。しかし、重大事故のみに着目するだけでは不十分です。

○「小さな事故」や「ヒヤリハット」に目を向けて改善・削減することで重大事故を未然に防ぎましょう。

目　　次

１．目的 …… 1

２．本マニュアルの適用にあたって …… 1

３．地下埋設物の事故防止対策実施フロー図 …… 2

４．事故防止のための作業手順等 …… 3

５．チェックリスト（発注者用） …… 7

６．チェックリスト（受注者用） …… 8

７．様式（埋設物件確認書　「様式１」及び記載例） …… 9

８．地下埋設物調査における費用の積算
及び調査方法の選定 ―― 11

９．地下埋設物調査方法の選定フロー ―――――― 15

10．参考資料【埋設物の調査方法とその適用性】――― 16

11．参考資料【物理探査調査手法とその特徴】――― 17

１．目的

本マニュアルは、地下埋設物の近接作業を行うにあたり、発注者と受注者の両者が確認すべき事項を示すとともに、設計及び工事の各段階において現地調査を十分に実施し、埋設物管理者に確認や立会の協力を求め、現場条件や作業条件に応じた安全対策や保安対策を講じて、それを工事関係者に周知徹底することで、地下埋設物の損傷事故防止を図ることを目的とするものである。

なお、本マニュアルは「建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年９月　国土交通省大臣官房技術調査課、土地・建設産業局建設業課）」及び「土木工事安全施工技術指針（令和２年 10 月　国土交通省中部地方整備局企画部）」を参考として取りまとめている。

２．本マニュアルの適用にあたって

本マニュアルでは、地下埋設物に対する安全対策や保安対策の実施内容を解説しているものであり、事故防止を達成するためには個々の現場における工事関係者（発注者、受注者、埋設物管理者）が相互に連携して十分注意することが必要なのは言うまでもない。このため、本主旨を理解し適正に運用されるようお願いする。

３．地下埋設物の事故防止対策実施フロー図

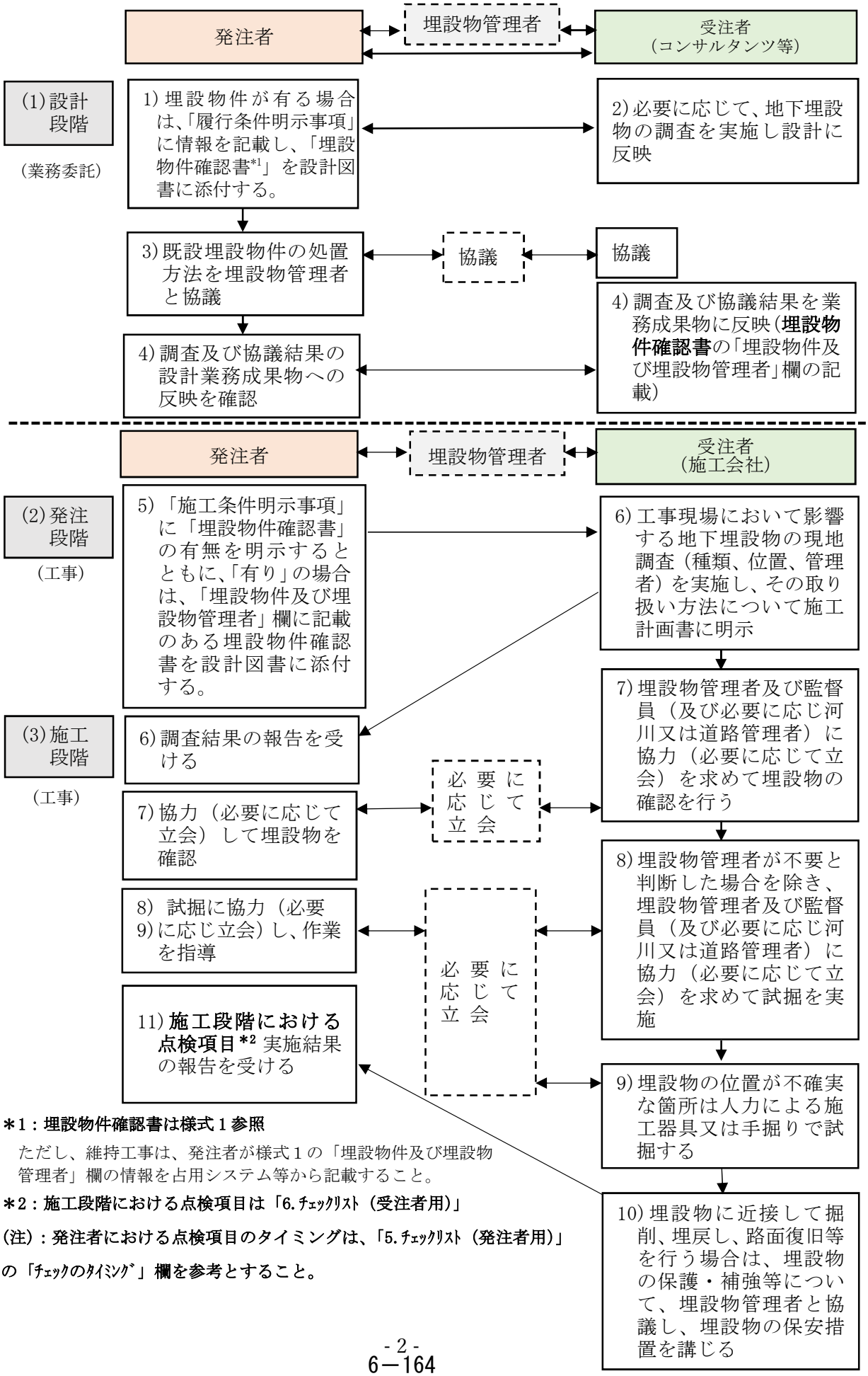

＊1：埋設物件確認書は様式１参照

ただし、維持工事は、発注者が様式１の「埋設物件及び埋設物管理者」欄の情報を占用システム等から記載すること。

＊2：施工段階における点検項目は「6.ﾁｪｯｸﾘｽﾄ（受注者用）」

(注)：発注者における点検項目のタイミングは、「5.ﾁｪｯｸﾘｽﾄ（発注者用）」の「ﾁｪｯｸのﾀｲﾐﾝｸﾞ」欄を参考とすること。

４．事故防止のための作業手順等

(1) 設計段階

1) 設計における条件の明示

発注者は、自ら設計箇所において影響する地下埋設物について、占用台帳（占用許可申請書、協議書)、道路又は河川の占用物件台帳（台帳図・管理図に占用物件を図示したもの)、占用システム等を事前確認し、その結果に基づいて、埋設物が有る場合は、履行条件明示事項に埋設物件情報記載し、「埋設物件確認書」を設計図書に添付する。

また、必要に応じて現地確認を実施する。

2)設計への反映

受注者においても、地下埋設物について現地調査を行い、必要に応じて埋設物件平面図等を作成して、発注者へ報告するとともに成果品に反映させる。

＜参考＞地下埋設物の種類と調査のポイント

地下埋設物の種類	所　有　者	調査のポイント （位置の確認のほか 以下の項目も調査）
ガス	ガス事業者	ガス区分（液状化天然ガス等）も調査
上水道	水道事業者	水圧管の種類も調査
下水道	市町村下水道担当課	幹線・枝線・分流式合流式区分も調査
電力	電力会社	送電電圧と種類も調査
通信ケーブル	通信事業者	ＮＴＴ以外のケーブル埋設物も調査

＊その他：各戸引込管、工業用水管、農業用水管など

3)処置方法の協議

発注者は、設計において影響する地下埋設物について、その管理者と移設、敷設替え、防護等の処置方法を協議する。

［建設工事公衆災害防止対策要綱　第 42　埋設物の事前確認　第１項］
1　発注者は、作業場、工事用の通路及び作業場に近接した地域にある埋設物について、埋設物の管理者の協力を得て、位置、規格、構造及び埋設年次を調査し、その結果に基づき埋設物の管理者及び関係機関と協議確認の上、設計図書にその埋設物の保安に必要な措置を記載して施工者に明示するよう努めなければならない。

4)業務委託成果品として確認

受注者は、調査及び協議結果を業務委託成果品に反映させるとともに、様式１「埋設物件確認書」の埋設物件及び埋設物管理者欄の項目を調査し記載する。また、発注者は、業務委託成果品へ反映されているか、その内容を確認する。

(2) 工事発注段階

5) 施工条件の明示

発注者は、業務委託成果品等から工事現場において影響する地下埋設物について、契約図書の図面等（設計業務委託等で作成した図面等）に地下埋設物の情報と施工上の注意点を明示するとともに、埋設物件及び埋設物管理者欄の項目が記載されている様式１「埋設物件確認書」を受注者へ資料提供する。

ただし、調査設計等業務委託を行わない維持工事は、発注者が占用システム等から埋設物件及び埋設物管理者欄を記載し、様式１「埋設物件確認書」を受注者へ資料提供する。

(3) 施工段階

6) 現地調査等

受注者は、施工に先立ち工事現場における地下埋設物について現地調査を実施し、種類、位置（場所、深さ等）を埋設物管理者に確認するとともに、発注者から提供された様式１「埋設物件確認書」の空欄部に調査内容を追記し、監督員に報告する。また、その取扱い方法について施工計画書に明示する。

［土木工事安全施工技術指針　第３章第１節　地下埋設物一般］

1. 工事内容の把握

(1) 埋設物が予想される場所で工事を施工しようとするときは，設計図書における地下埋設物に関する条件明示内容を把握すること。

(2) 設計図書に記載がない場合でも，道路敷内で掘削を行う工事があるときには，道路管理者，最寄りの設物管理者に出向き，道路台帳，埋設物台帳等により埋設物の有無の確認を行うこと。

7) 埋設物管理者の協力（必要に応じて立会）を得て確認

受注者は、埋設状況が明らかである場合を除き、埋設物管理者及び監督員（及び必要に応じ道路又は河川管理者）に協力（必要に応じて**立会**[*3]）を求め、埋設物の確認を行う。また、工事関係者に埋設位置を周知するため、確認位置には杭や旗、ペンキ等で目印を付けることとする。

［建設工事公衆災害防止対策要綱　第 42　埋設物の事前確認　第２項］

２ 発注者又は施工者は、土木工事を施工しようとするときは、施工に先立ち、埋設物の管理者等が保管する台帳と設計図面を照らし合わせて位置（平面・深さ）を確認した上で、細心の注意のもとで試掘等を行い、その埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を原則として目視により確認しなければならない。

ただし、埋設物管理者の保有する情報により当該項目の情報があらかじめ特定できる場合や、学会その他で技術的に認められた方法及び基準に基づく探査によって確認した場合はこの限りではない。

＊3 立会：「埋設物の情報があらかじめ特定できる」場合や物理探査による確認を余儀なくされる場合以外は「立会」を求めることを基本とする。

8)試掘等の実施

受注者（必ず埋設物責任者*4 を含む）は、埋設位置が明らかで埋設物管理者が試掘は不要と判断した場合を除き、埋設物管理者及び監督員（及び必要に応じて河川又は道路管理者）の協力（必要に応じて立会）を得て、適正な位置を協議のうえ決定し、試掘を行う。

試掘の結果、埋設物の位置が不明の場合は、調査範囲の見直しを含めて再度位置の確認を行う。

また、試掘調査が困難な場合は、「９.地下埋設物調査方法の選定フロー」(P.15)により物理探査等について、検討する。

［土木工事安全施工技術指針　第３章第１節　地下埋設物一般］

2. 事前確認

(1) 埋設物が予想される場所で施工するときは，施工に先立ち，台帳と照らし合わせて位置(平面・深さ)を確認した上で細心の注意のもとで試掘を行い，その埋設物の種類，位置（平面・深さ），規格，構造等を原則として目視により，確認すること。

＊4 埋設物責任者：現場の主任技術者又は監理技術者が兼任する。

9)試掘の方法

受注者は、地下埋設物の位置が不確実と判断される箇所及び地下埋設物に近接したと想定又は判断される箇所では、人力による施工器具又は手掘りで試掘するなど、地下埋設物の損傷がないよう留意する。

［建設工事公衆災害防止対策要綱　第 43　布堀り及びつぼ堀り］

1 施工者は、道路上において土木工事のために杭、矢板等を打設し、又は穿(せん）孔等を行う必要がある場合においては、学会その他で技術的に認められた方法及び基準に基づく探査によって確認した場合など、埋設物のないことがあらかじめ明確である場合を除き、埋設物の予想される位置を深さ２メートル程度まで試掘を行い、埋設物の存在が確認されたときは、布掘り又はつぼ掘りを行ってこれを露出させなければならない。

10)近接施工時の施工管理

受注者は、埋設物に近接して掘削、埋戻し、路面復旧等を行う場合は、必要に応じて埋設物の防護・補強等について、あらかじめ埋設物管理者と協議し、埋設物の保安に必要な措置を講じる。

［土木工事安全施工技術指針　第３章第１節　地下埋設物一般］

4. 現場管理

(1) 掘削断面内に移設できない地下埋設物がある場合は，試掘段階から本体工事の埋戻・路面復旧の段階までの間，適切に埋設物を防護し，維持管理すること。

(2) 埋戻・路面復旧時には，地下埋設物の位置，内容等の留意事項を関係作業員に周知徹底すること。

［建設工事公衆災害防止対策要綱　第 42　埋設物の事前確認　第３、４項］

3 発注者又は施工者は、試掘等によって埋設物を確認した場合においては、その位置（平面・深さ）や周辺地質の状況等の情報を埋設物の管理者等に報告しなければならない。この場合、深さについては、原則として標高によって表示しておくものとする。

4 施工者は、工事施工中において、管理者の不明な埋設物を発見した場合、必要に応じて専門家の立ち会いを求め埋設物に関する調査を再度行い、安全を確認した後に措置しなければならない。

［建設工事公衆災害防止対策要綱　第 46　火気］
1　施工者は、可燃性物質の輸送管等の埋設物の付近において、溶接機、切断機等火気を伴う機械器具を使用してはならない。
　ただし、やむを得ない場合において、その埋設物の管理者と協議の上、周囲に可燃性ガス等の存在しないことを探知機等によって確認し、熱遮へい装置など埋設物に保安上必要な措置を講じたときにはこの限りではない。

［労働安全衛生規則　第 362 条　埋設物等による危険の防止］
2　明り掘削の作業により露出したガス導管の損壊により労働者に危険を及ぼすおそれのある場合の前項の措置は、つり防護、受け防護等による当該ガス導管についての防護を行ない、又は当該ガス導管を移設する等の措置でなければならない。
3　事業者は、前項のガス導管の防護の作業については、当該作業を指揮する者を指名して、その者の直接の指揮のもとに当該作業を行なわせなければならない

11)地下埋設物調査結果の報告

受注者は、試掘調査（平面、深さ、周辺地質の状況等）の結果（埋設物のない場合も含む）を発注者へ報告する（P.8「６．チェックリスト（受注者用）」）。

12)道路、河川区域外の地下埋設物

受注者は、道路又は河川区域外において地下埋設物に近接して作業を行う場合も、その土地所有者等に地下埋設物の有無について聞き取りの調査を行う等、事故防止に努める。

［土木工事安全施工技術指針　第３章第１節　地下埋設物一般］
1．工事内容の把握
(3) 掘削の規模，深さ，掘削位置と道路との相対的位置をよく把握し，掘削に伴って影響が及ぶおそれのある範囲については，前項と同様に調査を行い，埋設物の状況の概要把握に努めること。

［建設工事公衆災害防止対策要綱　第 45　近接位置の掘削］
1　施工者は、埋設物に近接して掘削を行う場合には、周囲の地盤のゆるみ、沈下等に十分注意するとともに、必要に応じて埋設物の補強、移設、掘削後の埋戻方法等について、発注者及びその埋設物の管理者とあらかじめ協議し、埋設物の保安に必要な措置を講じなければならない。

TOPICS

○浅層埋設による地下埋設物

平成 11 年４月から一部の管種の浅層埋設が可能となり、埋設物の位置が浅く埋設されている場合があるので注意が必要。

【浅層埋設関係通達（事務連絡）】※最終通達のみ記載
電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について
（令和４年９月 21 日　国土交通省　道路局　事務連絡）

５．チェックリスト（発注者用）

業　務　名	
工　　期	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
受注者名	

設計段階における点検項目	担当者 実施 年月日	課長又は班長 実施 年月日	チェックのタイミング
１．地下埋設物について、占用台帳（占用許可申請書、協議書）、道路又は河川の占用物件台帳（台帳図・管理図に占用物件を図示したもの）、占用システム等で事前確認を行っているか。	/ /	/ /	設計決裁前
２．その結果に基づいて、埋設物が有る場合は、履行条件明示事項に占用システムからの情報を記載し、「埋設物件確認書」を設計図書に添付する。また、必要に応じて現地確認したか。	/ /	/ /	設計決裁時
３．設計において影響する地下埋設物について、その管理者と移設、敷設替え、防護等　の処置方法を協議しているか。	/ /	/ /	成果品納品時
４．調査及び協議結果が設計業務成果品に反映されているか、その内容を確認したか。	/ /	/ /	成果品納品時

工　事　名	
工　　期	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
受注者名	

工事発注段階における点検項目	担当者 実施 年月日	課長又は班長 実施 年月日	チェックのタイミング
５．地下埋設物の存在を業務成果品等から確認しているか。	/ /	/ /	設計決裁前
６．受注者に対して、契約図書の図面等（設計業務委託等で作成した図面等）に地下埋設物の情報と施工上の注意点を明示しているか。	/ /	/ /	設計決裁前
施工段階における点検項目	**担当者 実施 年月日**	**課長又は班長 実施 年月日**	**チェックのタイミング**
７．受注者に対して、埋設物件の情報を提示しているか。	/ /	/ /	初回打合せ時
８．受注者が報告してきた内容を確認しているか。	/ /	/ /	試掘前
９．受注者に対して、適正な位置を試掘させるため、試掘位置の決定に埋設物管理者への協力（必要に応じて立会）を求めたことを確認しているか。	/ /	/ /	試掘前
10．試掘に立会して、受注者が地下埋設物の位置を不明確とした箇所及び近接していると想定又は判断した箇所は、人力による施工器具又は手掘りによる試掘をするよう指導し、埋設物の詳細な位置を確認しているか。	/ /	/ /	試掘前
11．試掘結果を受注者から報告させて確認しているか。	/ /	/ /	試掘直後

６．チェックリスト（受注者用）

工　事　名	
工　　期	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
受注者名	

施工段階における点検項目	担当者 実施 年月日	責任者 実施 年月日
１．発注者から地下埋設物の情報を確認しているか。	/ /	/ /
２．地下埋設物の管理方法及びその取扱い方法について、施工計画書に明示しているか。	/ /	/ /
３．埋設物管理者及び監督員（必要に応じて河川又は道路管理者）に協力（必要に応じ立会）を求め、地下埋設物の確認を行っているか。	/ /	/ /
４．工事関係者に埋設位置を周知させるため、確認位置に杭や旗、ペンキ等の目印をつけているか。	/ /	/ /
５．発注者へ確認結果を報告したか。	/ /	/ /
６．埋設物管理者及び監督員（及び必要に応じて河川又は道路管理者）に試掘の協力（必要に応じ立会）を求めているか。	/ /	/ /
７．埋設物管理者（立会を不要と判断した場合は立会を求めない）及び監督員（及び必要に応じて河川又は道路管理者）の立会のもとに試掘を行ったか。	/ /	/ /
８．試掘の結果、埋設物の位置が不明の場合は、再度位置の確認を行ったか。（範囲を変える。）（試掘範囲を拡大する。）	/ /	/ /
９．原則として、人力により試掘を行ったか。	/ /	/ /
10．埋設物の詳細な位置を確認したか。	/ /	/ /
11．発注者へ試掘結果を報告したか。	/ /	/ /
12．埋設物に近接して掘削、埋戻し、路面復旧等を行う場合は、必要に応じて埋設物の防・補強等について、あらかじめ埋設物管理者と協議し、埋設物の保安に必要な措置を講じているか。	/ /	/ /
13．河川又は道路管理区域外において、地下埋設物に近接して作業を行う場合も、その土地所有者等に地下埋設物の有無について、聞き取り等の調査を行っているか。	/ /	/ /

7．様式１　　【別紙】

埋設物件確認書

工事（業務）名：
施　工　箇　所：
受　　注　　者：
担 当 者 氏 名：

確認結果　　※履行又は施工条件明示事項で「有り」の場合は、設計図書に添付する。

埋設物件	埋　設　物　管　理　者				確認欄	確認日	確認内容・内容聞き取り日
		部局課、支店名等	連　絡　先	担当者			
							埋設物件　（有り[土被り　m]・無し）　月　日 埋設物件有りの時（試掘の必要　有り・無し）　月　日 試掘位置決定時（立会の必要　有り・無し）　月　日 試　掘（立会の必要　有り・無し）　月　日
							埋設物件　（有り[土被り　m]・無し）　月　日 埋設物件有りの時（試掘の必要　有り・無し）　月　日 試掘位置決定時（立会の必要　有り・無し）　月　日 試　掘（立会の必要　有り・無し）　月　日
							埋設物件　（有り[土被り　m]・無し）　月　日 埋設物件有りの時（試掘の必要　有り・無し）　月　日 試掘位置決定時（立会の必要　有り・無し）　月　日 試　掘（立会の必要　有り・無し）　月　日
							埋設物件　（有り[土被り　m]・無し）　月　日 埋設物件有りの時（試掘の必要　有り・無し）　月　日 試掘位置決定時（立会の必要　有り・無し）　月　日 試　掘（立会の必要　有り・無し）　月　日
							埋設物件　（有り[土被り　m]・無し）　月　日 埋設物件有りの時（試掘の必要　有り・無し）　月　日 試掘位置決定時（立会の必要　有り・無し）　月　日 試　掘（立会の必要　有り・無し）　月　日

※現地調査等により、新たな埋設物件を確認した場合は追記すること。

【別紙】

埋設物件確認書

記　載　例

工事（業務）名：
施　工　箇　所：
受　　注　　者：
担 当 者 氏 名：
確認結果

埋設物件	埋設物管理者				確認欄	確認日	確認内容・内容聞き取り日
		部局課、支店名等	連　絡　先	担当者			
水道管	○○市長	上下水道部 水道工務課 維持担当	052-000-0000		署名 （苗字）		埋設物件　（有り［土被り　m］・無し）　月　日 埋設物件有りの時（試掘の必要　有り・無し）　月　日 試掘位置決定時（立会の必要　有り・無し）　月　日 試　掘（立会の必要　有り・無し）　月　日
下水道管	○○市長	上下水道部 下水道課	052-000-0000		署名 （苗字）		埋設物件　（有り［土被り　m］・無し）　月　日 埋設物件有りの時（試掘の必要　有り・無し）　月　日 試掘位置決定時（立会の必要　有り・無し）　月　日 試　掘（立会の必要　有り・無し）　月　日
電力線	中部電力パワーグリッド株式会社	送電課	0120-000-000		署名 （苗字）		埋設物件　（有り［土被り　m］・無し）　月　日 埋設物件有りの時（試掘の必要　有り・無し）　月　日 試掘位置決定時（立会の必要　有り・無し）　月　日 試　掘（立会の必要　有り・無し）　月　日
通信線	中部電力パワーグリッド株式会社	静岡通信ネットワークセンター	0120-000-000		署名 （苗字）		埋設物件　（有り［土被り　m］・無し）　月　日 埋設物件有りの時（試掘の必要　有り・無し）　月　日 試掘位置決定時（立会の必要　有り・無し）　月　日 試　掘（立会の必要　有り・無し）　月　日
通信線	ＮＴＴ西日本		0120-000-000		署名 （苗字）		埋設物件　（有り［土被り　m］・無し）　月　日 埋設物件有りの時（試掘の必要　有り・無し）　月　日 試掘位置決定時（立会の必要　有り・無し）　月　日 試　掘（立会の必要　有り・無し）　月　日

受注者（コンサルタンツ等）が記入。但し、維持工事系は発注者が占用システム等から記入

受注者（施工会社）が聞き取り及び確認し記入

※現地調査等により、新たな埋設物件を確認した場合は追記すること。

８．地下埋設物調査における費用の積算及び調査方法の選定

地下埋設物の損傷事故は、設計段階、発注段階、施工準備段階での調査不足が重なることにより大きな問題として現れる。事故が発生すると少なからず社会的影響を及ぼし、場合によっては甚大な影響を及ぼしかねない。

そこで、道路工事等の設計・発注・施工の各段階において地下埋設物の調査を行うにあたり、その費用の積算及び調査方法の選定についてとりまとめた。

１　調査費用の積算

⑴ 積算計上の原則

地下埋設物調査において実施される、事前調査（台帳等の照合、埋設物管理者への確認）、埋設物管理者との立会い、試掘調査、非破壊による地中探査についての積算上の考え方は以下を原則とする。

【設計業務委託】

項目	積算計上の考え方
現地踏査	既存資料の収集・確認とともに、目視による制水弁や量水器室等の確認については現地踏査に含む。
埋設物管理者との立会い	原則発注者が行うものとするが、受注者が行う必要のある場合は、関係機関打合せ協議にて別途計上する。
試掘調査	必要に応じ、別途計上する。
非破壊による地中探査	必要に応じ、別途計上する。

【工事】

項目	積算計上の考え方
事前調査	準備費として共通仮設費率に含まれるため別途計上しない。
埋設物管理者との立会い	準備費として共通仮設費率に含まれるため別途計上しない。
試掘調査	準備費として共通仮設費に積上げ計上する。 ただし、交通誘導警備員は、直接工事費に積上げ計上する。
非破壊による地中探査	技術管理費として共通仮設費に積上げ計上する。 ただし、交通誘導警備員は、直接工事費に積上げ計上する。

⑵ 試掘調査の基準

試掘調査の必要性については、事前調査の結果及び埋設物管理者との立会い結果に基づき、次表を参考に判断する。ただし、埋設物管理者が不要と判断した場合でも発注者が必要と判断する場合は、試掘調査を実施することができる。

試掘の必要性	条件（下記条件のいずれかが該当する場合）
有り	・埋設位置が不明な場合 ・埋設物管理者が必要と判断した場合 ・管理者不明の埋設物がある場合
無し	・埋設位置が明らかで埋設物管理者が不要と判断した場合 ・埋設物がないことが明らかな場合

⑶ 試掘調査の実施方法

原則、人力掘削により試掘を行う。なお、土砂の人力掘削については、土木工事標準基準書「第Ⅱ編第１章土工②土工　３－１掘削の『現場制約あり』及び③作業土工③－１床掘工　３－１床掘りの『現場制約あり』」を適用する。

ただし、現場条件や埋設状況等により、埋設物損傷の危険性のない他の工法が適すると判断できる場合はこの限りでない。

例）ボーリング探査法

ウォーターホールズ：想定埋設位置において、ジェット水を先端から噴出する深針ロッドを人力、あるいは油圧フィードにより建て込んで埋設位置を探る。ジェット水による水力切削と吸引装置による掘削を繰り返してコアチューブを埋設管埋設物まで建て込み、目視あるいはCCDカメラにより埋設物を確認する。また、コアチューブに代えプラスチッククラウンを使用することで埋設物の損傷軽減が期待できる。

一般的な施工条件による調査適用深度はGL-15m未満。

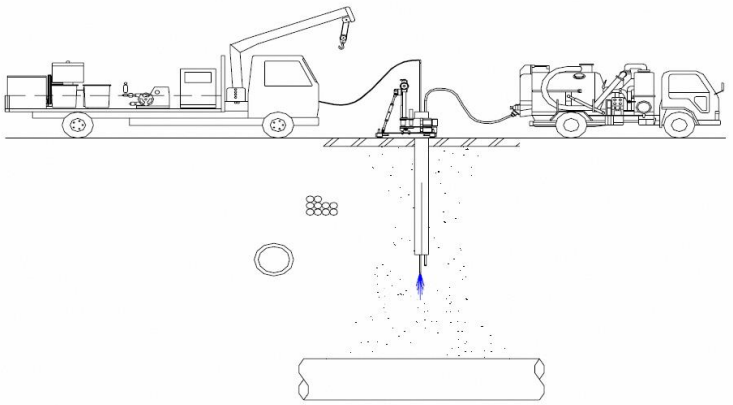

（参考：NPO法人マイクロサンプリング調査会，テクノ・ウォーターホールズ）

２　調査方法の選定

試掘調査を実施するにあたり、台帳等と現地状況が異なるなど埋設位置が不明確で試掘箇所を確定できない場合は、以下を参考に非破壊による地中探査を行い、試掘位置を決定する。

(1) 調査方法の種類

埋設物調査はその対象物及び深度により各種の探査法が適用されており、適切な探査法を選定することが重要となる。その代表的手法に地中レーダー探査、磁気探査、表面波探査などがある。

地中レーダー探査法は、電磁波をアンテナから地中に向けて発信し、地中での電磁波の反射・屈折・透過などの物理的現象を利用して地下構造物や埋設物を探査する。アンテナを地表面に沿って移動させて連続的な垂直断面図を作成する。土質によるが深度約２ｍまでの探査可能。

磁気探査は、地球磁場内で鉄類が磁化して鉄類の周囲に微弱な磁気異常が生じる性質を利用し、磁気変化をセンサーで測定し、その磁気異常から地下構造を解析する。磁気センサーを地表面と水平にして測定する水平探査及びボーリング孔で測定する垂直探査があり、金属のみが反応する。

表面波探査は、地上に置いた起振機等で振動を与え、周波数の異なる表面波を発生させ、センサーに振動の波が到達するまでの時間を計測、コンピュータ解析処理を使って地中を解析する。埋設物が硬いほど到達時間が早くなることから埋設物の性状の見当をつけることができる。深度が 10m 位まで探査可能。

(2) 新技術・新工法の活用

標準的な探査方法の計測データの解析分野における、有用と思われる新技術・新工法、NETIS についても比較検討を行い適用することができる。

【新技術・新工法】　　（令和４年７月現在）

登録番号	技術名称
技術概要	
1663	埋設管マッピングシステムによる地中埋設管路の面的調査
地中レーダ技術を用いて掘削対象区域を面的に非破壊で探査し、埋設管や残置管の３次元位置を連続的に地図上に表示するものです。従来は、ハンディ型地中レーダ機器（従来型シングルアンテナ）で代表断面における横断探査を行い、断片的な情報から平面・縦断方向の埋設管の線形を判断（推定）していた。既存の埋設管の線形（平面・縦断・横断）把握に適用できます。	

【ＮＥＴＩＳ】　（令和４年７月現在）

登録番号	技術名称
技術概要	
KT-220059-A	ハイパー・スタッキング機能を有したデジタル型の地中レーダアンテナ
１パルス５１２ポイントでデータを取得し、同時にスタッキング処理を行うことにより、データ品質を向上させた地中レーダアンテナです。	
KK-200007-A	管路線形計測システム(Pipe Positioning System)
埋設管等探査おいて管路内を画像センサを装着した測定器を牽引して管路形状・位置を計測する技術であり、従来技術は 地中レーダーによる地下埋設物探査を利用していた。本技術の活用により、経済性、安全性、品質、施工性向上、周辺環境への影響抑制が期待できる。	
KT-180111-A	地上・地下インフラ 3D マップ
多配列地中レーダー技術と点群レーザー測量を用いたインフラ 3D 管理システムで、従来はシングルアンテナ型地中レーダー探査と TS による地上測量を個別に管理で対応していた。本技術の活用により、設計の作業が軽減するため、経済性の向上が図れる。	
KT-180017-A	RTK-GNSS 連動型高精度ポジショニング地中レーダ探査システム
RTK-GNSS 連動型高精度ポジショニング地中レーダ探査システムである。従来は、レーダ測定実施前に測線測量を必要とする地中レーダ探査で対応していた。本技術の活用により、測定位置を高精度・自動的に取得できるため品質・施工性・経済性の向上が図れます。	
KT-180015-A	トータルステーション連動型高精度ポジショニング地中レーダ探査システム
トータルステーション連動型高精度ポジショニング地中レーダ探査システムである。従来はレーダ測定実施前に測線測量を別途実施することで対応していた。本技術の活用により、測定位置を高精度かつ自動で取得できるため品質・施工性・経済性の向上が図れます。	
KT-180010-A	路面下探査システム(ロードエスパー3D)
道路、橋梁等の路面下調査にグランドカップル型アレイアンテナを用いた技術で、従来はエアカップル型アレイアンテナで対応していた。本技術の活用により探査深度と分解能が向上し調査の品質向上が図れる。	
KT-170089-A	ロードビジュアライザー(車載型路面下空洞調査システム)
車載型地中レーダアンテナを使用し路面下空洞や埋設物を調べる技術である。従来はアンテナ搭載の車両を牽引する牽引型路面下空洞探査システムを使用していた。本技術の活用により高精度・高速・安全な調査が可能となり、品質・施工性・安全性向上が図れます。	
KT-170087-A	GMS3(三次元地中レーダ探査モバイルマッピングシステム)
GMS3(三次元地中レーダ探査モバイルマッピングシステム)で、従来技術は、牽引型地中レーダ探査システムで対応していた。本技術の活用により、地下と地上のデータを一元管理でき、データの位置精度向上など品質向上、工程短縮、経済性向上が期待できる。	
KT-170067-A	符号化多チャンネル地中レーダーシステム
道路面下の埋設管や空洞などを探査する自動車牽引式の符号化多チャンネル地中レーダーシステムで、従来は、車輌搭載型地中レーダー(多チャンネル)で対応していた。本技術の活用により、一般車両と共に通常走行状態での測定が可能となるため施工性の向上が図れる。	

９．地下埋設物調査方法の選定フロー

試掘及び探査等の実施にあたっては、埋設物管理者との協議の中で、その種類、規格などからその重要性を把握し、現場の特性や費用対効果等を十分に検討したうえで実施の判断を行うこと。

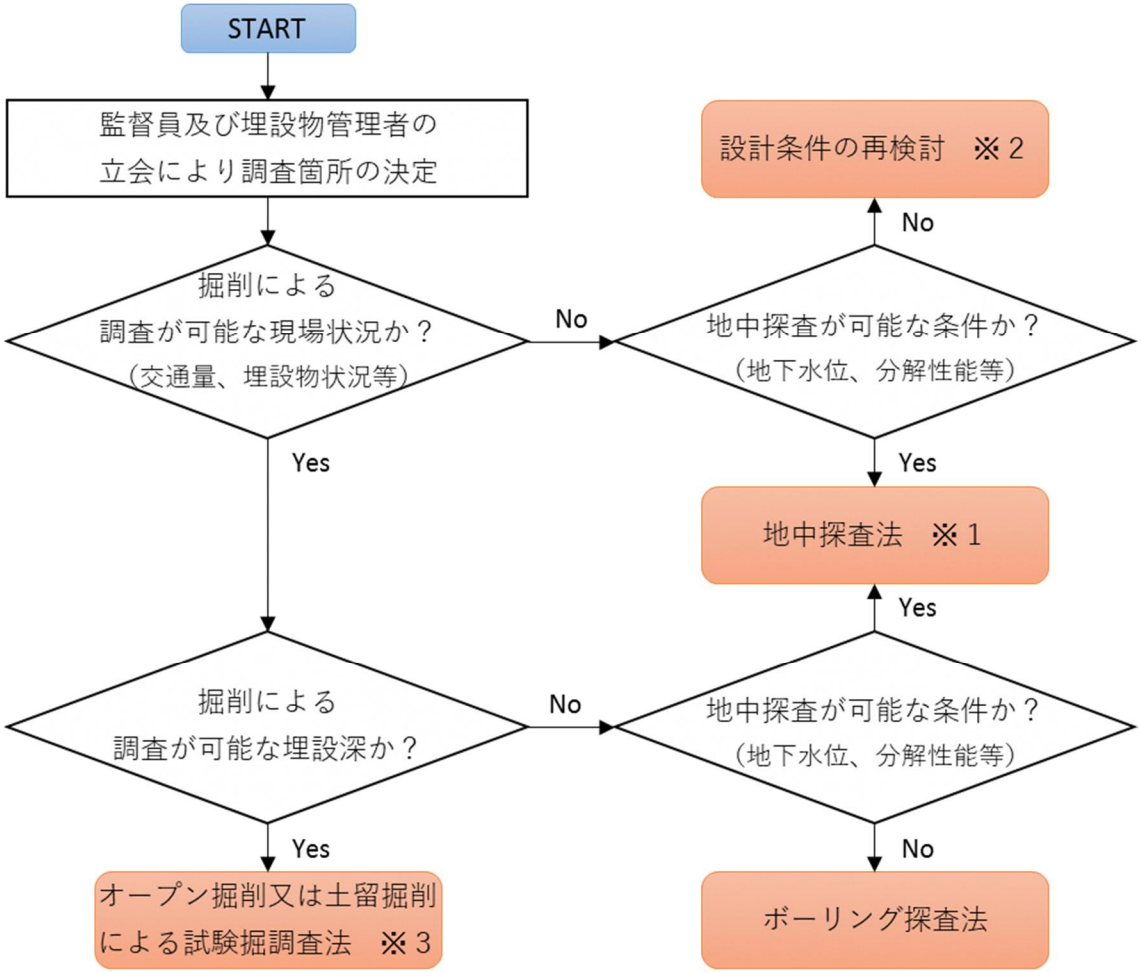

※１地中探査法の選定には、「10. 参考資料【埋設物の調査方法とその適用性】」(P. 16)及び「11. 参考資料【物理探査手法例とその特徴】」(P. 17)を参考とする。

※２地中探査法で埋設管位置が特定できない場合は、必要に応じ設計内容の見直しを検討する。

※３埋設管位置が特定できた場合でも、埋設管が確認できるまで人力掘削とする。

10. 参考資料【埋設物の調査方法とその適用性】

地下埋設物の調査方法としては、一般的には掘削での試掘調査を採用しているが、現場状況や埋設物の位置等によっては、他の適切な調査方法を選定することが重要になる。その代表的な調査方法とその適用性について下表に示す。

分類	調査方法	調査方法の概要	調査方法の適用	評価
ボーリング探査法	ウォーターホールズ	想定埋設位置において、ジェット水を先端から噴出する探針ロッドを油圧フィードにより建て込んで大略の埋設位置を探る。その後、ジェット水による水力掘削と吸引装置による掘削を繰返して、コアチューブを埋設物まで建て込み、目視あるいは CCD カメラにより探査対象を確認する。 また、コアチューブに代えプラスチッククラウンを使用することで埋設物の損傷軽減が期待できる。	一般的な施工条件による調査適用深度は、ＧＬ-15m 未満で適用する。コアチューブ内部から埋設物や支障物を目視あるいはＣＣＤカメラにより確認できる。掘削手法が、水力切削とバキューム吸引で行うことと、掘削作業の進捗に従ってコアチューブを圧入する方法であるため埋設物損傷の危険性が無い探査方法である。 ただし、設備が大掛かりとなり経済性に劣る。	○
地中探査法	電気探査（高密度電気探査）	地中部に直線上の側線を設け、一定間隔に電極を設置し、電流を流すとともに電位差を測定し、解析を行って地中の比抵抗（土層の電気的特性）分布を出力し空洞等を判定する。	探査深度 5～20m程度の比較的大規模な空洞等を対象とした調査に適用する。	×
	表面波探査	地表面を打撃し、地中の表面波速度（Ｓ波と同等）を計測し、Ｓ波速度値を解析し求める。	探査深度は、15m程度であるが、分解能が 1m以上と小規模な空洞・埋設物には適さない。	×
	電磁探査（地中レーダー探査）	地表面において電磁波アンテナを走行させ、地中の物体からの反射波を検出してその位置を判定する。	主に探査深度は地表部より 2m程度であるが、新技術により 10m程度まで探査深度を向上させている。舗装面下の空洞及び埋設管調査に適用される。	○

（参考：水戸市：地下埋設物調査の作業フローマニュアル）

11. 参考資料【物理探査手法例とその特徴】

調査種別	得られた定数とその利用法	騒音・振動	長所	短所	経済性	探査結果例
レーダ探査	定数　反射波 利用法　浅い深度の空洞や**埋設管および埋設物の把握**	なし	パルス： 平坦地では 1km 以上の探査が可能である。 深度約 2 m まで高分解能で把握ができる。	パルス： 深度約 2 m以上の探査が困難 小口径の塩ビ管等の把握が困難	○	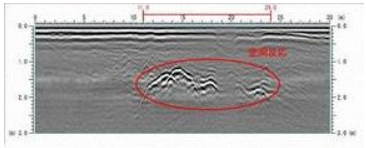
			チャープ： 探査深度がパルスレーダーの 1.5～2 倍	チャープ： 浅い深度帯域でやや精度が落ちる場合がある。	△	
高密度表面波探査	定数　表面波(V_R) = 横波(V_S)に類似 利用法　横波速度(V_S)の把握、N 値の推定、簡易液状化判定の指標	地盤を大ハンマーで叩く音	表面波速度から N 値に変換でき、N 値などの断面強度表示が可能となる。 S 波速度に類似しているため硬軟層の把握ができる。	概ね 5～10m程度の探査であるが、**埋設管など細かいものを把握することができない。** 詳細な土質判定が難しい。	△	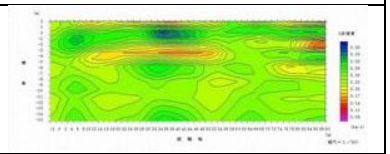
水平磁気探査	定数　磁束密度（μT） 利用法　浅層部の不発弾や金属物の把握	なし	平坦地では 1km 以上の探査が可能である。 鉄反応が顕著に出る。	**鉄物にしか反応しない。** 探査深度が 1m程度と浅い。	○	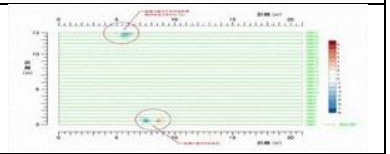
弾性波探査	定数　縦波速度（V_P） 利用法　ボーリングデータと合わせて地盤構造の面的把握、基礎深度の把握	地盤を大ハンマーで叩く音または火薬による爆発音	盛土や地山の強度や区分が明瞭に把握できる。	軟弱地盤を含め土砂層の細かい区分けが難しい。 調査費がやや高い。 交通ノイズの影響を受ける。	×	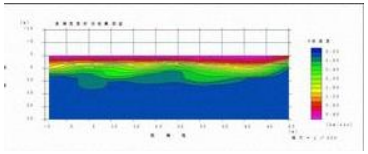
電気探査	定数　見掛比抵抗（ρ） 利用法　ボーリングデータと合わせて地盤構造の面的把握	なし	帯水層の分布が把握できる。 地盤中の断層や破砕帯が把握できる。	地下埋設物の影響を受けやすい。 詳細な土質判定ができない。 金属構造物の影響を受ける。	×	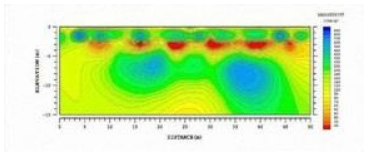
EM 探査	定数　伝導率（S/m） 利用法　埋め立て廃棄物や**埋設管等の面的把握**	なし	非破壊のため地表面の影響を受けない。	電磁ノイズのほかフェンスやガードレール等の金属構造物の影響を受ける。	○	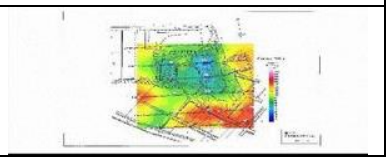

６－11　建設業法に基づく施工体制等に関する資料（地方整備局作成パンフレット）

（令和６年４月現在）

地方整備局	パンフレット名称・URL	備考
関東 地方整備局	「建設工事の適正な施工を確保するための建設業法(令和５年１月改訂版)」 https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000699485.pdf	
北陸 地方整備局	「建設業者のための建設業法(令和６年２月改訂版)」 http:// http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/kensetsu/kyoka/2402_orange_book.pdf	
中部 地方整備局	「建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて(令和５年９月改訂版)」 https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/info/qa/qa.htm	
近畿 地方整備局	「建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者(令和５年９月改訂版)」 https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetugyo/pdf/all-data_R0509.pdf	

※上記以外の地方整備局は省略